

令和 3 年

第 1 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 3 年 3 月 8 日
至 令和 3 年 3 月 19 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第1回飯館村議会定例会会期日程

(会期12日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 8	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 9	火	休 会		議案調査
第3日	3. 10	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	3. 11	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第5日	3. 12	金	休 会		議案調査
第6日	3. 13	土	休 日		
第7日	3. 14	日	休 日		
第8日	3. 15	月	予算審査特別委員会	午前9時	令和3年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（個別説明）
第9日	3. 16	火	予算審査特別委員会	午前10時	令和3年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第10日	3. 17	水	予算審査特別委員会	午前10時	令和3年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第11日	3. 18	木	休 会		議案調査
第12日	3. 19	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会

令和3年3月8日

令和3年第1回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和3年第1回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年3月8日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和3年3月8日 午前10時00分				
	閉議	令和3年3月8日 午前11時53分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 高橋和幸		7番 渡邊計		8番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法 第121条の 規定によつて 説明のため の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	細川亨	○
	産業振興課長	村山宏行	○	建設課長	高橋祐一	○
	教育長	遠藤哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局長	村山宏行	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	代表監査委員	高橋賢治	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年3月8日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件8件、その他案件3件、承認1件の計24件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が2月2日に所管事務調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が3月2日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和2年12月分及び令和3年1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 高橋和幸君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの12日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第1号から議案第23号及び承認第1号を一括

して、村長の提案理由の説明並びに令和3年度所信表明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和3年第1回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和3年度村政運営の所信と12月議会定例会以降の村政の主な動きについて、申し上げます。

まず、令和3年度当初予算についてです。

令和3年度一般会計当初予算は、112億円で、対前年度比9.4%、金額にして11億6,200万円の減となりました。これは、伐採支障木処理業務、舗装機能回復工事、農業用排水路保全工事、農業基盤整備測量設計業務などの事業費が減少したことなどによるものであります。令和3年度予算は、私が村長に就任してから初めて編成した予算であります。「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現に向かって第一歩を踏み出す予算でもあり、ふるさとの担い手が主役となった飯舘村の再生と発展を主題としております。

詳細については、予算審査特別委員会等に付託し、ご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜りますようお願いいたします。

次に、令和3年度からスタートする第2期復興・創生期間についてです。

令和3年度からの第2期復興・創生期間の開始に当たり、必要な事業を着実に進めるとともに、引き続き村民の福祉向上のために必要な施策を講じて、東日本大震災から10年を経過したふるさと飯舘村の創造的復興と未来志向型の取組を進めてまいります。

次に、昨年から進めてまいりました新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス対策については、村民の皆様、また議員各位の特段のご理解、ご協力により、幸いにも飯舘村内での感染者は出ていない状況を維持しておりますので、今後とも引き続き対策を緩めずに進めてまいります。

なお、感染症対策の切り札ともいべきワクチン接種については、副反応が生じた際の対応に万全を期すための体制整備を念頭に、帰村や転入により村内に居住されている方、村外に避難し居住されている方、高齢者施設に入所されている方、それぞれが円滑に接種を受けることができるよう、庁内にワクチン対策プロジェクトチームを設置して準備を進めてまいりました。この結果、村内に居住されている方の接種については、福島市に特段のご配慮、ご協力を賜ることとなりました。また、村外に避難し居住されている方については、高齢者施設に入所されている方を含めて避難先市町村で接種を受けることができるようになりました。なお、市町村ごとの接種日程や手続等については、調整・確認を進め、できるだけ早く村民の皆様にお知らせできるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。福島市をはじめとして関係市町村に深く感謝の意を表すところであります。

次に、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震についてです。

2月13日の深夜23時08分、飯舘村においても震度5強の激しい揺れに見舞われた地震の対応ですが、翌14日の0時25分に災害対策本部を立ち上げ、被災状況の把握、村民の安否確認等に迅速に対応いたしました。この結果、5回目の災害対策本部会議までに独居世帯

126戸だけが人等がないこと、道路上への散乱物についてはほぼ撤去が済んだこと、村営住宅14戸でテレビが見られず引き続き復旧を行うことなどを確認し、14日正午をもって災害対策本部を解散して、引き続き特別警戒態勢に移行したところであります。

その後の行政区長からの報告を含めて取りまとめた被害の状況ですが、公共建物の被害が5棟、住家被害が9棟、非住家被害が17棟、その他の被害が11件などで、おおむね軽微な被害という状況です。ただ、公共建物の宿泊体験館きこりについては、宿泊棟の天井及び壁、給湯施設の損傷が激しく、現在営業を休止せざるを得ない状況であります。また、役場本庁舎の屋根瓦も損傷を受けました。今後は、罹災証明の発行、施設の復旧・修繕について速やかに対応してまいります。

次に、課税関係についてです。

まず、震災後の平成23年度から村の固定資産税については免除措置を講じてまいりましたが、昨年度から周知のとおり、地方税法の改正に伴い、令和3年度から通常課税となります。なお、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の一部負担金及び保険税、保険料は所得要件を満たす方については、3月1日から引き続き1年間免除されることとなりました。高速道路の利用料免除については、今後の取扱いが分かり次第報告させていただきます。

それでは、12月議会定例会以降の各課の主な動きについて、報告いたします。

まず、総務課関係です。

1月10日、飯館村消防団の令和3年出初め式を希望の里学園体育館で挙行いたしました。今回の出初め式は、新型コロナウイルス感染症対策から、部長以上の幹部隊員約30人を招集して行われました。式では、赤石澤 傳団長から、新年を迎え心を新たにして村民の安心安全の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員は村民の生命と財産を守る備えをより強固にしていく決意を新たにしていたところであります。

1月20日に開催を予定していた第4回行政区長会議は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議資料を事前に配付させていただき、書面による開催とさせていただきました。資料配付に併せてご要望を書面にて聴取し、その回答を近日中に各行政区長にお送りする予定をしているところであります。

次に、村づくり推進課関係です。

まず、村の10大ニュースについてであります。

昨年の年末から今年1月8日にかけて投票を募集した結果、545票の応募をいただきました。今年の第1位は「飯館村長選挙及び飯館村議会議員選挙」でありました。結果発表につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年発表を行っていた新春村民のつどいを中止しましたので、広報いいたての紙面上での発表と、初の取組としてインターネット上で動画による発表を行いました。また、金賞をはじめ各賞の当選者に対しましては、それぞれ商品を郵送にてお送りいたしましたところであります。この事業は、村の歴史を保存するという観点でも意義ある事業と思っておりますので、来年度以降もぜひ続けてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の委嘱についてであります。

本年1月1日付で新たに1名の地域おこし協力隊を委嘱いたしました。これにより、村の協力隊の数は合計4名となりました。新しい地域おこし協力隊の松尾洋輝さんは、20代の男性で、プロゴルファーの資格をお持ちのほか、会社の代表社員を務めたり、コーヒー豆の販売を行うなど、多方面で活躍されている方です。今後は他の3人の協力隊と連携・協力しながら特技を生かして活動していただき、村の活性化を図っていただきたいと期待しているところであります。

次に、「東北復興宇宙ミッション2021」についてであります。

この取組は村と復興の宇宙桜で関係の深い一般財団法人ワンアースが主催するもので、東日本大震災から復興する東北の姿と支援への感謝を全世界に向けて発信する事業であります。具体的には、参加する自治体を選んだ品物とメッセージを書いた横断幕を国際宇宙ステーションに向けて打ち上げ、宇宙飛行士が宇宙からメッセージを読み上げるという内容であります。村からは、村産のエゴマ、「じゅうねん」の種を打ち上げることとし、去る1月28日、村役場において、じゅうねんの種10グラムを村民の生産者とともにワンアースの長谷川洋一代表理事に手渡したところであります。横断幕の打ち上げは2月に行われ、メッセージの読み上げの動画公開予定は3月11日となっております。また、5月に打ち上げられたじゅうねんは、6月に地上に帰還し、7月頃には村に戻ってくる予定ですので、宇宙から帰ってきたじゅうねんの種については、話題性もあることから、村で栽培し、特産品開発につなげたいと考えております。

次に、住民課関係です。

初めに、新型コロナウイルスの感染予防のため、2回目となります村民1人当たり1万円を支給してマスク、消毒液、加湿器等の購入費用を支援する新型コロナウイルス衛生資材等購入支援給付金であります。基準日の昨年12月1日時点で村に住民登録がある村民1,846世帯5,257人に対しまして、5,257万円を各口座に支給したところであります。

次に、一般廃棄物可燃ごみ関係であります。これまで村内の一般廃棄物の焼却処理は福島地方環境事務所へ委託して、蕨平減容化施設で処理をしてきましたが、国、村、蕨平行政区による覚書に基づき、本年3月をもって蕨平減容化施設は稼働停止するため、併せて村からの福島地方環境事務所への委託は終了します。来年4月からの一般廃棄物の焼却処理については、南相馬市から特段のご理解をいただきまして、クリーン原町センターへ焼却処理を委託することとしており、4月からの円滑な委託開始に向けて、現在事務レベルで調整を行っております。

次に、村民の帰還状況ですが、3月1日現在の村への帰還者は643世帯、1,251人で、帰還率は約24.0%となっております。これに震災後の転入者186人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は770世帯で1,481人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に195人、県内は福島市に2,316人、南相馬市に323人、伊達市に279人、川俣町に279人、相馬市に145人など合わせて3,527人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

帰村された皆様の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンター事業の利

用登録者も212人となり、サロン参加者も平均10人で、コロナ禍での県知事からの自粛要請に附帯した村の判断、要請により昨年12月末から本年2月14日までの間は活動を自粛しておりましたが、現在は感染対策を万全にし、活動を再開しているところであります。引き続き高齢者の介護予防と住民の交流の場、高齢者を中心とする住民の居場所づくりに取り組んでまいります。あわせて、高齢者の通いの場の一つとして、村内7地区で地域サロンが運営されております。7つのサロンを合わせた会員数も173人となり、十分な新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、身近な地区集会所での交流などを徐々に再開しているところであります。また、村に戻り、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業は、現在は月平均200人ほどが利用しております。

震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてですが、現在899件が申請となっており、うち871件が給付を受けております。

包括支援センターにおいては、高齢者の総合的窓口として、年間延べ700件ほどの相談業務や訪問活動、高齢者のご自宅で安心して暮らすための支援を行っております。

いいたてクリニックにつきましては、4月から12月末までの1日当たりの利用者は17人程度となっております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者が減少しましたが、引き続き診療日等については利用者の状況を見ながら対応してまいります。

今後とも被災された村民の生活状況や健康状態などを把握するため、訪問活動を一層強化するとともに、行政区等での健康教室の開催と生活習慣病対策のための栄養指導や健康づくり、介護予防などの事業の拡充を図ってまいります。

次に、産業振興課関係です。

まず、なりわい農業支援として取り組んでいる原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3補助事業についてですが、今年度は20件の事業が採択されました。これにより、平成28年度から令和2年度までの5年間で合計114件が採択されたこととなります。

次に、被災地域農業復興総合支援事業についてですが、飯舘村ライスセンター新築工事については、進捗率が90%を超え、外構工事の一部を残すのみとなりました。伊丹沢地区に整備を進めている肉用牛用施設整備工事については、西エリアについては1月中旬に工事が完了し、既に繁殖牛52頭の飼養を始めており、南エリアについては3月中の竣工を予定しております。また、八木沢地区に整備を進めている養豚施設については、3月中旬に実施設計が完了し、新年度から工事を始めることができるよう準備を進めているところであります。

意欲ある担い手に農地を集約する農地中間管理事業については、12月21日に関根・松塚行政区の出し手と受け手がそれぞれ農地中間管理機構との農地の貸借契約を締結し、集落の地権者に合計2,128万円の協力金を交付しました。現在は、来年度貸借契約を締結する行政区の準備作業を進めているところであります。

次に、鳥獣被害対策であります。村鳥獣被害対策実施隊により現在までイノシシ724頭、猿23匹を捕獲しております。また、被害防止用の電気牧柵等設置は、総延長441.1キロメートルとなっております。

次に、長泥地区特定復興再生拠点内の除染等ではありますが、平成30年度から環境省による除染と家屋解体工事が本格的に始まっており、うち、家屋解体については昨年11月までで終了しており、除染については令和3年度中に完了する計画との報告を受けております。また、除染土壌の再利用を目的とした環境再生事業については、環境省が今年度から盛土実証地においてミニトマト、カブ、キュウリ、トウモロコシなどの試験栽培をしているほか、地元住民から要望のあったトルコギキョウ、ストック、カンパニュラのビニールハウスでの生育実証栽培等を実施しており、いずれも地元の方のご協力をいただき行っているとの報告を受けております。なお、環境再生事業については、長泥行政区を含む村民の方10名、有識者5名を構成員とした長泥地区環境再生事業運営協議会が設置されており、住民、村、県、環境省、関係機関により長泥地区の環境再生のための忌憚のない協議が重ねられているとともに、マスコミへの公開も実施されているところであります。

次に、商工観光関係です。

まず、商工業者向け補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金であります。1月末までに8件の申請があり、798万円の交付を行いました。

次に、県の事業再開・帰還促進事業による、いいたてプレミアム付商品券についてですが、1月29日の販売最終日には1万3,697冊の販売実績となり、昨年度に比べ約2,700冊の増加となっております。さらには、この交付金を活用した、いいたてルミナリエが開催され、また12月11日から1月17日まで交流センターふれ愛館と道の駅までい館、ふかや風の子広場周辺が美しいイルミネーションで彩られたところであります。

次に、宿泊体験館きこりであります。平成29年5月から素泊まりによる宿泊の営業を再開しており、昨年4月から今年1月末までの利用人数は628人でありました。このうち村民の利用はそのうち37人となっております。また、宿泊以外のイオラ等の入浴施設の利用人数は、昨年4月から今年1月末まで2,960人でありました。営業再開以来、村内外の多くの皆様に利用していただいておりますが、今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数も大幅に減少しております。

なお、2月13日に発生した福島県沖地震により大きな影響を受けたため、現在休館を余儀なくされております。

次に、飯舘村の道の駅までい館の状況ですが、今年4月から1月末現在までのレジ客数は、までい館が8万8,697人、セブンイレブンが23万2,530人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、1月末までに5,215人のご利用をいただいております。昨年の8月オープン以来、コロナ対策をしながらの運営となっておりますが、積雪が少ないこともあり、村内外から多くの皆様に楽しんでいただいているところであります。

次に、建設課関係です。

まず、建設課執行の工事委託関係の進捗状況ですが、2月末現在で発注件数188件、契約金額は約56億6,600万円で、進捗率は約77%となっております。

その他、移管された他課工事は発注件数19件、契約金額約33億700万円で、進捗率は約88%となっております。

次に、2月13日発生の福島県沖地震による被害状況ですが、村道6か所の路面亀裂や路肩の沈下、落石等の軽微な被害が発生しましたが、通行には支障はない状態で、現在復旧を早急に進めているところであります。村営住宅、簡易水道、農業集落排水施設についても被害はありませんでした。農地被害については、ため池、農道等の施設の被害は確認されなかったものの、農地等の被害は行政区等の協力を得て確認を進めているところであります。

次に、教育委員会関係です。

去る12月22日に総合教育会議を開催いたしました。会議の中では、学力向上の課題や地域連携の大切さ、少人数の中での義務教育学校の在り方、バス通学の現状や運動不足の問題、ICT教育におけるテーマや進学、進路において競争意識を持たせた学習の在り方など、各教育委員より教育についてのそれぞれの思いを語っていただきながら意見交換をさせていただいたところであります。

また、この会議においては、令和3年度から令和7年度までの新たな飯舘村教育大綱を策定したところであり、子供たちが「いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りを持つ村」を築き上げられるような教育を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和3年度の就園・就学見込数ですが、こども園は5歳児8名の卒園に対し新入園児5名であり、今年度より3名減の54名、学校は9年生14名の卒業に対し新入生7名であり、今年度より7名減の60名、こども園と学校の合計人数は今年度より10名減となり、114名の見込みとなっております。

次に、次年度に向けた学習指導についてであります。先般、中教審の答申において、小学5・6年生について専門の教員が教える教科担任制を令和4年度をめどに本格導入することが明記され、対象教科に理科と算数、英語が明示されたところであります。本村では既に本年度より算数や英語の授業において、後期課程の教員が授業を行うなど、義務教育学校ならではの取組を実施しており、さらに1月の校長・副校長・園長会議において、5・6年生の算数の教科担任制など、新たな制度に先駆け、本村の教育環境を生かしながら柔軟に対応していくよう、指示してきたところであります。

次に、生涯学習課関係です。

12月12日にはキャンドルナイト、イルミネーション点灯式、商工会青年部50周年花火大会などとのコラボレーション企画として、クリスマスジャズコンサートを開催しました。クリスマスソングやスタンダードナンバーが演奏され、上品なサウンドと心にしみる歌声に満たされたひとときとなりました。

次に、村成人式であります。予定では感染症対策を万全にして1月10日に交流センターで行うこととしておりましたが、12月21日の村新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、村民の多くがお住まいの近隣市町村において新型コロナウイルス感染症の感染状況が深刻な状況となっていたため、参加される新成人とご家族の方々、関係者の皆様の健康を第一に考え、やむなく中止を決定いたしました。村では、成人式を楽しみにしていた新成人の皆様にも少しでもお祝いの気持ちを伝えようと、村の方が精魂込めてお育てになったお花を花束にして成人証書などとともに新成人お一人お一人にお届けいたしました。また、小

学校や中学校の仮設校舎時代に被災地支援でお世話になった日本テレビ放送網のご協力で、式典が行われる予定だった1月10日にオンライン交流会を開催することができました。当日は、私村長や恩師の先生方からの祝福のメッセージが届けられたほか、新成人一人一人から村に対する思いやお世話になった方々への感謝、将来への希望などが語られ、貴重な再会の機会となりました。今後は実行委員の皆様と話し合いながら、成人式に代わる再会の機会を検討してまいりたいと考えております。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない状況でありますので、職員等の感染予防対策に万全を期し、役場機能が停滞することのないよう、引き続き対策に努めてまいります。

次に、防災関係ですが、毎年のように各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。あわせて、旧飯樋小学校の飯舘村地域防災センターを速やかに供用開始し、地域の安全安心の確保に努めてまいります。

次に、令和3年度に予定されている村議会議員選挙、衆議院選挙についてであります。準備に万全を期し正確かつ適正な選挙事務の執行に努めてまいります。

次に、財政関係であります。令和3年度から施行される第2期復興・創生期間等に係る各種事業について、精度の高い財源の裏づけ及び確保に努め、効果のある予算の執行に努めてまいります。また、長期的に対応できる骨太の財政力を確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、飯舘村第6次総合振興計画について、令和3年度は計画のスタートの年となりますので、今後5年間で計画の理念実現に向けた取組を推進してまいります。具体的には、健康や産業など各分野における重点事業について、村民や有識者を交えながら実施に向けた仕組みづくりや事業の内容の検討を進めていきたいと考えております。また、地区や意欲のある方の積極的な取組を引き出し、ふるさとの担い手が主体となったふるさと磨き活動を進めてまいります。

次に、避難による急激な人口減対策として、また村の活性化対策としての、移住定住交流人口の増加に向けた事業の実施を引き続き進めてまいります。国においても、令和3年度からの第2期復興・創生期間において、交付金制度が改められ、新たに移住・定住の項目が追加される見込みでありますので、村としましてはこの制度を活用しながら、また、村独自の取組も進めながら、村の情報発信や環境整備を進め、さらなる移住者の呼び込みや定住支援、交流人口拡大を図ってまいります。

次に、帰還困難区域に関しては、夢のあるふるさとの実現に向けて、引き続き復興再生、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。まず、特定復興再生拠点区域内においては、居住促進ゾーン整備事業など、関係する復興事業を着実に進めながら、環境省の除染や環境再生事業等との調整、連携を図り、住民と意見交換をしながら令和5年春の解除に

向けた取組を進めてまいります。

一方の区域外については、昨年国から新たな避難指示解除要件が示されたところではありますが、制度の内容がこれまでの要件とは大きく違う部分がありますので、今後地元住民、行政区などによく協議検討した上で判断をしてみたいと考えております。

次に、住民課関係です。

初めに、村税についてであります。令和2年度は、固定資産税のうち償却資産分のみの課税でありましたが、帰還困難区域を除いて令和3年度からは固定資産税の土地・家屋に係る部分について、課税再開となります。村の基幹税目であります固定資産税の課税が始まりますので、適正な課税事務を行ってまいります。

次に、収納対策についてであります。来年度から、納付忘れがなく、金融機関やコンビニに行く必要がない上、期限内納付による収納率向上につながる口座振替を今まで以上に村民への周知や登録の推進を図って滞納防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全、防犯対策についてであります。必要な交通安全施設の新設や修繕、防犯カメラによる監視、さらに南相馬警察署防犯指導隊、交通安全団体等との連携を図りながら、村内の交通事故防止や防犯対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理対策についてであります。一般廃棄物は今まで福島地方環境事務所へ委託して蕨平減容化施設で焼却処理をしていましたが、本年度で業務委託契約を終了します。新年度4月からの一般廃棄物については、南相馬市から特段のご理解をいただきまして、クリーン原町センターへ焼却処理を委託することとしており、4月からの円滑な委託開始に向けて現在事務レベルで調整を行っております。分別の徹底やごみ減量化にご協力をいただくとともに、不法投棄防止対策や環境美化に努めてまいります。

次に、村民の足の確保対策についてであります。車の運転ができない方や高齢者などを対象に、村内の公共施設、金融機関、クリニック、さらに村外のスーパー等への買物への利用など、ワゴン車による送迎を行って村民の足を確保してまいります。

次に、健康福祉課関係です。

今日、医療と介護、そして生活支援は村民の暮らしていく上で欠かせないものであり、ふるさとの再生と発展の一環として構築してまいりたいと考えております。

まず、村民の生活状況と健康状態を把握するため、訪問活動を引き続き継続し、老人クラブ連合会や地域サロン、お茶会等での健康教室の開催や、生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の内容の拡充を図ります。

次に、在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外事業者に対する在宅サービス提供加算や村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業も引き続き行ってまいります。また、村内を拠点とした健康づくり、介護予防事業については、サポートセンターや7つの行政区で実施している地域サロンにて事業を展開してまいります。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでおりますが、引き続き対策に取り組み、新型コロナワクチンの接種については、他市町村と連携して村として万全の体制で取り組んでまいります。

次に、産業振興課関係です。

まず、農政関係であります。令和3年度は避難指示解除後5年目を迎えます。集落座談会を進める中で、農家の営農意向を確認したところ、農地の管理を担い手等に任せたいという意向が多いことから、農地中間管理事業を活用した農地利用集積を進めてまいります。令和元年度には上飯樋行政区において約115ヘクタール、令和2年度には関根・松塚地区で54ヘクタールの農地利用集積を実現しましたが、令和3年度にはこれらをモデルとして草野地区、伊丹沢地区、飯樋町地区、前田・八和木地区、大久保・外内地区、上飯樋地区、前田地区において農地利用集積を進めることとしており、合計で約324ヘクタールが新たな集積目標となる見込みであります。

農地の保全管理から生きがい農業へ、さらには本格的ななりわい農業へステップアップする農家に対し、各種事業を活用して支援を進めてまいります。特に、農業経営の充実と市場流通拡大を図るため、本村の気候を生かした高原野菜の振興に重点を置き推進してまいります。

なお、福島県営農再開支援事業の除染後農地の保全管理については、県特認の10アール当たり1万2,000円は継続されることになりました。加えて、他の支援メニューである農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の散布等を引き続き実施し、より高度な営農にステップアップできる環境づくりを進めてまいります。

次に、森林関係であります。平成29年度から計画実施に取り組んでおりますふくしま森林再生事業計画を基に、民有林を対象として森林整備事業を実施しており、令和3年度においても佐須地区、宮内地区、二枚橋地区と順次森林の再生を計画的に進めてまいります。

また、地域住民等による森林保全管理等の取組を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業についても、対象地の拡大を進めてまいります。

次に、除染関係であります。除染に対する住民からの問合せについては、引き続き線量測定、必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを国との協議で確約を得ております。

また、帰還困難区域の復興拠点エリア内については、除染はおおむね終了し、環境再生事業予定地、仮置場、ストックヤードを除く約30ヘクタールで環境省が地力回復工事を実施する計画であります。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出であります。令和3年度には約39万袋の搬出が計画されております。なお、除染廃棄物等が搬出された仮々置場等の農用地については、地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して農家の方へ引き渡しを円滑に行えるよう国と協議をしてまいります。

次に、食品放射性物質測定業務では、平成29年度までに導入した非破壊式の食品放射性物質測定機器10台を利用して、村民自ら測定ができるよう、引き続き支援を進めます。

次に、帰村個人線量計貸与事業では、村民の村内での生活活動での被ばく線量を管理していただくため、放射線の個人積算線量計を貸与、貸し出し、専門家による定期的な読み取りと説明、相談など、国と連携して実施します。

次に、商工観光関係であります。まず、事業再開・帰還促進事業のプレミアム付商品券

であります。商工業者の事業再開及び帰還促進を図る目的で、令和元年度、2年度と取り組み、大変好評を得ております。額面で、令和元年度は1億6,500万円、令和2年度が2億500万円と多くの村民にご利用いただきました。令和3年度は1万5,000冊、額面で2億2,500万円の事業規模で実施してまいります。あわせて、販売促進のためのイベントや商談会についても充実した実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスに伴う経済対策です。新型コロナウイルスにつきましては、感染を避けるための行動自粛により、村内でも各方面で経済的な影響が出ております。国、県の緊急経済対策に加え、村においても独自の支援策を設けて村内の事業所の支援と雇用確保に取り組んでまいります。

次に、建設課関係です。

村道、河川関係の維持管理や整備計画ですが、村道の草刈り等の維持管理については、復興庁の住民参加型地域の課題解決加速事業を活用し、令和2年度同様、14行政区で実施します。それ以外の箇所についても、今後行政区等と相談を進め、住民による協働活動の移行を進めたいと考えております。

村道の整備や修繕は、平成30年度から着手しています。舗装機能回復工事を継続して実施いたします。令和3年度からは1、2級幹線道路のほかに、3、4級村道を含めた23路線、延長21.7キロメートルを計画しております。普通河川の草刈り及び堆積土砂のしゅんせつについては、今年度に引き続き2か所の河川を実施してまいります。本事業については、平成30年度から着工し、令和3年度で完了予定となっております。県管理の2級河川については、国土強靱化の施策に盛り込まれ、河川掘削として本格的に実施する予定となっておりますが、発生する残土の処理については、行政区との調整が必要となります。

次に、村営住宅等関係ですが、平成27年度から進めてきた改修及び建て替え工事も完了し、111戸の管理運営を実施してまいります。そのほか飯野団地災害公営住宅の管理運営も引き続き行い、安心できる住宅環境の管理に努めてまいります。

次に、農林業施設整備関係ですが、営農再開に向けての農業施設の整備や機能回復工事については、事業採択された18行政区の調査設計、各種工事を引き続き早期完了を目指して進めてまいります。

次に、教育委員会関係です。

まず、令和2年4月の開校から2年目を迎える義務教育学校「いいたて希望の里学園」です。令和2年度から全面実施された新学習指導要領の生きる力及び飯舘村第6次総合振興計画に掲げられた「いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りを持つ村へ」を実現するため、義務教育学校のメリットを生かした学習により、知・徳・体の3つの柱である子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を基本とし、児童生徒の育成を図ってまいります。

次に、開園から4年目を迎える幼保連携型認定こども園、ままでの里のこども園であります。0歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児までの以上の以上児、それぞれの年齢に合ったきめ細かな保育、教育を行うこと、こども園の状況や情報を発信することにより、村の教育への関心を高め、乳幼児期から一定の子供の数が確保できるよう努めてまい

ります。

本村においては、0歳から15歳まで、こども園、学園ともにそれぞれ1施設となりました。地域との連携教育について、今まで以上に付加価値を持たせ、定着させるため、保育教諭と教職員の連携を密にした教育課程の構築や、合同行事の実施による一体感の醸成を図るとともに、地域の関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

生涯学習関係では、様々な事業を行っておりますが、事業の実施に当たっては新型コロナウイルスの感染防止対策を十分取りながら、村民の安全安心を第一に慎重に進めてまいります。

まず、オリンピック・パラリンピックの観戦事業を実施してまいります。また、東京オリンピック・パラリンピックの復興ホストタウンとして、ラオス人民民主共和国のパラリンピック選手直前合宿受入れを行ってまいります。

5、6年生を対象として、「いきいきわくわく学びの旅」を夏休み中に実施してまいります。

パークゴルフ場については、4月からのグランドオープンに向け、パークゴルフ協会や地元の行政区、企業の協力を得ながら開設準備を進めているところであります。

3年目を迎えるスポーツ公園では、利活用をさらに進めるため、各種スポーツ教室などを開催し、新たな利用者の拡大を図ってまいります。

6次総重点事業、一人一趣味事業、自主文化事業などの企画実施に当たっては、事業の一部で企画準備委員会を組織し、住民参加型で実施してまいります。特に新たに開設する、「時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業」については、村民数人を企画委員として問題解決型の連続講座を3講座実施します。目的としては、帰村している村民などが共通する課題を一緒に学び解決することで、新たなコミュニティの形成、生活の安定等につなげてまいりたいと考えておるところであります。さらに、10月下旬には村の文化祭と商工会が行う村祭り、希望の里学園の学習発表会などと連携しながら村への交流人口の増加を担ってまいります。

次に、財政運営方針について申し上げます。

令和3年度の一般会計当初予算は、編成期間を例年より前倒しし、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を基本理念として想定いたしました。また、避難指示解除から4年が経過をし、主要なインフラ等の整備がほぼ終了したこと、これまで最優先課題として取り組んできた東日本大震災からの復旧・復興から新たなステップに力強く歩み出す必要があること、また、令和3年度から着手する飯舘村第6次総合振興計画に基づく施策、私の施策目標である5つの指標に基づく事業などを勘案し、当初予算は、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとを築き上げる予算」といたしました。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第1号は、令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）です。

規定予算総額から8億3,110万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を143億

2,696万4,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に2億719万4,000円の追加、農林水産業費の農業費から2億4,462万4,000円の減、同じく林業費から1億5,082万5,000円の減、土木費の道路橋梁費から2億9,819万3,000円の減、消防費の消防費から6,387万4,000円の減などを計上しました。

歳入では、この減額に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費の設定及び地方債に関わる限度額の追加及び変更を行っております。

議案第2号から議案第6号までは、各特別会計の整理予算です。

議案第7号は、令和3年度飯舘村一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を112億円といたしました。これは、前年度に比べ11億6,200万円、率にして9.4%の減となります。うち、復旧・復興関連予算は64億8,616万円で、歳出予算総額の57.9%を占めております。

それでは、令和3年度の重点事業について申し上げます。

まず、村政方針である「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」に沿った5つに区分される各種事業について申し上げます。

1番目の「生きがいと生業の力強い再生と発展」では、ふるさとの担い手スタートアップ補助金に1,800万円、ふるさとの担い手わくわく補助金に400万円、みがきあげよう！ふるさと補助金に1,400万円、被災地域農業復興総合支援事業に11億5,793万6,000円、福島県営農再開支援事業に6億8,194万円。

2番目の「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、総合健診事業に3,684万円、予防接種事業に2,675万3,000円、サポートセンター運営事業に4,370万3,000円、村外介護サービス送迎事業に4,718万1,000円、敬老会事業に550万6,000円。

3番目の「情報通信技術（ICT）による新しい村づくり」では、テレワーク推進事業に273万8,000円、学校ICT支援事業に470万円、村民コミュニティ構築支援ICT事業に3,151万3,000円。

4番目の「ふるさと資源のフル活用」では、地域おこし協力隊活動事業に3,290万円、地域活性化施設管理事業に6,054万4,000円、もりの駅まごころ修繕事業に3,743万3,000円、事業再開帰還促進事業、プレミアム付商品券に9,755万円、道の駅「までい館」管理運営事業に3,300万円。

5番目の「生き生きとした学びの場を育む」では、時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業に123万7,000円、被災児童生徒等就学支援事業に1,170万9,000円、スクールバス運営事業に7,814万5,000円、いきいきわくわく学びの旅事業に945万5,000円などが村政運営、村政方針に沿った主な事業であります。

このほか飯舘村第6次総合振興計画等に基づく事業として、村道維持補修事業に16億6,740万7,000円、生活環境整備事業、農道機能回復事業に1億4,000万円、林道等舗装事業に1億円、河川維持事業に1億10万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に4,219万3,000円、口座振替登録推進事業に392万5,000円。

このほか、までいな復興計画等に基づく事業として、農業基盤整備促進事業に7億6,600

万円、移住定住支援事業補助金に2,162万円、農業水利施設等保全事業に2億5,905万2,000円などを計上しています。

次に、歳入です。

地方交付税は25億822万円で、前年度に比べ16.3%の増です。

次に、村債は2億3,360万円で、前年度に比べ7.2%の減です。

次に、自主財源は25億231万4,000円で、前年度に比べ7億8,964万3,000円、率にして24.0%の減であります。この主な要因は、国・県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金などの基金繰入金8億5,465万5,000円が減となることなどによるものであります。

議案第8号は、令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ8億513万8,000円としました。前年度に比べ5.2%の減です。

議案第9号は、令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ1億8,535万4,000円としました。前年度に比べ57.2%の減です。

議案第10号は、令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,941万9,000円としました。前年度に比べ258.4%の増です。

議案第11号は、令和3年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定及びサービス事業勘定を合わせた歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,276万円としました。前年度に比べ2.6%の減です。

議案第12号は、令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,352万4,000円としました。前年度に比べ1.4%の増です。

議案第13号は、飯舘村地域防災センター設置条例です。これは、整備を進めている旧飯舘小学校を有事の際は村の防災拠点として活用するため、飯舘村の地域防災センターの設置を条例に定めるものであります。

議案第14号は、飯舘村税条例等の一部を改正する条例です。この改正は、村税等に対し督促状を発布した場合、1通につき100円の督促手数料を徴収しておりますが、多くの自治体に準じ督促手数料を廃止するため、関係条例を整備するものであります。

議案第15号は、飯舘村使用料条例の一部を改正する条例です。この改正は、議案第13号に係る飯舘村地域防災センターの設置に伴い、新たにその使用料を定めるものであります。

議案第16号は、飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、簡易水道事業に従事する職員の特殊勤務手当について、技術職員に加え一般職員も支給する対象職員に加えるものであります。

議案第17号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例です。この改正は、令和3年度から令和5年度までの3年間に適用される新たな介護保険料を定めるため、所要の改正をするものです。

議案第18号は、飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例です。この改正は、国における厚生労働省令の基準の改正に伴い所要の改正をするものであります。

議案第19号は、飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例です。この改

正は、令和3年度から令和7年度までの5か年で、国の第2期復興・創生期間が施行されることから、その財源の受皿となる飯舘村帰還環境整備交付金基金の失効日を令和8年3月末まで延長するものであります。

議案第20号は、飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、会計年度任用職員の期末手当について、国や県の支給基準に合わせ年に1.4月分支給を、年に2.5月分支給に改めるものであります。

議案第21号飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について、議案第22号飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について、議案第23号飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての3議案については、宿泊体験館きこりの指定管理者が令和2年度で満了することから、令和3年度から7年度まで5か年延長し、指定管理者として指定するものであります。

承認第1号は、専決処分の承認についてです。これは、緊急を要する新型コロナウイルス感染症関連予算及び2月13日発生の福島県沖地震の災害対策費等について、2月14日付で専決処分をさせていただいた補正予算の承認を求めるものであります。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時01分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第7号令和3年度飯舘村一般会計予算について、議案第8号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、議案第9号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、議案第10号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、議案第11号令和3年度飯舘村介護保険特別会計予算について、議案第12号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、以上6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第12号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 長谷川芳博君、2番 佐藤健太君、3番 長正利一君、4番 佐藤一郎君、5番 高橋孝雄君、6番 高橋和幸君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前11時53分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月8日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 高橋 和幸

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和3年3月10日

令和3年第1回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和3年第1回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和3年3月10日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年3月10日 午前10時00分				
	閉議	令和3年3月10日 午後 2時09分				
定（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 長谷川芳博		2番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	細川亨	○
	産業振興課長	村山宏行	○	建設課長	高橋祐一	○
	教育長	遠藤哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局 会長	村山宏行	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記 会長	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	代表監査委員	高橋賢治	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年3月10日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

3月8日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に長正利一委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会及び特別委員会の活動状況であります。3月8日総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、議会改革特別委員会が調査日程等協議のため、それぞれ開かれております。

次に、村長所信表明に係る追加質問通告は1名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 長谷川芳博君、2番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。

いよいよ明日で10年目を迎えることになり、その前日でありますけれども、村議会議員としてここに立っていることに改めて責任と役割の大切さを重大さの意を新たにしているところであります。

この間、放射性物質、いわゆる毒物によって放射線被ばくにより仮設住宅、アパートなど移住させられて何重ものストレスを耐えながら病気を発症され死去した多くの村民の命に哀悼の意をささげるものであります。この10年は加害者である国、東電によって都合のよいように私たちの人生が振り回されたこと、元村長がゆうべもテレビに出演されていましたが、加害者になるに進めた名ばかりの復興でありました。なぜならば、村民の総意が国に届けられて実施されたのではないからであります。そのために、死去してまでも弔慰金を支給される方とされない方も多くありました。6年間帰村できなかったのは全村民同じなのに賠償での差額もあったこと、当初より住民は裁判、さらにはADR、最近での裁判と、私たちが被ばく者なのに加害者言いなりに進められた結果が今に至っ

ても証明されているのであります。被害県より早く新潟県ではこの原発事故の検証を立ち上げられ、私も村としての当初から専門的グループの立ち上げを要求してきましたが今になっても実現していません。村民、住民の立場での検証をすることなくして、原発の再稼働や原発建設を止めることはできないと私は思っております。

ゆえに、現在も緊急事態のままであり、最近の10年前の余震によって汚染水の漏れや、さらには高濃度の人が近づいたら死に至るほどの場所が見つかり、さらには線量計の故障など、この東電の現状から見てもこれからの放射線放出も続いていくのだろうと私は思っておりますし、マスコミ、マスメディアの報道もあります。

原発事故を起こした加害者、国、東電との協議、加害者への責任と役割についてはこれからも継続は必要であり当然としても、3つの誓いや5つの約束を掲げ被害に寄り添うことを宣言し、大企業としても健全な経営をされていますので、新村長は人格としても専門知識もあり、このたび飯館村の長といわゆる家族では言うならば世帯主となったのですから、村民や住民の健康と命を守るなりわい、いわゆる仕事、これを含めた経済的生活基盤、福祉向上など現憲法の下、人として生存できる安心安全に住める環境づくりが仕事であり、責任と役割であると私は考えております。この3か月ごとの定例会に当たり、この間の村民の不安や不満、要望に応えるために村民からの声、願い、提案を6項目15点について発言し、答弁を求めるものであります。

放射性物質、いわゆる自然界にない毒物と同じく、今見えない、臭いもしないコロナウイルス菌は移住賠償と人生の全てを奪わないのですが、人々の生活の在り方は変えているし、放射線を浴びるよりも直ちに体に影響があるものであります。放射線も私は体に直ちに影響あるものと思っておりましたけれども、原子力村グループによって真実と実態がうそとごまかしされました経過があります。

具体的に1点目として、予防検査への取組と施策ですが、検査実態、特老、診療所などでどうであったのか伺います。毎日のテレビでワクチンが万能薬のように宣伝されているが、ワクチンとは何ぞや。体に入ったことで体がどうなるのか。村民に分かりやすく、間違った認識をならないようにしないとさらなる犠牲者が出てしまいますので、具体的に見える、分かることを行政の責任として示していかなければならないと思っておりますので、このことを示していただきたい。

2点目は、時代の流れであるが、デジタル化やICT化を活用しての村民生活の雇用や営業、福祉向上についてです。復興はスタートについたばかりと2年前に県知事がおっしゃっており、昨今もそのように申し上げておりますけれども、村民の生活、原発事故の前のような生活にも人生再生にも生業なども地についてはいませんが、村長が言うわくわく人生にどう結びつけていくのか、生活そのものなりわいも福祉向上対策もそうですけれども、そのことをきちんと示していただきたい。

3点目は、幸いに飯館村感染者ゼロということで、これは役場職員関係者の方々、放射能で6年間も避難されて、その後避難解除されても放射能に振り回されながら仕事をし、そして昨年よりこのコロナウイルス菌というものに振り回され、個人的にも職場の労働者としても大変なご努力をされていると思っております。そのことに敬意を表するととも

に、災害時でもそうでしたが、やっぱり危機管理の体制が重要であると思います。日常的な連携、協議など秘匿機関を超えたものが必要であるし、危機管理体制がどういうふうにマニュアル化され、どういう体制になっているのか、村民が分かることによって日常的に可能な具体化したものを示していただきたい。

次に、中長期的な人口構造についてです。原発事故被災地でなくても全国、世界的な課題ではありますが、特に原発事故によっての、やっとなスタートにも立ったのかどうかというような当村にとっては重大ごとでありますので伺います。

まず、現状として年齢や男女、産業人材、職業別の村内実態把握と所得層による推移をどのように実態把握されているのか示していただきたい。さらに、このことを踏まえて計画をどういうふうに進めようとしているのか伺っておきたいと思います。村民の中では、役場職員や関係者、団体職員は安定した職業があり、いいなという方がおります。その方々は方々で、先ほど言いましたように自分の生活も家族もいろいろありながら公務として一生懸命働いているわけでありましてけれども、そういう点ではそういう一面的なものだけを見て言う方もおります。ですから、村全体の現状はどういうことで、そろそろきちんとした実態把握をされて、2,000人の人口であれば2,000人の人口の中での今後のことも含めて、実態をきちんとかかむことでしか施策は打てないと思います。そういう意味では、この点についてはきちんと現状実態をどうつかんでおられて、これから今年の予算を含め、来年、再来年と未来が村長の言うわくわくするような人生を一人一人の村民が送れるような計画を示さなくてはならないと思っています。

2点目は、人、インフラ、技術の視点から、明日で震災から10年目ですけれども、この間でなかなか技術やそういう意味での人材育成に向けるような情勢、施策はできなかったという事実があったと思います。ただ、これからはその点をきちんとやらなければならない。いろんな戦術や、飯館に4人の地域おこし協力隊が入って未来を見据え、いろいろやっておられるのも聞きましたけれども、そのようなことも含めて村民、役場職員、関係する方々と協力、連帯しながらどういうふうを実現可能な一人一人の暮らしの再生ができるかということが大事になっていると思います。そういう意味では人材育成や多様な働き方、経済的な活力向上、地域組織の枠を超えた連携、そういうものを総合的にやらないといけないのではないかと、そういう声も村民の中でも考えておられ、私にも提案してくれる方がおりますので、この点についてきちんと示していただきたい。

3点目は、今ある20行政区でいつまでもやれるのかということも、いろいろ各地区において言う方がおります。特に、高齢化率が70%近い中でのコミュニティ、行政区の活動、運営体制はどうなのかと。私の地区でありますと、総会も集まらないで文書のみでやるそうですけれども、方法はいろいろあると思いますが、ますます会う場、交流の場が少なくなっていくと思います。コミュニティは、ITやデジタル化でできるものではないと、完全に否定するわけではないですけれどもなかなか難しい部分もあるんじゃないかと思えます。特に高齢者、私ら年代から上になると、デジタル化、IT化だけでコミュニティができるのかといたらそうでない方が多いのではないかと心配しておりますので、その辺も含めてお考えをいただきたい。

次に、土地の荒廃防止について伺うものであります。今村長が係長として真剣に9年間取り組んできたこの集積なり土地を荒廃させない、生かすことについては全体としてやっぱりどうしても原発事故前もそうでしたが、不便な土地を借りてそこを活用して生産体制に結びつけるというのはなかなか困難です。今の飯館村の土壌はほとんど除染したつもりでも周りの84%の山々、川、小川全て、土手など、除染を全くしない場所からの放射性物質流出はあるわけです。いろんな点で状況は変わってくのでもその辺も含めて、村全体のどういう部分を集積して、どういう部分を農業集落団地なり名称はともかくやっっていくのかという。村としての全体の土地計画、利用計画を示さないと、大分いろんな土地利用についてはここ何年かでいろいろアンケートを取ったり、聞き取りをやったりして、ある程度見えていると思うんです。ですから、このぐらいの土地利用する方々、労働者なり組織があつて、この程度の土地はきちんと壊れさせないで生かせるでしょうというのが必要だと思うんですけれども、その点を示していただきたい。

あとは、どうしてもできない部分ですね。私なんかも含めていろんな方、もう無理ですと、今から機械をそろえて農業をやるような状況になっていないという方が大分おられます。そういう方のためには、田んぼや畑をそのままにして固定資産税だけ取ればいいというものじゃないと私は思います。やっぱり現状の実態に合わせた地目変更の推進を村がしないといけないと思いますが、農業委員会法やいろんなことで限度がある今の中ではできないと思います。これはやっぱり県や国にきちんとかういう被災地ゆえにどうしても除外しなくちゃならない集落、農地に入らないところがあるとか、現状としてやれない部分があるという部分については地目変更を認めたり、土地活用の推進を今度はこういうふうにしたいとか、希望によって変えられるような制度や法律に変える運動をやっぱりきちんと村長からも言うべきだと思います。こんなことを今の農業や土地の関係の法律の中でやっていたら、いつまでたってもらちが明かないですよ。そういう意味では、そういうストレスや思惑を持っている村民がいるんでありますから、それに応えることでやはり推進を図るべきだと思います。

あとは、月に1回程度農業委員会は開かれていて、農地に係る申請があつて、いろいろなルールに基づいて許可していらっしゃるんですけれども、誰でもが申請をできるかという部分も問題です。高齢化だったり、息子はどうでもいいから親の時代にちゃんとしてっかきやろうみたいな話になったり、もう土地に執着したくないという人も増えたりして、いろいろ問題起きているので、その辺も簡素化はしなきゃない、でもどうやったらそういうことができるのか。もう全部協議されてやったほうがいいと思います。復興大臣も変わったようなのでいろいろ相談しながら、まだ役場内にも国の関係の職員がいらっしゃるので、身近に相談もできるわけですから、いろいろやったらいいなと思います。まず村民、住民に応える仕事をやるのが役場であり、先ほど言いましたけれども、世帯主が村長でありますので、家族のそういう困りごとをどういうふうに法律の中で、いけないことはどういうふうに改善させていくとか、いろいろやっっていくのが仕事だと思います。我々議会もその一翼をきちんと担っていかなければならないと思っています。

次に、環境改善についてですけれども、前回は村長は専門家なのでいろいろ質問しまし

たけれども、前回は現状を確認した部分があるので、今回は31種の核種がどのように変化しているのか。既にもう何らかの影響力があるもの、まだ放射線を放出し続けているものがあると思います。そういうものをきちんと示したほうがいい。国なり東電なりは今までのやり方ですと、誰も信じたくないですね。だっていろいろ言った挙げ句トリチウムが発見されたり、いろいろ言った挙げ句放射線が高くなったりしているわけですから、どこを信じたらいいか分からないというのがこの9年間の村民や住民の意識なんですよ。そこをやっぱりきちんと影響があるものはある、放出しているものはしている、ベータ線とガンマ線とアルファ線はこういうふうに影響しているというように、分かるように示すことができると思うんです。私も分かるような資料をいっぱい持っていますけれども、図面で簡単に分かりやすいものができているのでね。ましてデジタルやそういう時代ですから、視力があったり耳が聞こえれば理解できるもの、材料というのはそろえられると思っています。

あとは、1月27日にテレビ放映された件で、テレビで元原子力委員長が、高濃度の汚染物が見つかり、大気中に出てしまう可能性があるんだということを言っていましたけれども、こういう現実には私どもの飯館の自然環境を見たときにもそういうこともあると思います。また、風力発電で問題になっていました低周波の問題、やはり電磁波を高圧電線によって発していることもある。あとは前村長が最後につくった環境条例の中で村長が許可すれば飯館村の真ん中の位置の部分にも産業廃棄物処理場ができるようです。だから、村全体を見たときに高い山での風力発電があって、高圧電線が通って、バイオマスがあって、産業廃棄物処理場が白石、上飯樋地区の間にできて、そういう環境に私は住みたいとは思わないです。これは勉強して知識を持てば住みたくないですよ。だって放射線による被ばくと風力発電の低周波と高圧線の電磁波、産業廃棄物からの汚染水やら流水、バイオマスから今度は何が出るのかは分かりませんが、これを一つでも環境改善していくにはどうやっていくのというのが専門的な知識をお持ちの村長の手腕にかかっていると思っています。

だから、元のような緑豊かな自然豊かな村に再現はできないかもしれないけれども、幾らかでもそういう環境にしていく、改善というのは求めるべきだし要求していくべきだと私は思っています。村民もそういう希望する方がおります。幸いにも、二枚橋地区でまだ低周波の影響は出ていない。川俣町民の中にはもう低周波の影響が出た方がおられると川俣町議会や川俣町から聞いておりますけれども。ですから、飯館村はまだまだそういう被害実態が出るような状況ではまだないので、いろいろ研修を十分されて飯館村がどういう環境になっていくのか、今年や来年、再来年に向けてきちんと実態を示していただければ、みんなが戻ってきたり、移住してきて村づくりに携わっていくんではないかと思えます。

続いて、命と健康の影響について。このことについても、風力発電などを勧める側の学者の意見と反対運動を起こしている医者意見、いろいろ聞くんですけども、どちらがどうだか私には判断できません。なぜなら、私はそういうものを学んできた者でも、研究した者でもないからです。でも、村も私と同じ立場では困ると思います。議会

もそうですけれども、役割責任を果たせないと思います。川俣町でやったように、賛成している、風力発電を勧めている側の学者さん、医者や自然保護団体でそれを危惧している人の話を聞くとか、今は集まりも持てないので、ネットの情報を読むとかになるかどうか分かりませんが、そういうことも含めて、来月、再来月の話じゃなくて、見通しを持ってやらないと駄目かなと思っているし、そういう提案をしてくれる村民の方、若い人もおります。

次に、生活支援と福祉向上なんですけれども、これは先ほども言いましたけれども、所得云々で村民の生活格差ができてしまう。これは国全体でもそうですけれども、まして飯館村だと特にそうなるし、厚生年金をもらっている人よりは国民年金をもらっている人が多いので所得そのものは少ないというのは村でも分かっているでしょう。だからそういう部分での村民の生活格差に対しての各種制度、各種生活保護の問題を含めて、実態が分かれば、把握できればもう一步入って村民に寄り添った形で申請をさせたり、そういう制度を紹介したり、あなたたちの実態からいけばほかから仕送りか何かがない限りはもう国の制度としてこういうものがあるということを教えることは十分できると思うんです。今は医療費がただですけれども、医療費も真綿で首を絞めるように1年ごとに、もう1年なのかもう2年なのかもう半年なのかと、通知が行くたびに村民はあといつまで続くんだというストレスをためているんですよ。役場は国の方針が来年度予算で来るからそうしているんだと言うだろうし、税金の額を決めるのは6月だから6月までにしているんだと言うかもしれないけれども、もらったほうの村民は何だ、7月まででまた切れる、7月以降どうなんだべというふうに思って、役場に言うと、役場は広報のお知らせ版のところにちゃんと書いてありますと言います。でも、見るより聞いたほうが早いから電話をよこすんです。私は一人一人に答えなくちゃならないんです。だから、そこをちゃんと通知書と一緒にこういうわけこうなんだ、だから今回は7月になっていますけれども、来年1年は無料なんですよとちゃんと分かるように書いていただきたい。通知が行ったときに一緒に見られるようにしておけば分かるんじゃないですか。だって寄り添うってそういうことじゃないの。字を読めない人にどうやって寄り添う、いろんな学歴を持っている方にどうやって寄り添う、みんな違うと思うよ。基本的に同じく役場は仕事をやって出しているんだから、書いてあったべ、出したってよく言う方いますけれども、そういう問題ではなくて、もう少しきちんと工夫されたほうがもっとすばらしい仕事をやってくれている、私らのために一生懸命やっているんだというのが伝わると思うんです。そこが大事だと思うんです。この職員の労働、社協の労働者、我々議員のやっていることが村民とお互い合意で一生懸命やってもらってどうしようとみんなしてやっているんだというように目に残るのが一番村長だって望んでいることだし、そういうことだと思うんです。

あとは、高齢者の多数が運動不足、私も含めてですけれども。これは放射能被ばくでずっとストレスを抱え、今度はコロナでストレス過重になって、孫と会えない、隣近所ともあまり長く話せない、いろいろいっぱいストレスが出ています。そういう部分で健康福祉課では努力しているいろいろやられているのは分かっていますけれども、運動不足と健

康、あと料理もそうですが、例えば毎日の生活で座っていて運動できること、ちょっと立てる人はこのぐらいまでやってみましょうとかいろいろあると思いますので、そのことも含めてやっていただきたい。

あとは追加で、先ほども言いましたけれども、やっぱり連携が大事だと思うんです。前回、議会でも消防、警察の方々など村民を見るとか村民の声を聞く、そういう人たちの連携した交流なり協議の場、これはJAとか郵便局も含めて、少なくとも年に2回ぐらいなり、定例会ごとの事前にとか必要だと思うんです。いずれにしろいる方々で見えない限りは見つけれないので、間違っても仮設住宅やアパートで孤独死したような状況だけは、病気で重症化して倒れるようなことを何日も見つけれなかったようなそういうことにはならないようにしていただきたい。そんなことが1件でもあれば、村長が幾らいろいろ言ったこと、やったことを言っても、水の泡になるんですよ。だから、大阪で自殺が起きたり子供を殺したり、いろいろな社会的ないろんな事件がありますけれども、ああいうものがあるとその行政全体が何やっているんだということになりますからね。ネットの時代でいろんな誹謗中傷もいっぱいありますけれども、いずれにしろそういうことを絶対この村からは出さないんだということを追加質問にして、質問は終わりたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問のうち、まず、人、インフラ、技術の視点からの変化に対応できる人材育成についてのご質問についてお答えします。現在帰還人口の伸びが落ち着いている現状から中長期的に見て今後一気に帰還が進むことは見通せない状況であります。このような中、まずは人材を増やす取組から進めていく必要があると思われれます。具体的には、これから村に帰ってくる村民を帰還者としてではなく自ら選んで住み直すふるさととの担い手として捉え、なりわいづくりなどを支援していくことでもともと村に住んでいた方やまた村をよく知る方はもちろんのこと、新たに村を愛し、楽しむ人材を増やす取組を進めます。また、国の重点施策として来年度は移住定住の関連事業が新たに推進されますので、国の制度を利用しながら村民との交流やその先の移住定住を推進し、新しい担い手を獲得していく取組も進めます。そして、これらの方々に、行政、地域の取組に準備段階から積極的に関わっていただく仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

次に、多様な働き方と経済の活力向上についてであります。村の基幹産業である農畜産業につきましては、現在は村外から通って農業を営む方や先端技術を活用したスマート農業を取り入れる方など、営農の仕方も震災前には考えられなかったことに多様化しております。これら意欲ある取組に対して、新技術の導入等により生産者の負担を軽減して効率化を図るほか、村が推進する基盤整備や農地集積による土地利用型の大規模経営による経営の安定化と雇用の創出、高収益型農業による新たな魅力づくり、生きがい農業からのステップアップなど、個人所得の向上につながる取組を推進していきたいと思っております。ほかにも、くしくもコロナ禍においてリモートワークやテレワーク、サテライトオフィスなど都市部から離れた場所においても事業展開が可能になるなど、様々な働き方が生まれてきておりますので、働き方と経済の活力向上につながる可能性を検

討してまいりたいと思っております。

次に、地域組織の枠を超えた連携についてであります。令和3年度予算において、地域活性化のための新しい補助制度を設けたいと考えており、その中に複数の行政区で活動を行う場合や、若者を積極的に交える場合、交流人口の増加につながるような場合などに補助割合が有利になるような仕組みをつくりたいと考えております。この制度活用により、ふるさとの魅力の磨き出し、磨き上げを推進したいと考えております。さらに、より広域的な視点で村と国、県、他市町村との関係においても村の光るところをしっかりと主張していき、国、県、他市町村と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当よりお答え申し上げます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、コロナウイルス対策についての関連質問を一括して回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2019年12月に初めて感染が確認されて以降、世界中で爆発的に感染が拡大しております。国内では2020年4月には全国に緊急事態宣言が発令され一度は終息の気配を見せましたが、その後再び感染が急拡大し、これまでに国内で累計44万1,792人が感染し、うち8,365人ほどの方が亡くなっておられます。この新型コロナウイルス感染症は主として飛沫感染や接触感染により広がりますので、予防策としてマスクなどを着用して飛沫の飛散を防ぐ、手洗いやうがいを励行しウイルスを体内に持ち込まない、感染しやすい人が密集している場所をなるべく避け、室温や湿度を調整しウイルスの生存時間をできるだけ短くするといった対策が有効であります。一人一人が新しい生活様式として今申し上げたような対策を取っていただくことが感染を予防する最も有効な手法であると考えております。

村といたしましても、ホームページでの予防を呼びかけているほか、お知らせ版へのチラシなどの同封、広報での正しい手洗い、マスクの着用の仕方などをお知らせしているところでもあります。また、検査につきましては二通りの方法がございます。一つは、37度5分以上の発熱などの症状がある場合については、かかりつけ医や県が設置している相談窓口に関先を問合せをし、検査が必要と判断された後に指定された検査機関でPCR検査などを行う行政検査であります。もう一つは、症状はないものの受診を希望する方がご自分で検査を実施している医療機関などで検査を受けるものであります。前述の行政検査につきましては検査費用は無料ですが、後述のご自分で受検される場合には実施機関が指定する検査料がかかります。検査の結果、陽性が確認された場合には陽性者は保健福祉事務所の指示に従い、医療機関への入院、または療養施設での入所を行うこととなります。また、本県では保健福祉事務所が陽性者から聞き取りを行い、濃厚接触者や接触者を特定し、行政検査を行いながら感染経路と感染範囲を特定してまいります。この手法により、陽性者の早期発見と感染拡大防止に努めているところであります。村といたしましても、発熱時のかかりつけ医や相談窓口の連絡先などを広報などを通じて村民の皆様へ周知しているところであります。

感染者への対応につきましては、今ほど説明いたしました検査後の保健福祉事務所の動

きと連動してまいります。具体的には、陽性者が確認された場合にはその陽性者が居住している市町村に保健福祉事務所から連絡があり、基本的には陽性者や市町村は保健福祉事務所の指示に従いながら行動することとなります。また、村内で陽性者が確認された場合には、速やかに飯館村新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、発生状況の確認、住民への注意喚起、関係機関への連絡調整などを協議することとなっております。特に、住民への注意喚起につきましては、個人情報等に細心の注意を払いながら、誹謗中傷や人権侵害など起こらないよう行ってまいります。あわせて、村職員に陽性者が発生した場合に備え対応マニュアルを整備しておりますが、ビレッジハウス内での分散業務の経験を基に在宅勤務体制を準備し、万が一の際にも庁内の業務停止期間を極力小さくするための対策を講じてまいります。

続きまして、生活保護各種制度の周知や申請の簡素化を求めるとのご質問にお答えさせていただきます。

まず、生活保護は最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う制度となっております。生活扶助により最低限の生活は保障される一方で、原則車は持てないなどの制限もございます。相談窓口としては健康福祉課福祉係となっております、直接本人からの相談、または親族、地区民生委員からの相談や情報提供などをいただく中で、まずは本人などから聞き取り調査を行います。申請の流れとしては、健康福祉課で簡易な書類、申請書、同意書、収入申告書などにご記入をいただき、村居住の場合であれば相双保健福祉事務所へ村が進達しているところであります。その後の扶養義務者などへの連絡確認や書類取得などは県のケースワーカーが行い、それ以外の公的証明などは福島県から依頼を受け、村で合意を取得し県に送付することとしておりますので、本人の申請としては簡素化されているものと考えております。震災以降、家庭の形態も変化がある中ではございますので、引き続き地区民生委員をはじめ関係機関と情報を共有しながら家族、親族からの支援状況を踏まえ、ご相談に応じていきたいと考えております。

続きまして、高齢者の多数が運動不足、そして放射線被ばく、コロナによるストレス過重、人との交流ができないことでの生きがい不足など、ますます福祉向上対策が求められる。来年度における施策を示せ、との問いにお答えさせていただきます。

昨年、当初より新型コロナウイルス蔓延の影響で多くの地域イベントの中止や延期があり、施設などについても利用の制限をせざるを得ない状況であったため、高齢者にとっても人との交流が取り難い1年であったと理解しております。その中であっても、例えばサポートセンターつながっぺでは密を避けるための人数調整をしながら利用前後の消毒を徹底して行うなど、感染予防対策を講じながら運営を行ってきたところであります。県による自粛要請に附帯して、昨年12月末から本年2月14日までの間は休止していたものの休止中も玄関先訪問や電話相談を継続していたことで利用者から施設スタッフへ感謝の声が多く寄せられたところであります。引き続きサポートセンターつながっぺを軸にした交流の場を継続し、高齢者のストレス解消、交流を楽しみに生活する励みとなれるよう努めてまいります。

次年度の予算については、主立ったものとして老人クラブ連合会から活発な事業展開を図るための補助金増額要望をいただき、本議会へ予算計上をしているところであります。内容としては、運動と交流を主としたレクリエーション事業を充実したいと伺っております。また、社会福祉協議会に事業委託しており、各地域サロンで行われております百歳体操事業では、村内地域活動の場で運動や交流の場を設けているところであり、次年度はその事業とは別に村外で自主活動をされている組織と協力し、健康寿命を延ばすための取組としてお茶会や介護予防事業を展開するための予算も計上しております。以上、コロナ禍ではありますが、引き続き感染予防を徹底しながら高齢者の交流などによるストレス解消の場を創出してまいりたいと考えております。

続きまして追加の質問であった部分でありまして、村民が生活する中での訪問、交流は、村役場・社協・J A・郵便局などでの実態と今後の見通し施策を示せ、とのご質問にお答えさせていただきます。

まず、村役場では、高齢者の生活状況及び健康状態の把握を含めて包括支援センターを中心に訪問業務を担っており、多岐にわたる相談内容は健康福祉課内で共有し支援に当たっております。また健康教室や生活習慣病対策の栄養指導など保健師による電話相談、訪問による相談も行っており、生活改善に努めているところであります。村民の交流については、社会福祉協議会と協力し、百歳体操やサロン事業を通して運動機会や交流の場を提供しており、新年度予算においては村外のお茶会など交流への支援も計画し、健康寿命を延ばすことを目的とした交流活動に広がりが出るものと期待しております。社会福祉協議会では、上記のほか介護拠点施設つながりにおいて日中の交流の場を提供するとともに、二班体制による訪問活動も実施し見守り状況を村に共有いただいております。

次に、郵便局の取組では、平成30年に村と日本郵便株式会社東北支社との郵便局員による見守りについて協定を締結しており、訪問時に近況などをお伺いするなど活動をいただき、その結果について毎月村に報告をいただいているところであります。

最後に、J Aふくしま未来農業組合とは平成29年に地域見守り活動に関する協定を締結し、現在までJ A職員が自宅訪問などで出かける際に、地域住民の日常生活の見守り、不審者や事故などを発見したとき早期対応できるよう体制を取っていただいております。いずれにしましても、村民が健康で元気に生活を続けられることが村の望みでありますので、引き続き活動を推進していきたいと考えております。

私からは以上であります。

村づくり推進課長（三瓶 真） 私からは、まずコロナウイルス対策についての、デジタル化・ICT活用しての雇用、営業、福祉向上施策についてのご質問にお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響は、全国規模で様々な問題を引き起こし、その対策としてデジタル技術、ICT技術の活用が注目されているところです。村におきましては、今のところ村内における感染は発生しておりませんが役場においては万が一の際に備え、庁内においてリモートワークを導入し対策を図っていくこととしております。具体的には、役場庁舎から離れた場所からも別の端末から職場の端末を操作

できるようにし、密を避け、職員の感染防止を図ってまいります。

なお、この取組は村民へのICT活用のためのレクチャースキルを職員が獲得するという観点からも重要であると考えております。また、村民生活に関わりの深い雇用、営業、福祉向上施策へのデジタル技術、ICT技術の活用であります。働く場や生活面において求人情報やコロナウイルス感染の予防、生活環境の向上のための情報発信にこれらの技術は有効であると考えられますので、インターネット、村ホームページを使ったお知らせなどで必要な情報ができるだけ早く村民に届くよう情報の更新などに努めたいと思います。そのほか、ICTを使ったりリモートワークやテレワークなどもコロナ禍の中での有効性は広く認識されているところである一方、業種によっては向き不向きもあるところではあります。

なお、こうした働き方でコロナウイルス感染予防対策を図りながら、職場の安定や雇用の拡大につながる場合は事業者への支援の検討も必要かと考えます。また、福祉やコミュニティの面ではICTを使った在宅におけるリモート診断や見守り対話などの活用例もあるようですが、これは受け手側及びサービス提供側両方の環境が現在は整備されておきませんので、今すぐの活用は難しいものと考えます。村では、震災前に村内全域に光ファイバー網を整備しましたので、デジタル技術やICT技術活用のための基盤はある程度整っているものと思っております。今後、コロナウイルス感染症の対策に関連した光ファイバー網、デジタル技術、ICT技術を活用した生活向上対策についても検討してまいります。

次に、中長期的な人口構造についての、年齢、男女、産業人材、職業別の村内実態把握と所得層による推移と計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在村が把握しております村民の年齢、男女の人口構成についてであります。令和3年3月1日現在の村の避難者情報システム上での数字によりますと、村民の数は全体で5,206人です。このうち村に住んでいる方の数は1,481人で、さらにこのうち未避難の方を含めての帰還者の数は1,255人です。これを年代別に見ますと、0から19歳までの人数が31人で全体の約2.5%、20歳から59歳までの人数が293人で約23.3%、60歳以上の人数が931人で約74.2%となっております。次に、男女の数であります。帰還者の数を同様に捉えた上での数は、男性670人、女性585人です。

次に、産業人材、職業別であります。福島県編集の市町村要覧2020年版によりますと平成22年度、つまり災害前の国勢調査における数字で産業別就業人口別を見ますと、農林水産業いわゆる第一次産業が876人で全体の28.0%、製造業、建設業などの第二次産業が1,202人で全体の38.5%、そしてサービス業、その他の第三次産業が1,045人で全体の33.5%です。現在、この就業人口がどのようになっているかにつきましては、平成27年度の前回国勢調査が避難のため村では行われておりませんので不明です。今年度、10年ぶりに国勢調査が行われましたので、その結果がまとまれば実態が把握できるものと思っております。

次に、所得層による推移であります。福島県が取りまとめ、昨年3月に発行した平成29年度福島県市町村経済計算年報によりますと、震災前の平成22年度では村の総所得は

92億5,500万円で、推計人口で割った1人当たりの所得は149万1,000円でありました。これが平成23年度では総所得が67億8,800万円、1人当たり所得が113万4,000円まで落ち込みますが、その後毎年少しずつ増加し、平成29年度では市町村民総所得は112億9,000万円となっております。ただし、1人当たり所得につきましては、国勢調査未実施により人口推計が出せないと思われまして、平成23年度以降、数字の記載はありません。また、所得層ごとの推移につきましては、村でも集計をしておりませんので現在は不明であります。

次に、所得向上に向けた計画についてであります。村では、何年までに個人所得をどのぐらいまで引き上げるといったような具体的な数字目標は今のところありませんが、村民の所得向上対策として営農再開支援事業や事業所企業への設備投資での支援などを行っております。今後も営農や事業発展のための施策や雇用の確保対策に取り組み、所得の向上を図ってまいります。

次に、中長期的な人口構造についての、20行政区のコミュニティ活動と運営体制についてのご質問にお答えいたします。

20行政区の活動は、全村避難以降、村内に居住していない住民が多い状況の中、従来の地域住民の連携を何とか維持しながら行政区の運営に努力されているものと思っております。しかし、共同作業や祭礼など地域行事への参加人数が年々減少したり、役員の成り手がいないなど、特に若い世代の参加が少なくなり、行政区運営や行政区コミュニティ活動に必要な地域住民の数が十分でないなどの問題が次第に大きくなり、運営にご苦労されているということは行政区ヒアリング、行政区長会等でお話を伺っており、村としても大きな課題として認識しているところであります。この対策として行政区の再編についても話題に上るところであります。村といたしましては当面は現在の20行政区体制を何とか継続させる方向で進めたいと考えております。そのために、令和3年度は引き続き村内の生活環境整備を進めながら、村に帰還する村民も新たに村を選んで住むとの観点で捉え、村に戻る際の支援を行い現住人口を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。また、新たな国の制度を活用した移住定住施策を推進し、新たに行政区を担う人材を増やすなど、人材面での対策を講じたいと考えております。また、令和3年度はコミュニティ担当者制度による行政区の事務的負担の軽減や新たな補助制度の創設による行政区が主体的に行う地域活性化事業への財政的支援を行ってまいりたいとも考えております。村政の運営は20行政区がその基盤でありますので、今後も行政区の維持、活性化を図るための対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、環境改善についての関連質問を一括でお答えいたします。

村では、令和2年度に村が出資するいいたてまでいな再エネ発電株式会社が大火山の太陽光発電に風力発電を併せたクロス発電をスタートさせました。この事業のため、現地には2基の風車が建設されましたので、騒音や低周波など周辺環境に影響を及ぼす可能性のある事項につきましては、事前の予測を行った上で定期的に測定を行い、継続的に環境への影響を調査することとしております。最初の調査は昨年12月に実施されております。一旦、報告書で提出があったところですが、なお今月中にその結果について詳し

く会社より報告、説明をいただくことにしておりますので、環境の影響について確かな結果の把握に努めたいと思っております。村としましては、民間事業者による事業を含め、計画段階から事業における騒音や排煙、飛灰、水質等の影響予測及び対策等を注視し、それぞれ定められた基準を超えることがないこと、また地元の意見が反映されているか否かなど、多角的な視点で採用をしていきたいと考えております。

以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは土地の荒廃防止について、関連質問を一括してお答えいたします。

初めに、村全体の土地利用計画についてであります。平成29年度から担い手への農地集積に向けた話合いを進め、令和2年度までに9集落で人・農地プランの策定が進んでおり、他の集落についても今後農地中間管理事業の活用に向けた農用地利用の意向確認や農地の集積を進めることにより、農業版の行政区ごとの土地利用計画ができるものと考えております。

なお、圃場整備がされている条件のよい農地には借手がいる一方、山際や小区画や不整形などの条件が不利な農地については借手の確保に苦慮している状況にありますが、行政区間の土地利用の調整や作付品目等の調整をすることにより、より効果的な農業生産が図られるだけでなく、新たな付加価値を創出するなどふるさとの力強い再生と発展につながるものと考えておりますので、それらの進め方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、地目変更・土地活用の推進についてであります。荒廃地となることが懸念される条件不利地については、借手が確保できるまでは中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用し保全管理を続けていただくことが必要ですが、大規模面積を必要としない高収益型農業やスマート農業など先進技術の導入による省力型農業、新規農業参入者への情報提供など担い手不足や遊休農地の活用につながる取組を検討してまいりたいと考えております。

なお、農用地の用途を変えたり地目を変更するためには全国一律の農地法等に基づく手続が必要になります。その中で必要書類や手続について定められておりますので、それらの法令から逸脱した形での簡素化はできないと考えられますのでご理解いただきたいと思っております。

また、これらの変更に伴い、それまで交付を受けてきた農政関連の交付金の遡及返還が生じたり、あるいは地目変更登記のために測量費や手数料等などの費用負担が必要になったり必ずしも地目変更が地権者にとってのメリットにならないということもあると考えられますので、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、環境改善について、放射性物質の核種と変化についてお答えいたします。

国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質はセシウム、ヨウ素、ストロンチウムなど31種とのことですが、村で保有、運用しておりますシンチレーション検出器で特定できる核種は、その放射性崩壊の過程で特徴的なエネルギーピークを示すガンマ線を放出するセシウムとヨウ素の2種類であります。ご存じのように、放射性物

質は放射線を放出することにより安定していく性質を持っており、その半減期はセシウム134が約2年、セシウム137が約30年、ヨウ素が約8日となっております。

村内における放射性物質の推移ではありますが、村では平成23年4月から各行政区の宅地、農地における定点での空間線量の測定を続けております。農地については、平成23年4月は1時間当たり村内平均で7.63マイクロシーベルトでありましたが、令和3年2月は0.31マイクロシーベルト、宅地については1時間当たり村内平均で7.21マイクロシーベルトでありましたが、0.19マイクロシーベルトに低減しております。村では、引き続き村内の放射性物質の定期的な計測を続けまして情報発信に努めてまいります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 何点か再質問をさせていただきますけれども、まずコロナウイルスについて、スタートから日本の感染者を少なく見せるためにWHOに日本政府が働きかけたり、もともと国立感染症研究所の大リストラで、10年間で20億円も感染症の研究費用を削減したりした国ですし、新型コロナ感染予防対策にしても自粛の必要性や科学的根拠、ウイルスの存在そのものも科学論法で示していない国であるということで、いろんな先生方が国民に示すべきだとなっておりますし、今度の厚労省が出した医療従事者への範囲で感染予防の効果を期待するものではないという文書もあります。このコロナウイルス菌のワクチンそのものも劇薬なんですね。劇薬というものがどういうふうに影響するかというのもないですけども、このワクチンを受けたことでの副作用や、命をなくす人も世界的にはおられますけれども、それは、ファイザー社の社長も言っておられますし、辞めている副社長も証言していらっしゃいますけれども、なかなか安心安全なワクチンだというふうにはなっていないです。何か、ワクチンをめぐって金もうけとか、ある国は無料で他の国にワクチンを持って行って、国と国のいろんなことをやっているとか世界的に何かいろいろあるようですけれども、そういう点では例えばワクチン投与に関する契約書なんかも、ワクチンによって体に異常があった場合は、きちんと損害賠償なりなんなりやりますとか、そういうものも特にないでしょうけれども、国でもそんなことやれと言っていないからね。

ですが、村は地方の時代と言われて久しいです。だから、国が言わないから何もやらなくていいのかどうかもあるし、少し思いや考え方に入れて取り組んでほしいなと思います。だから、医療従事者において必ずしも予防効果を期待するものではないと厚生労働省が文書化して出していますから、ワクチン投与すれば感染しないとかマスクしなくて自由行動ができるとかそういう誤解をされないようなことが大事だなと思っていますので、一言。

健康福祉課長（細川 亨君） 村のワクチン体制、接種体制についての方針に準じて、抗体がしっかりできるように接種をしっかりとやっていきたいと思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。

8番（佐藤八郎君） あとは放射能関係ですね。私はテレビに映ったものと調べたもので知識を得ているものですから正しいかどうかは分かりませんが、緊急事態宣言は今も発令中なんですよ。ですから、20ミリシーベルトまではいいんですよ、8,000ベクレル

までは何やってもいいんですよというふうになっているんです。しかし、この間テレビで言われたように約2京から4京ベクレルの原子炉格納容器の蓋が高い線量が出たとか、今度の地震で汚染水が流れたとか。あと汚染水問題、海に流すことについても、昨日漁協組合の方が絶対福島漁連としては許されないと書いていました。前村長はどちらにも返答しなかったんだかどうか分かりませんが、その辺は新町長はどういうふうに考えるか分かりませんが、幾ら被災6町村の協議会から離脱したからといって浜通りの漁協者の思いや願いに背くような行動というのは、私は村長としては慎むべきだと思っていますし、あとは検査なり検証を10年たって村独自にしていけないと、どうも国とか官公庁で言っていることをうのみにするだけでは駄目なんじゃないかと思います。村でもみんな線量計や検査機を持っておりますので、そういう方々の総合的な実態調査をするのも私は地方の時代の実施的な自治体としてのあるべき姿かなと思っていますので、その辺ではどういうふうに考えているでしょうか。村長。

村長（杉岡 誠君） 実態調査はすべきというご質問かなと思いますけれども、ご承知のとおり空間線量率についても使う線量計やあるいは測り方によってかなり数値が異なるという部分もあります。ですので、個人線量計の貸出しを村としてもしておりますけれども、単にその数値だけを個人が把握すればということではなくて、それをデータとして吸い上げて、さらに今このような傾向がありましたと、動向がありましたという解説も含めて、今させていただいているという部分がありますので、一意に数値だけが独り歩きをしたり誤解をしたりしないように、あるいは一方的な見方といいますか、一方的に例えば安心だよと言ってみたり、安心じゃないよと言ってみたり、そういうことがないように知識を持って対処できるような解説といいますか、そういう補助的なものも含めてすべきだなと思っています。

なお、村としてやはり国、県からいただいているいろんな情報等もありますので、おっしゃるとおり10年目ということもありますので、様々な形で検証なり検討なりをすることも必要なと思いますので、今後検討させていただきたいと思うところであります。

8番（佐藤八郎君） 実態に合った土地の評価の仕方、税金のかけ方というのをすべきだと思うので、産業振興課長はいつも国の農地法云々と言いますがけれども、こういう原発事故で放射能が放散した地域なんですから特区としてきちんと預かって、その土地はどういうふうにするとか何か考えないと、今のままで、規定の中で出していったら自由になっていくのかな。田んぼや宅地が自由に雑種地になっていく。村民がもう耕作地として使わないでいるから、そうしたいと言ったら、来月の20日までに申請を出せばすぐ許可が下りてくるのかな。国のほうに従えとばかり言っていますけれども、こんなことは原発事故がなければする必要はなかったんですよ。原発事故でこんな状況になってからこういうことが、こういう思いが村民の中に出てくるんですから。そういう意味ではどうですか。

産業振興課長（村山宏行君） なかなか利用者がいない、それから放射性物質が心配ということで利用されない農地、そういったことが増えてくるということをご心配されているのかなと思います。ただ、村としましては、やはり農地法でしっかりとまずは村の大切な農

地、そういったことを守っていただく、それが原則であると考えております。その上で、ご質問にありましたように、山際であるとかそれから利用が不便であるとかそういったところについてはそれなりの対策を考えていくと。一律にこういった汚染された地域だから、農地法の規制を緩める、そういったことは今のところは考えていないというところでございます。

なお、税金につきましては現況課税でありますので、宅地がそのまま高いお金で取られるとそういったことはありませんので、なおそういったことでお願いしようと思っております。

8番（佐藤八郎君） 新村長になったので、現実実態に真実に基づいて新たな、国、加害者にきちんと言うべきところは言う、ならぬものはならぬという要望をきちんと出していき、そういう形で村民の代表として頑張っていたいただきたいと強く要望いたしまして、発言を終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、1番 長谷川芳博君の発言を許します。

1番（長谷川芳博君） まず質問の前に一言。明日で東日本大震災10年目を迎え、長かったなという10年を考える人、短かったなと考える人、人それぞれの震災の10年だと思うんです。今、ここ数日メディア等も震災関連のが増えてきて、私もテレビを見ながら感じたことがあるんですけども、形に見える復興はされていても心の復興というはまだ止まっている、特に年配の方々が大勢いる状況なのかなと。この飯舘村の村民の方々もそういった方もまだ大勢いると思うので、ぜひ新村長、この村の心の復興というのも重点を置いて進めていただきたいなと願っています。

質問に入らせていただきます。2つです。

まず、村の今後の学校の在り方について。児童生徒数をどのように増やしていくのかというのをまず伺います。

あと2つ目、村外での営農者再開している方々について。今までの方ではあるんでしょうけれども、これから村としてさらにどのような関わりをしていくのか伺います。

村長（杉岡 誠君） 1番 長谷川芳博議員のご質問2点のうち2点目、村外での営農者についてお答えいたします。

村では、平成23年4月に計画的避難についての報道があった直後から村外での営農継続や避難先での生きがい農業のための農地探しに取り組み、平成24年度からは村外での営農再開、一時就農を支援してきております。内容としては被災地域農業復興総合支援事業で19件、被災農業者向け経営体育成支援事業で1件、園芸産地等復興総合支援事業で2件、園芸産地復興支援対策事業で11件、避難農業者一時就農等支援事業で40件、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業で14件、避難農業者経営再開支援事業で9件、プロフェッショナル経営体創出事業で1件の合計で延べ97件、49経営体となります。このうち24経営体については村内でいち早く営農を再開しており、村内約100軒のなりわい農業の牽引役となっているところであります。

また被災地域農業復興総合支援事業の事業実施主体に対しては年1回現地に赴き、経営の状況を確認しているところであります。これらの取組は、平成23年12月に避難中の営

農再開についての農業者アンケート調査を実施したところ、営農再開する意欲がある方が全農家数の僅か6%弱しかいない現状であったことを受け、村内ではすぐに営農再開はできなくとも村外で営農を継続することにより、農家の営農意欲を維持し、将来村内で営農再開するための種を残すことに主眼を置いて実施してきたものであります。

村は平成29年に避難指示が解除され、徐々に村内で営農を再開する方が増えつつあります。しかしながら、帰還困難区域を含め、様々な事情により村外で営農せざるを得ない状況にあることも理解しております。村外で営農されている方々については、ふるさと飯舘村への思いを強く持ちつつ新たな販路を開拓し、あるいは新たな村との連携を模索、実施しているふるさとの担い手でもあると考えております。したがって、避難から10年、避難指示解除から4年が過ぎようとする中で、ふるさとの担い手としての情報発信や情報共有、産品づくりや商品PR、道の駅までい館での販売などこれまでの村との関係を生かしつつ、さらにふるさとの魅力をアップさせるための連携や取組が可能であると考えております。

他のご質問については、担当からお答えいたします。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、1点目の児童生徒数をどのように増やしていくのかについてお答えいたします。

飯舘村第6次総合振興計画及び教育大綱において、竹のようにしなやかに石のようにどっしりと自らに誇りをもつ教育を本村学校教育の目指す姿として掲げております。本村の学校は、今年度4月より義務教育学校としてスタートしたことや少人数教育の特徴を生かすことにより、学年の区切りにとらわれず長期的な視野で一人一人の子供たちと向き合い、学びの段階や個性に応じたきめ細やかな指導を行うことができいております。また、地域の方々の協力を得ながら学習することにより個性を生かし、生きる力を育み、ふるさとにそして自らに誇りを抱ける教育を進めているところであります。

また、不登校など悩みを抱える児童生徒については、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに丁寧な対応を行っていただくことにより、例えば他の市町村ではそういった悩みを持っていた子供であっても本村の学校に来てからは自然とクラスに溶け込むことができるなど、ほかには例のないほどの改善が見られる事例もあります。さらには今後の心の教育の一環として安心できる居場所や時間を提供するための事業として、子供たちが共同生活を行いながら通学する合宿活動を令和4年度から、また村外の子供や親の短期的な受入れを令和5年度から実施するという計画を飯舘村第6次総合振興計画に盛り込んでいるところです。これらの特色ある教育活動を実践し積極的に発信することにより、本村の学校への就学希望者を増やしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

1番（長谷川芳博君） 質問1に対して再質問をします。今教育長から説明があった内容を見ると、一言で言うとすばらしい内容だな、飯舘の子供たちはこういう施策に基づいて学ばれるというのは非常にいい学業になるだろうと私も思いました。ただ、今いいたて希望の里学園卒業、今年初めての卒業を迎えて、今年度新年度入学者がどのくらい入って

くるのかというのが私はまだ分からないですけれども、この質問をしたのはこの内容を今聞いていると、一つは少人数教育の特徴を生かすことにというところがあるんですが、今の人数のままやっていくのか、いやもう少しキャパを増やして1学年当たり3人ないし4人ぐらいは増やしていきたいという、そういうお考えがまずあるのか。村としてどういうふうに考えているのか回答をお願いします。

教育長（遠藤 哲君） まず来年度のいいたて希望の里学園の入学生、入学予定児童になりますが6名ということになりまして、今年度より10名減になります。しかしながら、こども園のほうに0歳から5歳まで54名在園しておりますので、この2年の状況を見ているとほぼこども園を卒園した子供たちが入学してくるということで、このこども園から希望の里学園に入学していただければ、児童生徒数の確保は何とかなるだろうと見込んでいます。ですから、そういう意味でもこども園と希望の里学園で十分に連携をしていきたいと考えています。

それから少人数教育、確かに魅力であります。私たちというか私の現在の考えとしては、学年10名程度にはしたいなと、二桁にはしたいなと思っております。現在のところ、次年度二桁になるのは小4の12名、そのほかの学年は3名から7名というふうに一桁です。できれば10名にはしたいなと思っております。仮に二桁になりましても少人数教育というのは十分に実現できると考えております。

以上です。

1番（長谷川芳博君） 飯舘村が美しい村に選ばれた理由は、もちろん風景だったり、山あいのどかさというので選定されていたりもするんでしょうけれども、私はその中に優しい村民、その人柄が選ばれている理由にもあるのかなと認識しているんですけれども、これ何を言いたいのかといいますと、私は学校の人数を増やすために今提案したいことがあります。

今全国でアトピー性皮膚炎だったりぜんそく持ちの子供だったり、あとは食物アレルギー、食べるものが限定されるような子供たちを多く抱えて悩んでいるご家庭が多いんです。そこで、この希望の里学園、飯舘村、まだまだ放射能という問題もあることから、ります。完全に100%安心だと国ではお墨つきは入れていないですけれども、まず放射能は一旦置いておいて、他校で不登校であったり、そういう心のケアが必要な子が飯舘に移り住んで伸び伸びと学んでいるというのも踏まえると、そこにそういった体のアトピーだったり食物アレルギーだったり、そういう悩みを抱えているお子さんをこの飯舘村で学ばせて、学校給食では一人一人に合った、徹底したアレルギー対策を行って、子供を飯舘の伸び伸びした、環境のよい、空気のよいところで、なおかつ少人数での行き届いた勉強、このことによって飯舘村の美しい村での学びが生かされてくるんじゃないでしょうか。

私は、議員になって思っているんですけれども、この村を何とか人を1人でも2人でも増やすことをとにかく考えなくちゃいけないのかなと。学校も一番大事で、子供の人数が1人でも多く、そうするとご年配の方々も心強いんじゃないかなと、そういうふうになっていくような気がするんです。そういった施策をPRして、村へ呼び込むというこ

とを一つの生徒を増やす対策として考えてはいただけませんか。ひとつ回答をお願いします。

教育課長（佐藤正幸君） 長谷川議員のアトピー性皮膚炎なりぜんそくなどの疾患を持っていて、それを改善するために村の澄んだ空気、そしてまた緑の多い環境を選んで、そして村のほうに来てくれるというような方がいれば大変ありがたいなということであると思っております。ただ、主立った学校給食における食物アレルギー対策、対応については、文部科学省により示されている学校給食における食物アレルギー対応指針というものがあって、それにより学校設置者が学校の置かれている諸条件に応じて最も適切と考えられる方策により対応することとされているところでございます。

対応方法としましては、アレルギー対応食、当日の献立の部分提供、あるいは一部の品目の除去食、弁当対応など様々な方法が考えられるんですが、本村の学校給食につきましても調理室の設備状況、また現在の食物アレルギーのお子さんが少人数であることを踏まえて、一部の品目を除去するというように対応しているところであります。食物アレルギーについては、お子さんお子さん、お一人お一人の状況が違ってまいりますので、アレルギーのお子さんが多くなればなるほどその対応には困難を来すというようなこととなりますし、冒頭申し上げましたようにそれぞれの学校が状況、条件に応じて適切に対応するというところになっていくところであります。本村の学校独自のPR要件とするということは大変難しいのかなと考えているところであります。

子供たち一人一人に寄り添った本村ならではの教育による児童生徒の増加といたしましては、先ほど教育長より答弁させていただきましたように、学びの段階や個性に応じたきめ細やかな指導、そして安心して学べる環境づくりを重点に学校の魅力を発信することでPRをしてまいりたいと考えているところであります。また、これらの成果によって本村に移住し通学をさせたいという方がいる場合については、住居問題とか、働く場所の問題、そういった対策もしっかりしていく必要がありますので、担当部署との情報共有を図り、また連絡を密にしながら丁寧に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。

1 番（長谷川芳博君） 引き続き子供に寄り添った施策をひとつよろしくをお願いします。

2 つ目の村外での営農者について、これから村の関わりはどのようにしていくのかの再質問なんですけれども、去年はコロナの影響もあったんでしょうけれども、村外で再開した営農者との意見交換会というのは毎年されていたんですか。去年は、コロナの影響で多分やっていないというのは分かるんですけども。

産業振興課長（村山宏行君） 村外での営農再開者、それから村内での営農再開者、どちらも含めてということですが、農業委員会の主催で農業者との意見交換会ということでも毎年実施しておりました。ご指摘のように昨年度分について、それから今年度分については、昨年度は農業者ではなくて学生さんですね。学生さんを入れながらということで交流会を行っております。今年度につきましても、コロナの影響ということがございまして、感染防止のために見送った状況でございます。

1 番（長谷川芳博君） 今年は、コロナがどこまで落ち着くかによって実施されるかまだ分からないと思うんですけども、ぜひ懇談会をまた学生も取り込んで実施していただきたい。今新規で移住して新たに飯舘村で農業を始めた方々もいて、そういう人たちは全く右も左も分からない、心細い手探りの中で始まっているので、村外で再開した人の土地の合ったやり方、村外に行って、飯舘より3か月営農をする期間が長いから所得が上げられるんだとか、そういったミックスしたような意見を踏まえて、現飯舘村の営農者、営農を再開する人、これから移住する人が、少しでも多くの所得向上に上がるようなそういった意見交換会で情報を共有して、村内外を自由に行き来できるようになるといいなと思います。その辺はどのような形でできるのかお答えください。

産業振興課長（村山宏行君） 営農に関する情報提供ということでありまして、村外に行かれた方でもやはりそういったことが必要、あるいは村内の農業者との情報交換によって得るものもあると考える方については、そういった交流会をしっかりと持てば参加してくれるものと思っております。コロナの状況で今年度については見送りましたが、来年度につきましては、ぜひ開催をしたい、再開をしたいと考えておりますので、今後とも農業者に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えています。

1 番（長谷川芳博君） ぜひ、また懇談会ができるようになった場合は、ひとつそういった情報公開とかを含めて、情報交換に長く時間を持てるようなやり方でひとつお願いしたい。私の質問はこれで終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） これで長谷川芳博君の一般質問を終わります。
喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 続いて、5番 高橋孝雄君の発言を許します。

5 番（高橋孝雄君） 5 番 高橋孝雄でございます。令和3年3月定例会議一般質問をさせていただきます。

光陰矢のごとしと申しますが、あの未曾有の大災害から明日で満10年になります。忘れもしません。平成23年3月11日午後2時46分東北地方を襲った大きな地震、そして津波によって多くの貴い命が奪われてしまいました。今なお行方の分からない方々が多くおられます。家族の心情、察して余りあるものがございます。その津波によって東京電力福島第一原子力発電所の1号機から4号機までの冷却水を循環させるポンプが津波をかぶり運転不能になり、原子炉の温度は上がる一方でありました。ついに、爆発という最悪の事態になりました。その原発にヘリコプターで海水をかけている映像を見たとき、これで福島県の浜通りは終わりになってしまうのかなと、このような懸念をしたわけがございます。というのも、やはりチェルノブイリの原発事故の映像を思い出したからであります。しかしながら日本は違いました。10年後の福島原発は燃料の取り出しもかな

り進んでいると聞いております。やはり日本政府は原子力災害を復興するために全力で取組をしていると感じたわけであります。飯舘村も震災前の公共施設や道路などもしっかりと整備されましたが、除染については宅地、農地、道路から僅か20メートルしか済んでいないのです。今後は、やはり生活圏の里山を干ばつ、整備をして山の恵みを利用できるようにしなければならないと思います。そうなれば、帰還する村民も多く、そして山菜取りやキノコ取りなどもできて、杉岡村長の言うようにわくわくする飯舘村になると思います。そのための協力は全力でさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目は、帰村した村民の近くにある倒壊寸前の空き家について。屋根みの中にある倒壊寸前の空き家は、近隣住民の頭痛の種になっております。地震とか台風のときはかなり危険なので、このような建物を何とか壊すことができないものかお伺いをします。

2点目でございます。飯樋川の土砂撤去について。確かに、これ県管理の河川になっておりますが、やはり年々たまり続ける河川の土砂により、大雨が降るたびに作付した水田に泥水が流れ込むことが度々あります。早急に撤去をしなければならないと思いますが、村長の考えをお伺いします。

3点目は、携帯電話不通話地区の解消について、帰村した村民との連絡が取れないことが度々あります。特に須萱地区、飯樋割木地区については、大手携帯電話会社に採算を度外視して取り組んでほしいと思います。村として強く要望すべきだと思います。村長の考えをお伺いいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 5番 高橋孝雄議員のご質問3点のうち、3点目携帯電話不通話地区の解消についてのご質問にお答えいたします。

村では、平成30年度に各行政区長にお願いをし実施いたしました不通話地域の調査を基に、福島県に対して昨年4月までに不通話地域の状況を報告しております。ほか、国に対しても、一昨年11月末に東北総合通信局に対し、不通話地域解消に向けて携帯電話事業者への働きかけを要望したところです。また、携帯電話事業者に対しても改善に向けた要望を継続して行っております。そうした取組もありまして、ここ数年では佐須地区、小宮地区に、また今年度は八木沢地区、大倉地区に基地局が設置されているところであります。

一方で、ご質問の須萱地区、飯樋割木地区についてであります。まず須萱地区については令和2年春に事業者同行の上、現地調査を行いました。この結果、住居が集中しているエリアの屋外においては不安定な状態ではあるものの一応携帯電話が通じることが確認されたという状況であります。また、割木地区においても、村単独で現地調査を行ったところ、同じく屋外において全般的には通話ができるものの場所によっては電波が不安定な場所、また携帯電話会社によっては通話ができない場所があったことを確認しております。以上の状況から基地局設置に対する補助金の現行の制度上は携帯電話が通じるエリアとみなされてしまい、携帯電話の事業者が1社で単独設置する場合では最大費用の3分の1の補助が受けられるものが対象にならないということで、事業者として

は設置は難しいとの判断になる可能性が高いものと思われま

すが、以上が現在の状況であります。一方で村では、携帯電話の不通話エリアの解消は村民の帰還、移住定住の促進など様々な分野で重要であると認識しておりますので、今後も引き続き国や県、事業者等に対して強く要望してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当からお答え申し上げます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問の1番、帰村した村民の近くにある倒壊寸前の空き家についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります倒壊寸前の空き家については、村としましても行政区ヒアリング等で行政区長、行政区役員の皆様からある程度実態を含め伺っており問題として認識しているところであります。村としての対策としては、美しい村づくり条例に基づく建物の所有者への指導、勧告、さらには命令などがあります。実際に村ではこれまで何軒かの所有者には連絡を試み、物件の良好な保全管理のお願いや解体の意向などについて伺ってまいりましたが、なかなかご理解が得られず、また所有者個々の事情があり、現在まで改善の状況は見られないという状況であります。また、建物の解体については、その権利が所有者にありますので、所有者に改善に向けた意向がございませんと解体を含め対策を実行することは非常に難しいものと思われま

す。以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、5番 高橋孝雄議員の2、飯樋川の土砂撤去について、早急に撤去しなければならないのご質問についてお答えいたします。

初めに、村管理の普通河川の土砂撤去の状況を報告しますと、普通河川17河川のうち今年度末までに完了が15河川で、残り2河川については令和3年度に完了させ、全ての普通河川の土砂撤去が終了する予定となっております。

次に、県管理二級河川の今年度の状況ですが、二級河川新田川は関沢中頃の1か所、二級河川飯樋川は小宮山辺沢地内、飯樋前田地内の2か所、二級河川比曾川は長泥の1か所が発注されているとの情報です。

ご質問の県管理二級河川飯樋川の状況ですが、平成29年度から土砂の撤去や堤防のかさ上げ工事を実施してまいりました。村内の管理二級河川は全体で6河川、延長が約65キロメートルと及びますが、年度内予算額が限られていますので、優先順位をつけて実施しているという状況でございます。令和元年度の台風19号災害では、県内でも河川の決壊等により多くの被害が生じました。その教訓として、県では民家に影響する人的被害が想定される箇所や道路などの交通機関に影響を及ぼす箇所の復旧を重点的に進め、徐々に範囲を広げて実施しているところであります。その結果、農地等の優先順位が遅くなっているのが現状ですが、国で定める国土強靱化計画に基づき、県単独で緊急浚渫推進事業債の活用により予算規模も大きくなってきていますので、令和3年度内に圏内の二級河川の全てが完了するように引き続き要望してまいります。また、村でも地元の聞き取りや現地調査を行い、優先順位や掘削した土砂の処理方法を協議し、役場と地区

が一体となり復旧を進める形を構築したいと考えております。

以上であります。

5番（高橋孝雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の村民の近くに倒壊寸前の空き家についてでございます。確かに、これ村としては頭の痛い問題だと思います。しかし、当の近所の人たちはもっと頭が痛いはずで、名前は申し上げませんが、一応写真で添付してありますので、それに目を通していただければ分かりますが、いつ壊れても不思議でないような家がございます。それで、風が吹くたびに、今度は何か物が飛んできたとかそういうことがあります。しかも、客商売の人もあって、それが1メートル50ぐらいしか離れておりません。もし、これ崩れたらどうするんだというような話があったので今回の質問をさせていただいたわけでございます。やはり、美しい村でも山の中にあのような住宅があったのでは美しい村どころじゃなくて危険な村になってしまいます。そののちをよく考慮して、何とか壊せる方法はないものか、手当てすることはできないのか、そこを改めてまたお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 高橋孝雄議員の再質問にお答えをいたします。

この家屋について、何とか手入れをすることができないのかということでありまして、先ほどの答弁でもお答えしましたように、現在美しい村づくり条例の中では前段、やはり所有者の方へのお願いといたしますが、そういうところから始まって、次第に指導、勧告、命令という形でだんだんお願いが、度合いが強くなっていくというようなそういう形でございます。あくまでも所有者の方にご理解をいただいて、所有者の方自らによってそれぞれの物件について手入れをしていただくということになっております。なかなかこれも答弁の中で少し触れましたが、どうしても所有権といたしますか、それぞれの権利の中にその建物がございまして、村がそこに代わって行うということは、そういった権利の部分あるいは費用負担の面というところで、なかなか対応が難しいというのが状況でございます。

以上です。

5番（高橋孝雄君） お話の内容は分かります。しかし、もしこれが倒壊して事故なんか起きた場合、この家主が弁償する能力もない、これじゃ本当にこの住民は泣き寝入りになってしまいます。まして村でも責任がないということになれば。ですから、そのところは定石どおりじゃなくて、何らかの事業とか何か持ってきて壊してやるとか、そういう努力はやはりしてほしいなとこのように考えています。その点、どうですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 確かに、現行制度でいきますとなかなかできないというのはご理解いただいているのかなと感じておりますが、だからといって手をこまねいてという部分もありますので、今この場ですぐこうするというようなお答えはできない状況でありますけれども、そのほかのいろんな制度や仕組みを使って何とか改善ができないかなどにつきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（高橋孝雄君） それで、恐らく住宅確保の賠償も受けていない人もおるわけですね。だから、多分ひいじいちゃんの名前か何かになっているからとか、恐らくそういうことも

できないんだろうと思うんですが、これ困った問題で、何かいい方策はないのか、よく検討してそういう方法を見つけてほしいなとこのように思います。

それでは、2点目の河川土砂撤去について。先ほど副村長からいろいろと答弁をいただきました。できる限り撤去を進めるということでございますので、何とぞよろしくお世話になります。

3点目の携帯電話不通話地区についてでございます。私、これ2回目なんですけれども、ご承知のように震災前は1軒1軒全部固定電話が引かれていたわけです。しかし、避難中になり、解約した人がかなりおまして、携帯電話だけで連絡を取るという村民がかなりおります。その中でやはりうちの中にいるのに携帯電話が通じないでは、これは本当に困ります。ただ機種によって通じる機種と通じない機種がありますが、そのところ何とか政府のほうにも申し入れて何とかならないものかこのように思っているのですが、いかがですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 初めに、機種によってというお話がありました。確かに、私の調査した結果においても一部のといいますか、1つの携帯電話会社の携帯電話は通じますが、もう1社の携帯電話ではつながらないという場所が実際にあったことを確認しております。これがなぜそうなっているのかといいますと、やはり携帯電話の基地局が、その片方の携帯電話会社はそこに建ってはいるものの、もう片方の事業者についてはこれも先ほどの採算の話に関係してくるんですけれども、別な携帯電話会社がそこに既に1社建っていると、またそこに別なその建っている会社とは違う会社が建てるとうったときに先ほど少し触れた補助金が使えないなどの制度に今なっております。そのため新たに違う会社が今通じる場所に建てるということが難しいということがあると事業者からは伺っております。その辺、ほかの地域での例えば須萱地域でもそのようになっているという状況ではありますので、今後の要望の中にはある程度そういった現行の制度改正も含めた部分もお願いできないかなということを盛り込んでいくことができると考えているところであります。

以上です。

5番（高橋孝雄君） そうですね。これ、管轄は総務省だと思いますけれども、菅総理はやはりこのITに力を入れるとか言っていますが、話もできないような地区では当然帰村する村民も少なくなってしまうので、何とかやはり今須萱地区恐らく200戸ぐらい帰ってきていると思いますが、200戸ぐらい通じないところはあるはずですよ。ですから、そういうところで少しでも通じるように、光回線を引いている人はそれはいいですけども、そういう面で村として県なりまた国なりまた電話会社なりにしっかりと要請をして、できるだけ携帯電話の通じるようにひとつ取り計らいをお願いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問いただいたとおり、様々な形で強く要望を続けるということも大事だと思っておりますので、そこについてはしっかりこれまで以上に力を入れていきたいと思っております。

あともう一つは、おっしゃるとおり電話が通じないようなところではということとは当然のことでありまして、あるいは先般の地震のときもそうですけれども、防災上の問題も

ありますし、あるいは地区のコミュニティという部分でも、今後ICTというものは非常に大事になってくるものですから、そういう観点でこれまでの既存の事業だけじゃなくて新年度から動く国の様々な事業だったり、制度だったり、あるいは情報通信網の高度化という言葉がありますけれども、そういう国の施策にのっとったものがないかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

5番（高橋孝雄君） やはりこれ村独自では当然できないはずでございます。やはり国、それから、まずその関係会社の理解がないとできないと思います。したがって、やはり今後は強く国、国会議員、県議会議員などにもお話しをして、そして不自由のないような生活が送れる、そういう飯舘村にしてほしいなとこのように思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、4番 佐藤一郎君の発言を許します。

4番（佐藤一郎君） 令和3年3月定例議会において、私の一般質問を始めます。

まず初めに、東日本大震災と原発事故から10年が過ぎようとして11年目に入ろうとしています。そして、昨年から新型コロナウイルス感染が続いております。幸いにして、村民の感染者はゼロということで村民の皆様方の命を守る行動を続けている努力がこの結果なのだと思います。感謝申し上げます。そしてまた2月13日、大震災を思わせる福島県沖地震、村内外で被害に遭われた村民の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

1点目は、中間管理事業と基盤整備事業の進捗についてであります。19行政区において中間管理事業に取り組む計画が出され、令和5年末までに19行政区が着手予定とされていますが、その計画に基づいて基盤整備事業が行われると思います。また、基盤整備事業を行った農地は、地区の説明会の中で職員の方から最低でも10年間は作物を作付しなければならないと聞いていますし、農地中間管理事業の受け手不足と前村長のときは答弁の中で、また懇親会の中でもそんな話をしていたのが記憶にあります。そういうことで、新村長になりその対策にどう取り組むのか、また両事業の進捗について伺います。

質問の2番目は、令和元年の台風19号の被害箇所の復旧の進捗状況について伺うものであります。甚大な被害をもたらした台風の災害復旧工事が今もなお続けられていますが、河川、村道、県道、農地の復旧の進捗を伺います。

続きまして、3番目に移住・定住・交流について伺います。現在、本村に移住された方はおおよそ150名と言われていますが、村の施策があつてよい結果が多少なりとも出ているのだと思います。今後、移住・定住・交流の事業は村の将来を左右する事業だだと思います。これらの事業をどのように位置づけ、どのように展開していくのか、そして、様々な活動をしてきている地域おこし協力隊、そして飯舘村を発信しPRしていただいているの方々だと思います。2月には所管調査なども行いましたが、そういうことで、この地域おこし協力隊についても関わりをどのようにしていくのかを伺いたしたいと思います。

以上で3点になりますが、私の質問とさせていただきます。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤一郎議員のご質問3点のうち1点目、農地中間管理事業と農業基盤整備に関するご質問にお答えいたします。

村では、避難指示解除直後の平成29年度から各地区での農地保全活動と並行して行政区ごとに将来の営農再開、農地集積に向けた話合いを進めてまいりました。この話合いの結果に基づき、平成29年度から各地区で農業基盤整備促進事業や営農再開支援水利施設等保全事業を活用した用排水路や暗渠頭首工の修繕、ゲートの新設、堆砂除去などを実施しているところであります。農業基盤整備促進事業は、行政区から提出された営農再開計画図に基づき測量設計が完了した地区から営農活動に支障を来さないように配慮しながら随時工事発注を進めております。現在、帰還困難区域と蕨平地区、県営の佐須地区を除く17行政区で事業を進めており、関根・松塚地区がおおむね完了し、7地区の工事を発注しているところであります。農地中間管理事業については、令和元年度から意欲ある担い手への農地集積を進めるために、より具体的に農地所有者の農地利用意向と担い手の意向のマッチングを進め、農地中間管理事業とそれに付随する地域集積協力金、経営転換協力金を活用してまいりました。これにより令和元年度は、上飯樋地区で3件の経営体に対して約115ヘクタールを集積しました。また、今年度は関根・松塚行政区において2件の経営体に対して約54ヘクタールの農地集積に係る契約が締結され、集落及び地権者へは協力金約2,128万円を交付したところであります。

なお、これまで18行政区において、担い手の農地集積に向けた話合いを進めて、令和2年度までに9つの集落で人・農地プランの策定が進んでおりますが、圃場整備がされている条件のよい農地には借手がいる一方、山際や小区画不整形の条件が不利な農地については借手の確保に苦慮している状況にあります。条件不利地については、借手が確保できるまでは中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用し保全管理を続けていただくことが必要であります。大規模面積を必要としない高収益型農業やスマート農業など先進技術の導入による省力型農業、新規農業参入者への情報提供など担い手不足や遊休農地の解消につながる取組を検討してまいりたいと考えております。また、担い手が不足する地域については、村振興公社による取組も検討してまいりたいと考えております。

なお、農業基盤整備促進事業が完了しなければ借手がないということではなく、借手となり得る担い手の意向を伺いながら地域の担い手が少しでも利用しやすいような基盤整備を進めること、農地集積をより早く実現することにより有利な協力金を集約地権者が受けられるようにすることを主眼に農地中間管理事業の活用を推進してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当からお答え申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私のほうからは2番目の令和元年度の台風19号の被害箇所復旧の進捗状況についてお答えいたします。

令和元年度の台風19号による被害は村内約580か所にも及ぶ甚大な災害となりました。これらの現在の復旧状況は、大規模な被害のあった村道小滝大倉線を除いては年度末までに完了予定となっております。その完了の内訳としましては、国庫補助災害復旧事業

の河川災害復旧工事が2か所、村道災害復旧工事が10か所、農地等の災害復旧工事13か所、林道施設災害復旧工事1か所、水道施設災害復旧工事1か所で起債等による村単独の総災害につきましては、河川11か所、村道128か所、農道11か所、林道43か所、計220か所ですね。その他補助等によります農地等の復旧箇所は42か所となりまして、全体で262か所が復旧を終える見込みとなっております。これまで、多くの震災復興を抱えた中でしたが、村内のライフライン及び村民の安全確保のため、早急な復旧に努めてまいりました。そのほかにも多面的機能支払交付金等をご活用いただきまして、行政区で多くの箇所を復旧していただいたところでもあります。唯一、残っております村道小滝大倉線につきましては、詳細設計による重要変更の協議を進め、令和3年度工事発注予定となっております。

次に、福島県管理の国道、県道、河川の災害復旧の状況ですが、道路8か所、河川22か所、計30か所のうち発注が終わっているのが18か所で、そのうち3月末完了予定が10か所、残りの8か所については6月末までに完了する見込みとなっております。未発注の12か所につきましては、来年度4月以降の発注を予定しておりますので、引き続き村からも早急な災害復旧を進めるよう要望してまいりたいと思います。

以上です。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは質問の3番、移住・定住・交流事業についての質問にお答えいたします。

村では、これまで避難指示解除後の村民の早期帰還を促進するため、生活インフラの整備や帰還者への補助金交付など様々な対策を講じてきたところではありますが、令和3年3月1日現在の帰還率は28.4%にとどまっているところでもあります。村としましては、地域コミュニティの維持、産業振興、生活環境保全等への対応には一定の実効規模が必要であるとの考えから、平成30年度から移住推進施策に取り組み、移住定住支援事業補助金や空き家・空き地バンク、地域おこし協力隊等の新しい施策にも着手してきたところでもあります。こうした取組も含め、平成29年3月31日の避難指示解除以降、令和3年2月末日までに移住補助金を利用して村に移住された方は73世帯109人となっております。村では、今後もこれらの取組を継続し、さらに国において改正福島復興再生特別措置法に基づき、令和3年度からの第2期復興・創生期間の開始に合わせて福島再生加速化交付金の活用枠が移住促進にも拡大されることとなったことから、これらの事業も積極的に利用しながら引き続きより多くの皆様に村に移住していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊との関係についてですが、地域おこし協力隊は首都圏を中心とした都市部に居住する主に若者世代を地方に呼び込むための国の施策として実施されており、全国では令和元年度末で5,503人が活動しております。村では、平成31年4月、令和元年12月、令和2年4月、令和3年1月に1名ずつ計4名を委嘱し、それぞれの計画に基づいて活動していただいております。協力隊の任期は3年で、任期中は生活費と活動費が支給されており、財源には特別交付税が充てられております。村で活動中の隊員は、それぞれの計画の中で村をいかに活性化させていくか、村との関係人口をどう増や

していくかという課題を持って日々の活動を行っており、行政では思いつかないような斬新な企画も上がってきているところでもあります。村では、こうした新しく村に来ていただいた皆様が活発に活躍していただくことで、これまで村にはなかった産業や文化が育っていくことを願っております。村としましても、こうした人材を村に増やしていくこと、活躍の場を増やしていくことに今後も要望を聞いてまいりたいと考えております。以上です。

4番（佐藤一郎君） 1点目の質問の再質問をさせていただきます。

答弁を聞きますと、前村長のときは振興公社の話はなかなか出てきませんでした。一般質問等で同じような話をしても、どうも振興公社は出せないとか、担い手としてはちょっとという答弁でした。しかしながら、新しい村長になっての答弁の中で飯舘村の振興公社をできないところには中間管理事業の受け手、担い手というかそういうことも考えていくというような答弁をいただきました。本当をいいますと、再質問の中でこれがなかったら飯舘村振興公社を中間管理事業の受け手にしてはと提案をする予定でしたが、その必要もなくなったわけでございます。何分、振興公社もいろんな仕事をしていますので、差し障りのないような中間管理事業の受け手となっていたいただきたいと思います。まずこの中間管理事業なんです、そして質問の中に基盤整備促進事業を行うと。まず10年間は作物を作らなければならないという質問をしたのですが、そこら辺のところを伺っておきたいと思えます。

産業振興課長（村山宏行君） 中間管理事業ということで活用しての営農ということですので、借りる側は基本的な契約が10年間ということで見えております。ですので、その期間しっかり完了していただける、そういった担い手をマッチングさせるというのが前提でございます。また、基盤整備でありますけれども、基本的に農地を再開するというそういう前提で全て工事に入っておりますので、やはり整備された場合にはきちんとそこを活用して営農に結びつけていただく、これが原則であります。よろしく願いいたします。

4番（佐藤一郎君） 確認だったわけですが、きちんとこれから営農を続けていくという見方をしているということで、ずっと続けるのが本当なのかなと思います。そして先ほど言いましたように、飯舘村振興公社を担い手というか受け手としてなさっていくこと、これから私も担い手であり受け手の一人でもあります、なかなか思うように面積をこなせないでいる状況にありますので、この振興公社の活躍に少し期待をしたいと思っております。まず1点目の質問については以上で、再質問については終わりたいと思えます。

2点目の再質問をしたいと思えます。先ほど、副村長のほうから約580か所の被害箇所があつて半分ほど終わっているということなんです、農地とかについてはそのままやらないで基盤整備事業で行うという方法もあると職員の方から地区の説明会の中では聞いており、その辺のところをもう一度詳しく伺っておきたいと思えます。この残りがどのような状況なのか、またどのようにこれから被害があつた農地をどのように直していくのかについて伺います。

副村長（高橋祐一君） 答弁のほうでもお話ししてありますが、小災害については多面的機能支払交付金や直接支払の交付金のほうで、行政区にかなりやっけていただいております。我々のほうで把握している分については村負担の災害補助が数か所残ってはありましたけれども、地権者のほうに何度かお話しはしてあるんですが、指示が上がってこなかったりとかやらないという方向で基本的には500、最初の80か所の調査報告についてはほぼ全て解決しているということです。先ほど言ったようにやらないところもあるし、後は基盤整備の中に取り組みという方向で全て終わっているという理解であります。

4番（佐藤一郎君） よく分かりました。私どもの行政区でも1か所どうしても災害に当たらないということで、やっぱり水環境のほうの事業を使って1か所直しております。そしてまた私どもというか大倉行政区ですね、村まで来るまでの県道であります。今年の春に地元区長と私とで相双農林事務所なりダム建設事務所長さんのところに行っている。いろいろ要望なりしなければならなかったところがあったので、その被害箇所も含めての確認と要望を行ってまいりました。そして県道であります。その時点では入札終わっているからすぐに工事ができるはずだと言われて帰ってまいりましたが、なかなか工事が始まらないようですので、今年になって2月ですね、相双建設事務所、合同庁舎のほうに行く機会がありましたので、建設事務所のほうに回って担当者とお話をしてまいりました。その際には、災害の箇所が膨大でありますので、そういうことで2回ほど入札をしましたが、やはり不調に終わったということで、3月には入札に工夫を凝らして入札をする旨の回答をいただいて帰ってまいりました。そういうことで、我が大倉地区に行く道路は2か所、3か所やられています。そして、やはり入札不調に終わる、そして村においてもやはり同じようなことが起きているのかどうか、そしてそれはなぜなのか。やはり災害の箇所が多過ぎて入札不調に終わるんだらうと私は察しているところではありますが、そこら辺のところを伺っておきたいと思っております。

副村長（高橋祐一君） 県の災害の部分と入札不調の件でございますが、村のところも実は何件かありました。ただ、やはり入札の段階で先ほど言ったように村のほうではかなり多くの工事を発注している状況です。そんな業者を中心としてやっておりますが、やはり現場の監理技術者が少ないというところから入札ができないというお話を聞いております。また、村のほうでは村内の工事の部分についても監理技術者が村内でありますので、併任できるような形で少しでも現場が進むような形の対応をしているということで、その後については村のほうで入札不調は出てこないという状況でございます。

ただ、県のほうに関しましては、やはり相双建設事務所管内でも、かなり甚大な被害があったということで、業者のほうでもそちらのほうに手が回らないという話は伺っております。ただ、今回は特に県道草野大倉鹿島線でございますが、宮内から抜ける部分ですね、その部分については災害箇所としては4か所ございます。今まで1か所ずつ発注する予定であった部分をまとめて発注するというので、監理技術者も1人で済むということから、県の方からは発注の見通しがつくだろうという話をいただいております。そういう中で、現状長泥のほうも残ってはございますが、やはり仕事の部分で徐々に災害復旧に移行できる形になってきているので、来年度については早期完了が目指せるの

ではないかなと思っておりますし、県のほうにもその旨引き続き要望していきたいと思っております。

4番（佐藤一郎君） 詳しく説明いただきありがとうございます。まずもって小滝佐須大倉線ですが、ご努力いただいて小滝のほうから進めていただいて、そして最後に湯舟からちょっと上ったこの災害の1か所となるはずですが、まず早期の着工を期待してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、3番についての再質問をいたします。先ほども申しましたように、先月2日に総務文教常任委員会で地域おこし協力隊についての聞き取りの事務調査を行いました。今定例会の最終日には報告がなされると思っております。まずその中で協力隊の皆さんの一人一人の活動を聞き取りながら、委員の皆さんからは地域おこし協力隊員の活動の発表をもっと村側で増やしてくれたらどうなのかとかいうようなことが話し合われました。また、地域おこし協力隊員の活動の中に村が行っている移住・定住・交流事業をこれから進める上でヒントなりポイントが、この地域おこし協力隊の皆さんと接することによって見えてくることもあるんじゃないかということで、そういうことを見つければさらに施策に反映させてほしいと思っておりますが、そこら辺のところを伺っておきたいと思っております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまの佐藤一郎議員の再質問にお答えをいたします。

移住・定住・交流施策におけるさらなる地域おこし協力隊の活用ということかなと捉えております。ご質問にありますように、確かに地域おこし協力隊の方々がこの間活動されている内容を見ますと、なかなか我々の中では発想し得ない事業であったり取組だったりというものがたくさんあるかなと思っております。そういった着想を取り入れていくことでより飯舘村の魅力の発信、PRにつながるというところは確かにあるかなと感じているところであります。もともと、地域おこし協力隊の皆さんは、そういった情報発信だとかPRの手法だとかやり方というものを今の技術を使っての方法等に明るく、非常に得意だという部分もありますので、そういうところを活用していくということも期待できるでしょうし、あとこれはいい意味で外からの目というものを持っておりまして、我々が当たり前だと思っているようなことも彼らから見ますと非常に村としての強い魅力であったり、あるいは外からだまだ、例えば飯舘村は震災で打ちひしがれているんじゃないかというイメージを持っていると思っても、実際に入ってくれば皆さん前を向いて一生懸命頑張っているから、そこをもっとポイントを当てて発表していきたいなんというようにお話の中でもありますので、ぜひそういった地域おこし協力隊ならではの考え方や視点を今後の移住・定住・交流施策の中のヒントとして取り入れていければかなと思っております。

以上です。

4番（佐藤一郎君） ありがとうございます。答弁書の中にも少しそういう答弁が書いてあったとは思いましたが質問させていただきました。長谷川議員が学校の入学者のことについて伺ったと思っておりますが、まず移住定住、これに力を入れなければ、これ学校の入学者数も増えていかないのではないかなとも思いますし、これが一番どこの市町村も取り組んでいる事業でもありますけれども、飯舘ならではの支援もいただきながらやっていか

なくてはならない事業なのかなと私は思っておりましたので質問させていただきました。
今後の移住・定住・交流の事業に期待をいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午後2時09分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月10日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 相良 弘

同 会議録署名議員 長谷川芳博

同 会議録署名議員 佐藤 健太

令和3年3月11日

令和3年第1回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和3年第1回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和3年3月11日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年3月11日 午前10時00分				
	閉議	令和3年3月11日 午後 2時14分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 長正利一		4番 佐藤一郎		5番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	細川亨	○
	産業振興課長	村山宏行	○	建設課長	高橋祐一	○
	教育長	遠藤哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局長	村山宏行	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会書記長	高橋正文	○
	選挙管理委員 会委員長	伊東利	○	代表監査委員	高橋賢治	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年3月11日（木）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（菅野新一君） 会議に先立ち、村長より発言したい旨の申出がありますので、これを許します。

村長（杉岡 誠君） 本日3月11日で、東日本大震災から10年が経過いたします。平成23年3月11日に発生いたしました大地震と津波により失われた多くの貴い人命をしのび、謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。本日午後2時46分に1分間の黙禱をささげたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これまでの10年間、村民、そして、飯舘村を見守り、また応援し、また支援してきてくださった方々、皆様に深く感謝申し上げます。そして、何より様々な困難の中においても厚い思いを持って前を向き、一步一步をしっかりと踏みしめてこられた村民の皆様のご努力、ご尽力それなしには、ふるさと飯舘村はここまで来ることはできなかったものと、そのように思い、村民の皆様改めて敬意を表し、また改めて重ねて感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

今日は、大きな節目の日でもあります。また、これからの未来への通過点でもあります。村民お一人お一人が、そして、村に関わる全ての方々がふるさとの担い手となり、飯舘村という真っ白なキャンパスにそれぞれの思いを描くことで明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとが育まれていきます。

本日、1つの動画をインターネット上に公開いたしました。この動画は、ふるさとの担い手の新たな一員である飯舘村地域おこし協力隊が、自ら村内を歩いて撮影したものや村の写真を組み合わせて作成したものであります。これまでの10年間のプロセスを大切にしながらもこれからのふるさとへの思いを膨らませ、新たな未来へ向かっていきたいというメッセージが込められております。動画は、村のホームページで紹介しておりますので、ぜひご覧いただきたいと思うところであります。ふるさとを味わい、楽しみ、喜びを共にするふるさとの担い手であり、全ての方々がふるさとの担い手であり、ふるさとの主役であります。住んで誇らしく、多くの方々に選ばれる、明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとを皆様と一緒に形づくっていくことを改めてお誓い申し上げまして、本日3月11日、東日本大震災から10年を迎えてのご挨拶としたいと思います。

議長（菅野新一君） それでは、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 長正利一君、4番 佐藤

一郎君、5番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 高橋和幸君。

6番（高橋和幸君） おはようございます。

議席番号6番 高橋和幸、令和3年度3月定例会一般質問を行わせていただきます。

まずは、質問に入る前に、本日で、10年前に起きたあの震災、大津波、そして日本どころか世界中の誰もが予想だにしなかった福島原子力発電所の事故から、ちょうど10年になります。私の兄もあの震災によって、宮城県の仙台港でトラックごと大津波にのみ込まれて引きちぎられた荷台の下敷きになり、10日後に発見されました。私は、この悲しみを一生忘れることはありません。1万5,000人という貴い命が失われた事実、そして、お亡くなりになりました皆様に対して、この場を借りまして改めて哀悼の意をささげます。そして、今もってなお、加害者としての立場を忘れ、賠償の尊重を踏みにじり、被災者の心を傷つける東京電力に対して、怒りと憎しみ、嘆きと悲しみはあれども、立場を考慮しても同調する気など全くないことをあえて申し上げさせていただきます。

また、この1年を振り返ってみますと、自然災害や新型コロナウイルス問題とまさに自然の驚異にさらされ、完膚なきまでに人間の力の無力さを思い知らされた1年ではなかったかと感じております。しかしながら、我々人間は、地球上の生き物の中で唯一の知恵と学ぶ学習能力を神から与えられた生物ですので、新型コロナウイルスに対しても今後立ち向かっていくためのワクチンを編み出したわけでありまして、これからの生活と未来に明るい一筋の光が生み出されたのではないかと思われるところであります。まだまだ解決までの道のりには程遠く、今後一層の国民が一体となった取組が必要だと思われませんが、予防ワクチン接種によって、前向きに変化していくことを切に願う今日であります。

そして、再度になりますが、今日はあの忌まわしい原発事故の3.11から丸10年という節目の年であり、つい昨日のような出来事から10年の歳月が経過した事実、正直驚きと困惑を覚えております。最近では、余震が続く状態ですから、揺れが来るたびにあの恐ろしい過去が頭をよぎってしまい、またかと恐怖を感じる近頃ではあります。廃炉作業が続いている状態ですので、自治体として常日頃大切なことは、有事の際に常に備えた準備に余念を来さないことではないかと強く感じているところでありますので、行政においても一刻も早い意識管理能力の完備を強くお願いいたしますとさせていただきます。

また、議会議員となりまして3年半、任期満了まで残すところ僅か半年となりました。私もこれまで、10代の頃から数えますと20業種くらいは職業を替えてきたと記憶しておりますが、石の上にも三年と申しますように、4年間続いた職業は、記憶にございません。私の人生の中でも最長記録になると思われたい。この3年半、若造ではございますが、言いたいことは十二分に言わせていただけてきたと自負しておりますし、自分の行ってきた仕事に対して、悔いや後悔はみじんもございません。あと一踏ん張りとして有終の美に向かえればと考えている次第でありますので、残りの職責の全うにしっかりと

努めていく所存であります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、ふるさと納税について。

昨年度の実績・金額・産品の内容、1年を通して感じた問題や課題や改善点、今後の取組の在り方をお伺いします。

2、食品ロス問題について。

世界的にロス問題に関しましては注目を集めておりますが、飢餓や貧困によるまともな食生活を送れていない地域も多々存在する現状であります。本村においては、学校給食等で、どのような状況にあるのかをお伺いいたします。

3、コロナ禍における新しい生活様式について。

①どのような自粛制限の周知を行い、各関係機関・公共施設等で、感染対策に努めたのかをお伺いいたします。

②コロナ禍の影響で、本村においても職員等のテレワークの実施が行われたと思われませんが、その現状・対策・予算等はどのようになっているのかをお伺いいたします。

③コロナワクチン集団接種について、行政はどんな過程と段取りを踏み、医療体制の構築や不慮の際の支援等を講じていくのかをお伺いします。

4、来年度の新予算執行について。

様々かつ多種多様な項目がございますが、行政としては、今年1年間、村長の理念の下、特筆すべき必要施策はあるのか。何に重点を置き、重要視した予算執行を行っていくのかをお伺いいたします。

5、教育分野における指導の在り方について。

教職員等の不祥事が取り沙汰される中、職員等の資質の向上、児童生徒の個性尊重、スキルレベル向上の取組姿勢をお伺いいたします。

最後に、6として行政の復興・創生期に向けた取組について。

県においても、8点の本年度取組重要施策が示されました。本村においては、それらと連動して、何の事業や施策等にどのように活用されていくのかをお伺いいたします。

以上、6点8項目を私の一般質問といたします。

村長(杉岡 誠君) 6番 高橋和幸議員のご質問6点のうち、4点目、来年度の新予算執行についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度は、避難指示解除から4年が経過し、主要インフラがおおむね再整備された中、第2期復興・創生期間のスタートの年度でもあり、東日本大震災からのふるさと再生を新たなステージに上げる重要なときと認識をしているところであります。令和3年度予算は「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとを築き上げる予算」とし、ふるさとに愛着を持ち、自ら楽しみ、その喜びを共有するふるさとの担い手であることを実感する施策を展開することで、総合的な意欲と力の結集を図り、ふるさとの再生と発展を加速させることが極めて重要であると考えているところであります。

令和3年度事業としては、ふるさとを楽しみ、磨き上げる取組を補助する事業の一つとして、「ふるさとの担い手わくわく補助金」を新規で重点事業として上げております。こ

の補助金は、複数の行政区、多世代にまたがりながら、村民自らが主体となって取り組む事業を支援するものであります。ふるさとの担い手である村民自らが楽しみ、地域の魅力であるふるさと資源の磨き上げに大いに活用していただきたいと思っております。

また、新規起業者、新規就農者を支援する「ふるさとの担い手スタートアップ補助金」を創設いたします。本事業は、移住者に限らず、自ら新たになりわいを起こす村民の皆様にも活用していただける補助金であります。村内での商工業、農業の活性化に向けて前向きに取り組むふるさとの担い手の皆様に支援する事業となります。

また、総合健診事業や予防接種事業、サポートセンター運営事業や村外介護サービス送迎事業、移動手段を持たない村民に対して交通手段を確保する生活支援ワゴン運行事業などにも引き続き取り組み、健康で生き生きと楽しく暮らせるための取組を進めてまいります。あわせて、令和3年度より施行する飯舘村第6次総合振興計画のほか、これまでのいいたてまでいな復興計画第5版など、総合的に施策を融合するなどして、実効性ある事業の執行に力を注いでまいりたいと思っております。さらには、いまだ終息の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症対策にも注力し、行政機能を停滞させることなく、村民の福祉向上に努めてまいりたいと考えております。

財政的には、経常経費の節減を念頭に、将来にわたり、持続可能な規律ある財政運営を堅持していけるよう、努力をしてまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当よりお答え申し上げます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、質問の1、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度の村ふるさと納税の実績等につきましては、令和3年1月末現在で実績額1,853万7,000円であり、昨年同期比で62%となっております。村からの返礼品につきましては、現在36品目であり、主なものとして村産のお米やお酒、旧草野幼稚園に工房を構えるやすらぎ工房の包丁、地域おこし協力隊として活躍する大槻美友さんが作る、村の旬の花を使用したボタニカルキャンドルなどとなっております。

課題といたしましては、ふるさとの担い手の思いの籠もった返礼品の充実を図り、ふるさと飯舘村の魅力を発信していくことであると思っております。2019年度に国の制度が見直しになり、返礼品は原則地場産品のみとなったことから、それまで行っていた全国から集めた返礼品の使用ができなくなりましたので、一部特例として代替品も認められているものの、制度改正前と比べ、返礼品が大幅に減少しているところであります。この課題解決のための取組として、新年度から生産者等に対し、返礼品となる特産品開発のための支援を行いたいと考えており、そのための予算を当初予算に計上しております。具体的には、少ない生産量でも、数量は期間を決めて返礼品として出品できる方法やふるさと納税者のニーズに合わせたパッケージングの方法、手続の効率化など、返礼品として出品するためのノウハウを専門業者から提案、アドバイスをいただくことで、出品を希望する方が出品しやすい環境づくりを含めた特産品の開発支援を行いたいと考えております。そして、村生産者の心が籠もった産品をより幅広く返礼品として取り扱い、ふるさと飯舘村の魅力向上、納税額の増収につなげていきたいと考えております。

なお、ふるさと納税によって寄せられます寄附金は、村の貴重な財源でありますので、今後も多くの方に選ばれるよう、生産者と連携しながら充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問の6、行政の復興・創生期に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

先頃、福島県より、令和3年度当初予算における8つの重点プロジェクトが発表され、好きな地域等の復興のための復興・再生の加速についての4項目と地方創生の推進についての4項目が示されました。この重点プロジェクトの村における活用についてであります。主なものでは、まず村政執行方針の1つ目の生きがいと生業の力強い再生と発展のため、村の基幹産業であります農業の再生のために避難地域等復興加速化プロジェクトにあります福島県営農再開支援事業の活用を引き続き図ってまいりたいと考えております。これにより、有害鳥獣対策も含めた農業再開への支援を行ってまいりたいと考えております。また、森林環境再生に向けて、ふくしま森林再生事業を推進してまいります。

次に、方針の2つ目の健康で生き生きと暮らせるふるさとづくりでは、安全・安心な暮らしプロジェクトにおいて、引き続き県民健康調査事業を実施するようでありますので、村の総合健診と連動し、定期的な健康チェックを村民に呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、方針の3つ目の情報通信技術（ICT）による新しいふるさとづくりにつきましては、現在、特に県の制度を利用するの事業はございませんが、複数の重点プロジェクト中においてICT関連の事業が示されておりますので、今後制度の内容を確認し、活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、4つ目のふるさと資源のフル活用では、産業推進・なりわい再生プロジェクトの「ふくしまプライド。」発信事業を活用し、イベント出店による特産品の販路拡大を図り、安全性のPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、5つ目の生き生きとした学びの場を育むでは、人・きずなづくりプロジェクトの被災児童生徒等就学支援事業を活用し、村が行っております就学経費補助の一部財源として活用しながら子供たちの教育の機会の確保を図ってまいりたいと考えております。ほかにも人・きずなづくりプロジェクトには、避難地域への移住促進事業が新しく創設されましたので、村の進める移住定住事業と連動させながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、今回示された8つの重点プロジェクトのその他事業につきましても、事業によっては、現在、国、県と調整中のものもありますので、今後村の予算化が必要なものについては、補正予算として上程するものもあるかと考えております。

以上になります。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、まず、2点目の学校給食における食品ロスについてお答えいたします。

学校給食は、までのりの里のこども園及びいいたて希望の里学園の前期課程、後期課程、

それぞれの年齢に必要なカロリーと栄養バランスを考えて提供されており、基本的には食べ残しなく、全量を食べなければ成長過程に必要なだけの十分な栄養を取ることではできないものとなっております。学校給食の残菜量は、全体の約1割という状況ですが、昨年3月下旬から5月上旬にかけて新型コロナウイルス対策による休業を強いられたことにより、子供たちが家庭で過ごす期間が多くなり、その間の家庭での生活リズムの変化により、食事の時間と量が通常の学校生活時と異なっていたことから、休業明けの5月中旬から6月については、残菜量が多く見られました。しかし、現在は落ち着いてきており、残菜量も少なくなっております。

次に、5点目、教職員等の資質の向上、児童生徒の個性尊重及びスキルレベルの向上についてお答えいたします。

連日のように新聞等で報道される教職員の不祥事については、議員ご指摘のとおりであります。本村の学校現場においては、月1回程度の服務倫理推進委員会を開催し、不祥事の未然防止に努めているところであり、今年度も不祥事ゼロを継続しております。

子供たちの学校生活及び学習状況については、教科書等のみならず、特別の教科道徳や各行事、さらに生活全般において一人一人のよさを十分に認め、最大限に伸ばす教育に努めております。個性を尊重し、その力を伸ばすための教育は、村の教育目標である竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りを持つ教育を具現化するために最も重要であると考えております。具体的な取組として、学習面では、特色ある少人数教育により、個々の学びの段階や個性に応じたきめ細やかな指導を行っており、タブレット端末をはじめICT機器を効果的に活用し、思考力、表現力、あるいは情報処理活用能力を高めるなど、個別最適化された学びを進めております。また、義務教育学校のメリットを最大限に生かすため、算数科、数学科や英語科などにおいては、専門の免許を持つ教師による教科担任制や相互乗り入れ事業を行っており、他の教科においても複数の教員での指導により、個に応じた指導を徹底しております。さらに、次年度からは、習熟度別学習を積極的に取り入れていくこととしておりますし、特別の教科道徳を中心とし、学校生活全体において自己肯定感を高めるための働きかけや、そのとき、その場でどのような行動が適切かを自分で考え、実行できる自己指導能力の育成を図っているところです。

キャリア教育についてであります。子供たちの未来のためには、将来のビジョン形成を目指した教育の実践も不可欠であり、地域の人材や関係機関などの資源をキャリア教育の視点から積極的に活用しており、また、ホームルームなど学級活動を中心に9年間を通して自らの学習状況やキャリア形成を見直したり振り返ることにより、自己の変容や成長を自己評価できるよう、1冊にまとめたキャリア・パスポートを効果的に活用しております。これらの取組を推進していくことにより、児童生徒一人一人が自らの個性に応じてスキルアップを図ることができる教育を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、コロナ禍における新しい生活様式についての質問の3の①と3の③について、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

今般、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、村では、村ホームページで逐次、お知らせ版同封チラシで6回のほか、広報などを通じて感染症予防対策と発熱などの症状があった際の相談窓口を重点的に周知してまいりました。公共施設の感染予防対策につきましては、施設内の定時消毒や公共施設での体温測定機器の導入に加え、昨年春に発令された国の緊急事態や1月から2月にかけて福島県が協力要請を行った緊急対応期間など、特に感染が拡大している期間には、飯舘村新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、きこりの受入れ制限やふれ愛館、いちばん館の貸館制限などを決定し、感染拡大防止対策を実施してまいりました。今後も村民一人一人に感染予防を呼びかけるとともに感染状況に応じた適切な公共施設の管理を継続してまいります。

次に、新型コロナワクチン接種体制について、答弁いたします。

ワクチン接種につきましては、国の責任の下、各市町村が主体となり実施するものであります。昨年末から国や県から接種に関する情報提供などを受けているところですが、ワクチン供給状況の不透明さがある中、医師や接種会場相談窓口の接種人員の確保、副反応発生時への対応など、多岐にわたってあらかじめ準備すべき事項があり、庁内にワクチン対策プロジェクトチームを設置して、近隣自治体との連絡調整を含めて、現在、検討を進めているところであります。特に、ワクチン接種時の副反応につきましては、発生時の緊急搬送なる時間を要さない体制が必要不可欠であり、村単独では対応が困難な課題がありました。この大きな課題を解決するため、相馬管内の市町や相馬郡医師会、いいたてクリニック指定管理者の社会医療法人秀公会や福島市など、多くの関係機関と調整を進めてきたところであります。村といたしましては、救急対応可能な医療機関までの搬送という距離的、時間的な課題を解決することを第一に考え、村民の多くが避難する福島市に協力を依頼することといたしました。これにより、村外に居住している村民の方につきましては、福島市内の医療機関や福島市が設置する集団接種会場でワクチンを接種できることとなりました。今後、福島市と日程を調整しながら、細部の協議をし、できるだけ早期に具体的な手続などの周知を図ってまいります。

なお、本来ワクチン接種は、住民票がある市町村で接種することが原則となっております。この例外として単身赴任者などの住所外に居住する方が接種を希望する場合、居住地内のかかりつけ医での接種を希望する方が、接種を希望する市町村に届出を出して、接種を受ける制度があります。このとき発行される証明書を住所地外接種届出済証といいます。この制度を震災避難者にも適用する内容で、ワクチン接種を実施することになっております。また、震災避難者につきましては、住所地外接種届出済証を避難元の市町村が発行することになっておりますので、村では、皆さんが村に届出をしている避難者情報を基に証明書を発行いたします。この証明書により、避難先でワクチン接種を受けることが可能になりますが、接種の方法につきましては、各避難先市町村の状況により異なりますので、個人ごとに確認が必要となります。また、避難先市町村とは異なる市町村での接種を希望される方につきましては、村が発行する住所地外接種届出済証とは別に接種を希望する市町村が発行する住所地外接種届出済証が必要となります。この手続につきましては、希望者がそれぞれ行っていただく必要があります。現在、帰村さ

れている村民につきましては、福島市内での医療機関や福島市が設置する集団接種会場でのワクチン接種が可能となりますが、福島市以外の避難先に居住されている方、居住地と異なる市町村での接種を希望される方につきましては、村で設置する相談窓口、コールセンターでの問合せの受付を含め、可能な限り混乱が生じないようなご案内に努めてまいりたいと考えております。また、村内にお住まいで単独での移動が困難な方の移送方法などにつきましても今後の検討課題となっております。

なお、副反応に係る健康被害に対する救済制度といたしましては、予防接種法に基づく救済があります。これは健康被害が接種を受けたものであると厚生労働大臣が認定したときに受けられるものであります。認定には、予防接種感染症医療法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

以上が、救済制度の概要となります。

最後に、これまで村からの相談にご対応いただきました相馬地方の関係機関の皆様、社会医療法人秀公会、何より今回の協力依頼を快くお引き受けいただきました福島市にこの場をお借りして厚く御礼申し上げ、答弁とさせていただきます。

総務課長（高橋正文君） 私からは、コロナ禍における新しい生活様式についての3の②、職員のテレワーク関係のご質問にお答えをいたします。

まず、本村においての職員の新型コロナウイルス感染症対策における取組については、職員の感染によって、役場機能を停滞することのないよう、必要十分な対策に心がけて業務に当たってきているところでございます。昨年5月には、政府の緊急事態宣言を受けて、職員の在宅による交代勤務を試行的に実施しており、今年2月からは、福島県新型コロナウイルス緊急対策期間の実施を受けて、各課から2人から3人の職員を入れ違い勤務とする分散業務をこの3月7日まで実施してきたところでございます。

なお、現状では、在宅での業務の制約や分散業務におけるパソコンの移動、設定の手間が生じるため、ICTを活用したリモートワークシステムを導入し、在宅勤務や分散業務の効率化を進める準備をしているところでございます。また、飛沫感染予防のパーティションの設置や毎日の検温、健康状態のチェックの実施、手指消毒や会議終了後の消毒作業などの実施、あるいは、緊急事態宣言が出ている地域への出張の制限、取りやめ、やむを得ない事情による往來をする場合の行動履歴の提出、遠方との会議はウェブ会議で実施するなど、様々な制約と対策をして感染防止に努めているところでございます。これは行政組織が停止してしまわないための対策として実施しているものであり、今後の対策といたしましては、今般の専決予算で計上させていただいたコロナ対策予算等により、テレワークができる環境の構築を図り、行政機能の維持のために万全の体制を構築していき、引き続き図ってまいります。

なお、この予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充ててございます。

私からは、以上でございます。

6番（高橋和幸君） それでは、順番に再質問を行っていきたいと思いますが、質問数が多いので、行政におかれましては、ぜひ簡潔にかつ明確に答弁をしていただければとお願い

を申し上げます。

まずは、ふるさと納税についてであります。地場産品の商品化は、順調にいつているのか。答弁書にも一部ございましたが、主に全部で何銘柄の地場産品があり、何人の地元からの提供者があるのかをお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまのご質問ですが、36品目の中に、飯舘村の地場産品につきましては、お米とか、お酒、包丁等で、今のところ6品目と、これにキャンドルが加わりますので、7品目と認識をしております。

何人からということでありませけれども、それぞれ酒販組合等もございませるので、正確な人数ということはないんですけども、それぞれ包丁であればお1人ですし、米も生産者お1人、キャンドルもお1人ということに、お酒の組合が加わるかなと把握しております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 議長、お願いがあるんですけども、地場産品の提供者の人数と産品が何があるのかというのを資料でご提出していただければと思います。

議長（菅野新一君） お願いします。

6番（高橋和幸君） 続きまして、同じ質問で、全国からの納税が続いているとは思われますが、納税者や納税額はどうか。以前と比べてその内訳等にどのような何かしらの効果があったのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問であります。まず、その納税額についてであります。村がこのふるさと納税制度を始めたのは、平成27年度からでございました。平成27年は、途中からのスタートでありましたけれども、年間総額で3億7,000万円ほどご寄附を頂いたという実績がございます。その翌年、平成28年度が2億4,000万円、平成29年度が2億円、平成30年度が1億500万円、令和元年度で3,000万円、令和2年度は先ほど申し上げた1,800万円ということで、残念ながら年々額としては減少しているというような状況になります。その内訳についてであります。ただいまちょっとその詳細な資料を持ち合わせておりませないので、申し訳ありませんが、ここではお答えできません。すみませませ。

6番（高橋和幸君） 納税額についてですけれども、これが平成27年からスタートしたということで、前村長の最後の答弁の際にも1億円でしたか、数千万円でしたか、納税がありますというご答弁があったと私は記憶しておるんですけども、答弁書にありますとおり、今回は実績額1,853万円ということで、この原因は何なのか。返礼品の固定化ないし行政のPR、魅力発信に問題があるのか、何の変化で減少に転じてきたと思われているのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 減少の原因でありますけれども、やはり答弁の中にも申し上げたように、一番大きいものは、国の制度改正によりまして、この返礼品のいわゆる選択幅が狭まってしまったということがあるのかなと思っております。当初は全国からということでございまして、200品目、300品目という形でのかかなり数の多い返礼品をセレクトいたしまして、その中から自由に選んでもらえるという形での魅力が非常にあっ

たのかなとは思っておりますが、それが先ほど述べました制度改正によりまして、地場産品のみということになってしまいました。そうしますと、村としては、本当はもっと数としては少なくなるところだったんですが、被災地の特例として、以前、村の中で生産していたものであればいいでしょうということが認められましたので、飯舘村の飯舘牛ではありませんが、ほかの地域の牛肉であるとか、あるいは、革工芸などをやっておりますから、そういった革製品であるとか、村内の方が生産していた漬物などもありましたので、そういった品物などに限定されてしまったということところが1つは大きいのかなと思っております。

行政側のPRにつきましては、以前はふるさと納税のパフレット等において、復興拠点の整備をはじめ明確な目的を3つぐらい定めながら皆さんにふるさと納税をお願いしてきたという経過がございます。これがこのたびほぼ達成できたということで、新しい目標を今後つくっていかねばならないと認識をしております。現在、何に使うから皆さんにふるさと納税を呼びかけるといったようなことにつきましては、ちょっと素案をつくりながら今庁内で検討しておりますので、新年度からその辺りに対応していければと考えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 答弁書と今の答弁に重複してしまう点もあるんですけども、飯舘村のふるさと納税のサイトにも掲載されているとおりで、まだまだ他県産の商品に頼るところが現状だと思われそうですが、今後一層地場産品の消費に向けた取組には、この中でどのような工夫や発想、展開が必要だと思われるのかという点と、選べる使い道として、花卉栽培への支援や子供たちの施設整備、交流事業運営費も上げられていますが、どのような成果の使い道になったのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、ご質問の1点目のこれからどのように充実を図っていくべきかというところではありますけれども、やはり飯舘村の中には、この自然環境をうまく使ってつくっていただいている特産品が数多くあると思っております。その中には食味ももちろんでありますし、健康にもいいものでつくられているものも数多くあるかと思っておりますし、あとは手作りのよさ、こんなものもあるのかなと思っております。ただ、いかんせん、これまでそこで障害になっていたのが、その数です。ロットがなかなか大量に生産できないとか、あるいは、配送の手間がどうしても個人個人でやってしまうと大変だということがあったように聞いておりますので、新年度予算の中で、そういったところに少し焦点を当てて支援を行うことで、出品者の方が出品しやすくなるという環境を整えていかねばと思っております。

これまで、行ってきた目標のところではありますけれども、復興拠点につきましては、整備に係る費用の部分、あとは拠点整備の中でのブロンズ像の設置であったり、そんなものでやってまいりました。あとは子供の環境につきましても今年完成しましたふかや風の子広場、ここの建設整備に対して、ふるさと納税を財源としたお金が充てられております。ほかにもまでい館の中で使っております花であるとか、周辺へ植栽した花であるとか、そういったことでのふるさと納税としての財源充当はしているところであります。

以上です。

6番（高橋和幸君） 飯舘村ならではの製品、特産物ということだけを考えると、全国の自治体で取り組んでいることですから、飯舘村だけにあるものというのは、非常に難しいところではないかと感じています。花にしても隣の川俣町やよその自治体で扱っていませんし、エゴマにしても葛尾村で特産と銘打っております。

先日、総務文教常任委員会の所管事務調査と題しまして地域おこし協力隊とお話をさせていただきましたが、その中で飯舘村の花を使用した手作りのキャンドルを拝見させていただきました。非常にすてきですばらしい作品だなというのを感じておりました。これもほかの自治体にはないわけではありませんけれども、こういう物事に取り組んでいる人たちの後押しは行政として惜しみなく行うべきだと思われまして、小さな少しずつの取組こそが、持続可能な商品の発展につながるものだと私は考えております。その中において、持続的な商品の納税者への発送という点では、まだまだ飯舘村の特産として扱える品物があると思われまして。それらをどのように将来の商品として結びつけていけるのか。ふるさと納税の品物として成り立っていけるのか。納税の品物の納品希望者がいる場合のバックアップ体制を行政としてはどのような手助けの在り方として講じているのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、現在のふるさと納税のシステムからでありますけれども、インターネット等でふるさと納税をしていただくわけでありまして、その際にポイントが付与されます。そのポイントを使って今村から提供している返礼品を選んでいただいて、納税者の手元に届くというシステムになっておまして、実はこれに対しましては、村の協力といいますか、提携の事業者として2社ほどここに関わっております。1社がそういったポイント付与などを行う会社、もう一社が発送などを行う、主に返礼品を取り扱う会社ということになります。これは当初この制度が発足する際に、ふるさと納税制度を職員の中だけで行うということになりますとなかなかそのノウハウであったり、あるいは人的負担がかなり大変だということもあまして、こういったやり方を採用したということになっております。

ご質問にありますように、今後どのような支援を行っていくのかという部分でありますけれども、まず、どういったものを扱うかということに関しましては、現在、道の駅に出品されている特産品を中心に一定程度こちらで候補という形での検討はしているんですが、これから来年度、今、予算を取って何らかの支援を行っていく場合に当たっては、恐らく公募といいますか、広くこちらとの情報等も併せて返礼品にしたいという方の掘り出しといいますか、そういった情報を集めることが必要かなと思っております。その上で、その方々がどんなものを出品したいのか、何が出品できるのかというところを今のシステムの形に照らし合わせまして、どういうやり方だったら返礼品としてうまくいくとか、なかなかここが難しければそこをどうすればいいのかとか、具体的なその手法については、来年度にまた検討していきたいと考えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 今の答弁内容にもつながるんですけれども、バックアップ体制という在

り方について、ふるさと納税に関しましては、以前にも何度かお聞きしたことがありますし、そのときよりも今回の答弁を聞いておりますと、納税者の選別という点に関しましては、多少緩やかになったのかなと感じております。以前は、それなりの供給体制がないものには、なかなかお願いができないとの回答でした。地域発展、振興のために頑張って作業に従事し、それなりの供給の能力を備えた村民の方は、ほかにもおられることはご承知のとおりだと思われまます。今回は、地域おこし協力隊という点で目に留まりやすかったのかもしれませんが、断片的な識別ではなく、頑張っている方々に対しての行政としてのふるさと納税の参加の意思の捉え方をもう少しお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） その意思の確認ということではありますが、先ほど言いましたように、リスト化がある程度されている方、今、すぐ目につくというお言葉がありました。そういった方々については、直接的にお話をするという方法があるかと思えますし、そのほかには、先ほど少し触れましたが、広報等を通じて、あるいはホームページ等を通じてある一定の期間そういう方々の募集を行う、あるいは随時受付をするというようなことを周知していくということをして、生産者からこちらにご意向をお示しいただくなどということではどうかと考えております。

6番（高橋和幸君） ふるさと納税に関して、飯舘村の特産品といえど何をおいても飯舘牛を忘れるわけにはいきません。私も個人的に震災前から何度もこの味を堪能させていただきました。地元の方には大変申し訳ありませんが、福島牛にも勝るとも劣らない牛肉であると勝手に自負しております。行政の皆様方もあのおいしいサーロイン、ヒレをいつでもどこでも食べられる状態に一日でも早く戻ってほしいと思われているのではないのでしょうかと感じております。

そこでお聞きしますが、現状、飯舘牛の市場への進捗状況、復活への過程は、どの程度まで進行しているのかをお伺いいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 飯舘牛に関するご質問でありますけれども、生産量は、今肥育も始まった方というのは1件のみであります。もちろん村外で肥育をされているという方はおりますけれども、その部分については、飯舘牛となるには難しいのかなと考えております。したがって、飯舘牛として再度ブランドとして立ち上げていくということについては、これからなのかなという感触を持っております。

また、飯舘牛のそもそもの商標は農協でありますから、ブランドを使う以上は、そういったところも整理をしながら、また、生産する農家の方々の肥育、そちらの頭数が増えてから改めて構築をするような、そんな形になるかと思えます。当面は、すぐに返礼品として使えるような状況にはないというふうに申し上げます。

6番（高橋和幸君） それでは、今後ふるさと納税として飯舘牛を扱っていくためには、どうしていけばいいんでしょうかと簡単にご質問いたします。

産業振興課長（村山宏行君） まずは、ロット数です。肥育の技術でもって飯舘牛というのがありましたので、肥育をされる方がもう少し増えてくること、それから、頭数が増えてくる必要があると考えております。

以上でございます。

6 番（高橋和幸君） この問題につきましては、もう少し突き詰めて行政、議会も考えていかなければいけないと今自分なりに感じております。ふるさと納税というのは、地元住民のやりがいや励み、収入の糧にもなりますし、ふるさとの誇りにもなるとともに飯館村という知名度の上昇にもつながり、また、財政の一翼を担う非常に重要な財源でもあります。行政といたしましては、個々の取組だからと隔てることなど決してないようにしていただき、前向きに検討している方には、ぜひ惜しみのない支援や基準の緩和、足りない面や新たな取組にチャレンジしたい方がいれば、行政として支援や能力の弁償、豊かな資金の援助等をしっかり果たしていただきたいと強くお願いを申し上げますとともに、一刻も早い飯館牛の復活に向けたプロセスの構築に、また、ブランドの復活のためにも余念のない取組に励んでいただきたいと改めて強く返礼品の在り方を要望いたします。

続きまして、次に、食品ロス問題に関しての再質問ですが、私たちの時代と現在では状況や価値観が違いますから、一概に断定して申し上げることはできませんが、食べ物をおろそかにすることは、たとえ時代が変われども、愚かな行為であることは変わらない事実であると思われまます。私たちが食べ残す数杯の食べ物でどれだけの命が救えるかは、語らずとも察するところであるとあえて申し上げます。学校給食については、うちの娘が通っておりますので、大体の把握をしているつもりでございます。今日は、地元産のこういう食材が出て、給食が出ておいしかったなど、もちろん時には不評な感想もございしますが、その都度娘からの報告を受けて存じております。

そこで、どのような選定基準の下、子供たちに喜んでもらえる、おいしく食べてもらえる食材の選定に励んでおられるのかを再度お伺いいたします。

教育課長（佐藤正幸君） 食材の選定についてということですが、基本的に先ほども教育長からも答弁申し上げましたように、成長過程に必要な栄養バランスを考えて、それぞれ栄養士が毎月のメニューを考えて食材を選定しているところではあります。ただ、おいしくという部分が今ありましたけれども、そういった部分につきまして、子供たちからアンケートを取り、時には前期課程の子の意見を吸い上げ、時には後期課程の意見を吸い上げて、それぞれ好みに合ったようなメニューを工夫しながら、給食を残さず食べていただけるような工夫をしながらメニューを考えているところでございます。

以上でございます。

6 番（高橋和幸君） 先日もうちの娘が帰ってきました、白米じゃないご飯ですか、多分学校で出たと思いますけれども、ちょっとこういう言い方は失礼ですけども、おいしくなかったと。それは自分が白米しか食ってないからお前だけじゃないかと言ったら、いや、先輩たちもみんなそう言っていましたというお答えがありましたので、今申し上げたこの選定基準というものをしっかり、アンケートとかも取ってということですので、しっかりとこのまま続けてやっていてもらいたいと思います。

同じ質問ですけども、日本全体で見ても消費できずに廃棄される食材の量は、年間数千万トンにも上ります。非常にぜいたくな食事の水準に恵まれている日本の現状ではありますが、食品の廃棄ロスが限りなくゼロに近いことはございません。残された

食材の廃棄方法を資源として別の有効活用ができないものか、何かしら行政としてのお考えがあるのかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 議員おっしゃるとおり、そういうことについても検討しておりまして、例えば、コンポストというものがあります。要するに堆肥化するもの、施設ですね。そういうものを取り入れるとか、あるいは、やはり花壇とかもありますので、そういったものに利用するとか、ただ単に生ごみとして出すということではなく、そういったことも検討したいと考えています。

6番（高橋和幸君） 今の答弁にもつながるんですけども、食品ロス問題に関しての一つの懸念材料が、道の駅の食堂とセブンイレブンの廃棄問題であります。特に、セブンイレブンに関しましては、まだ食べられるのに賞味期限、時間が来てしまうと自動的にレジで却下されてしまうシステムになっていると思われませんが、この廃棄ロス、非常にもったいないなと感じております。今教育長の答弁でありましたとおり、家畜の飼料だったり、田畑の養分として再利用できないものか、毎月何万円から何十万円もの損失を出すのであれば、多少なりとも金額で買い取ってもらったり、そういう考え方ができないものか、学校給食等々を含めて道の駅の廃棄ロス問題に関して、ご見解をお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） ただいま道の駅ということでお話をいただきました。セブンイレブンを含めての部分のご質問ですが、おっしゃるとおり、いろんなロスが出ることは、非常に経営的にも問題がございますので、その辺については、しっかりとロスができるだけ少なくなるように、まず仕入れの部分の制限なり管理なりをしっかりとしたいと考えております。また、セブンイレブンの食事については、少し塩分が非常に強いという部分もありますので、一般的な堆肥に使うためには脱塩ということで、塩分を取らなければいけないというような処理も必要かと思っておりますので、様々な活用方法については、今後検討させていただきたいと思っております。

6番（高橋和幸君） 余分なものを出さないという日常生活ということは、非常に難しい取組ではありますが、ちょっとした考え方の変換で、再利用や有効活用につなげられる問題だと思いますので、行政におかれましては、再生可能自然エネルギー率100%を目指すと同じような考え方で、食品廃棄ロスゼロ、たとえゼロではなくてもそれらの有効活用に生かせる工夫の創出に励んでいただきたいと、今後の課題として取り組んでもらえることを切にお願いを申し上げて、この2番の質問は終わらせていただきます。

次に、3、コロナ禍における新しい生活様式についての再質問ですが、まずは、①のこれまでの行政の対策として、役場、学校、道の駅、ふれ愛館等で十二分に配慮して対策を講じているのは承知しております。例えば、以前の例で挙げますと、子供がいる世帯に対しては、体温測定器の対応をしていただきました。大変ありがたく思っております。コロナ感染を疑う上において、非常に重要な、大切な指標になるのが、無症状感染があるとおおり、発熱や咳だけではありません。それよりも大事なものは、血中酸素濃度であることはご存じだと思われまます。通常、100をマックスの数字だとすると98までが安全値であり、97を切りますと感染しているリスク、また、感染者の生命に関わってくる数字だ

とされています。血中酸素濃度測定器自体は、皆様、一度くらいは病院での経験があると思われませんが、人さし指に挟み込んで測る非常に簡素的な機材であり、体温計よりも高価な品物ではございませんので、行政においては、ぜひこの機器の配付を検討材料の課題として考えていただけないものかご見解をお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 指で測る酸素の血中濃度測定器ということでございますが、議員おっしゃったとおり、昨年は子供のいる世帯に体温計を配付させていただいたということでございます。血中酸素濃度の測定器については、一部の団体等で貸出しをしているところもあるなんていう話も聞いておりますが、今のところ財政との兼ね合いもございますので、村民の方に配付するという予定にはしてございませんが、自宅待機とか、いろいろな状況が今後変わってくるということもあると思いますので、その際は、どのぐらい配付できるか分かりませんが、配付についても検討させていただきたいと思います。

6番（高橋和幸君） これに関しては、前向きなご答弁をいただきましたので、御礼を申し上げます。

続いて、②の再質問でございますが、今や携帯やパソコンは、子供から大人までが日常的に扱う生活の必需品であります。今後ワクチン接種が進んで、役場職員、教職員に限らず、学習の取組の過程において、子供たちへの普及が予想されますが、その場合の有効性と、反面、考えられる弊害等は何があるか、何であるかをご認識されているかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 子供たちへのいわゆる携帯電話、パソコン等ということによろしいですか。まずは、大きな方針として県の方針にもあるんですが、小中学生には、学校への持込みはさせないということが原則になっています。ただ、例えば、安全上の問題でどうしてもという場合には持たせることも可能ですが、そういう場合は、登校後に教員が預かるとなっているわけですが、考えられる弊害として、やはり一つは、後期課程、中学生ですね。中学生においては、なかなか他校生との交友関係が広がってしまっていて、それによって、もちろんいい面もありますが、問題行動の入り口になるという例が非常に多いというのも事実です。それから、使い方、やはりご存じのとおり、有害サイト等とのつながり、それから、子供たちに与えてしまいますと長時間やっけてしまっていて、そういったことでも健康被害、脳にも悪影響があるという話もありますので、様々な弊害を考えた上での制限ということになっております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 簡単に質問するんですけども、テレワークに関して、今回行政で実施されたと思いますけれども、今回テレワーク実施に当たって、行政、また、職員または個人としていろいろ行われたと思いますけれども、それによって何かしら得られたものはあったのか、またはちょっと逆に不便な点があるなという点があったのか、現場の声としてどのようなものがあったのかをちょっとお聞かせ願えればと思います。

総務課長（高橋正文君） テレワークについてでございますが、テレワークといいますか、昨年5月に実施したのは、3分の1ぐらいずつ交代勤務ということで、自宅での勤務が3分の1、庁内で3分の2ぐらいで1週間、連休の絡みのとき、1週間ほどやったんです

が、まず問題は、公文書等は原則庁外に持ち出せませんので、書類が持っていけない。あとはICTでつながっているわけではありませんので、庁内の端末にアクセスすることができないということで、自宅でできるということは、この環境ですと大分限られているということでありました。業務の能率からすると、はっきり申し上げて上がらないというような状況でありました。ですから、今後、さきの専決処分をさせていただいたコロナ関連の予算で、今後30台のパソコンを整備させていただきたい。その30台については、セキュリティーを強化して、自宅に持ち帰って、パソコンで庁内のLANにアクセスできる、自宅で庁内にいるときと同じような業務ができるというような環境を整えていきたいということでございます。ですから、今はそういう環境がございませんから、テレワーク、自宅業務といっても業務効率は上がらないという環境でありますので、今後は30台の端末を有効に活用して、自宅でやるとは限りませんが、離れた公共施設等でも業務が今と遜色ないレベルで行えるような環境を早急に整えていきたいという考えを持っています。

6番（高橋和幸君） この件に関しましては、これからの生活、時代のニーズによって、このリモート実施は必然的な物事になっていくと思われまますので、行政におかれましては、その都度に合わせた個々への支援を十二分に承知していただきたいと思いますし、子供たちの使用の際には、教育長がおっしゃいましたけれども、画像や画面だけの知恵や能力の吸収にならないように、自分自身で考えられる個性豊かな創造性の向上に努めて、力を入れていただけますことを強く推奨いたします。

続きまして、3の③の再質問でありますけれども、飯舘村という自治体で行うものと捉えておりましたが、各避難地域の自治体での接種ということで、責任や支援という点においては、多少なりとも飯舘村の自治体からは離れてしまうのかなと感じているところであります。しかし、行政としてやらなければいけないことは、たくさんあると思われまます。

まず、副作用についてですが、全員協議会の場合において、時間が遅く出た症状のほうが安全であると言えらるご認識でしたが、果たして一概にそう言えるものでしょうか。先日、接種の数日後に死亡したという事例がありました。因果関係は不明とはいえ、今も副作用の事例が毎日のように上がっております。ワクチン接種によって引き起こされる第2の作用というものを考えなくてはいけないと思われまます。いづどこで何が起こるか分からないのが自然の摂理でありまして、物事の道理であります。特に、ショック症状、アナフィラキシー症状は、命に関わる問題につながりますので、安易に物事を考えてはならないと思われまます。今回のワクチンは、従来のワクチンからつくるワクチンとは違いまして、遺伝子からつくられたワクチンですので、効果と副反応については、住民の皆様にご正確かつ適切な情報の周知というのが、非常に大切になってまいります。行政としては、その面について、どれだけの重要性と必要性を捉えて十二分なる周知にいかように努めていかれるのかをお伺いいたします。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの質問に関しましては、アナフィラキシーショック、いわゆる副反応に関する質問になると思われまます。

現状で分かっている部分については、30分以内にアナフィラキシーショックが出るということでありまして、その緊急対応をしなくてはならないということで、村では会場近くに救急病院がないとなかなか対応ができないだろうということで、最終的に村での接種を諦めたという経緯がございます。遺伝子組換えワクチンということでもありますので、今後接種をどんどん進めていくことによって、日増しにこの状況が村にも伝わってくるのかなということでありまして、今の報道で出ているような状況しか村でも把握しておりませんので、これからどのような判断が出てくるのか、逐一様子を見ながら対応してまいりたいと思います。

重要性につきましては、昨日一言で述べてはしまったんですが、日本国民が、努力義務ではあるんですが、しっかり抗体を持っていくこと、このコロナワクチンに対して接種をすることによって、しっかり抗体を皆さんが持っていくことによって、軽度の発症で済むような形にもっていければということで、重要なワクチン接種であると思われま

す。みんながこのワクチン接種については必要だということで、日本国策として進めているわけですので、そちらの分も今後どういう問題点が出てくるのか、しっかり村でも把握しまして、対応してまいりたいと思います。

以上です。

6番（高橋和幸君） これに関しましては、非常に重要な問題ですので、接種前の村民、住民への周知というのは、しっかりと十二分に行っていただきたいと思います。

続いて、接種という行為に関しての質問でございますが、今も課長から多少単語がございましたけれども、今回の接種は任意接種であり、努力義務ですから、どちらを選択するかは本人の自由であります。個人の主張は本人が述べるものですが、個人の人権や尊厳は行政として守る必要があるものと思われま

す。接種しない場合に生じる差別、偏見があってはなりませんし、個人の気持ちは尊重されるべきであり、そういう差別や偏見の目が起きないように対応していただきたいと強く要望する次第ではございますが、行政として本人の意思が阻害されない対策などをどのように捉えているのかご見解をお伺いいたします。

以上です。

6番（高橋和幸君） これに関しては、とにかく行政としてあらゆる手段と方向性を模索し、差別や分断につながらない体制づくりに万全を期していただきたいと強く提言をいたします。

続いて、4の来年度の予算執行についての再質問ですが、復興への大前提として上げられるのは、農林業・商工業への支援とさらなる発展、飛躍への努力であることは言うまでもない事実であると思われま

総務課長（高橋正文君） 当初予算で農林水産業、商工業の支援が重要だというようなお話でありますが、まず、細かい事業はいろいろございますけれども、歳出の内訳を若干この前説明いたしました。まず、農林水産業費には全体の37.5%の予算を配分しているということで、その次には土木費あたりがまいりますけれども、商工費と合わせても商工と農水で40%の予算配分を行っているということで、村としては産業の育成、支援というのは最重要課題ということで、当初予算にも盛り込んでいるということでございます。重点事業といたしましては、被災者農業支援事業や、農業基盤整備事業、ため池、林業関係、企業立地支援など様々なメニューがございますが、総額的に見ると、産業の育成ということに村としては十分必要な大事な事業だということで重点配分しているという予算でございます。

6番（高橋和幸君） 予算の適正な活用、執行というものは、住民の福祉向上に顕著に結びつくものですから、行政がやりたいことをやるのではなく、住民、村民のためにどのように使用していくのが本当の予算の使用用途になりますので、村民の暮らしの向上に直結する、意味のある予算執行をしていただけることを心から強くお願いを申し上げます。

続きまして、5、教育分野における指導の在り方についての再質問ですが、以前にも教育分野についての質問はしておりますけれども、時間が経過しますと中身や質も変わってまいります。まず、これは議会議員として質問をしていて、答弁をもらっても思うところではありますけれども、読解力の向上をどのように図っていくのか、的確な答弁というものはどうあるべきなのか。行政の皆様にもぜひ勉強していただきたいと強くお願いを申し上げます。

そこで、お伺いしたいことが3点ございます。1つが、学習を通しての読解力の向上に向けた具体的な取組内容、2つ目が、RSTの推進と取組内容、これは職員も同じです。3つ目が、勉強から学ぶ社会の概念や定義のディテールをどのように学ばせ、備えさせていくのかを3点お伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休議します。

（午前11時31分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時34分）

教育長（遠藤 哲君） まず、議員の質問に対して、スキルレベル向上という点で、子供たちなのか、教職員なのか、ちょっと分からずに両方お答えしてしまって少し答弁がぼけてしまったのかなと反省しております。

まず、1点目、読解力についてですが、当然まずは国語、それから、教科外でいいますと読書活動の推進、それから、NIEですね。ニューズペーパー・イン・エデュケーション、朝刊から自分で記事を切り抜いて、それにコメントを加える。掲示もしてありますが、こういったことを通して読解力の向上を図っています。

それから、2点目、RST、リーディングスキルテストですが、実は今年度、相双教育

事務所を通して試行的に行っております。一部の学年の生徒にリーディングスキルテストを行って、これは県の研究指定になっているものですから、その結果を生かした指導ということで授業にも役立っているということをしています。次年度については、行うかどうか現在検討中です。

以上です。

6番（高橋和幸君） 学習・勉強という点に関しましては、個々のスキルレベルでありますので、物事の全てを同等に捉えることがなかなかできませんが、教育の一環として子供たちの成長過程の手助けを私たち大人が最大限の知恵と力を振り絞って、学力の向上のために施していかなければならないのは、周知の事実ですから、教育委員会におかれましては、今後一層余念のない取組への斬新的な取組に励まれますことを強く提言いたします。

最後に、6の行政の復興・創生期に向けた取組についての再質問ではございますが、お示しのとおり、県の政策、復興第2期として人を重点に掲げる8つの施策が掲げられておりますが、これを見た瞬間、私は全ての項目がこれからの飯舘村の抱える問題、そして、取り組まなければならない課題と全く一緒であると感じました。村長の掲げる5つの政策もまさにここに通じるものではないかと思われまます。県と志を共にし、連携、連動して活気と活力ある村づくりにいかように具現化していくのか、もう一度詳細を改めて伺いたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 県のプロジェクトとの関係ということでございます。

先般示されましたこの8点、主なものにつきましては、先ほどの答弁の中で触れたとおりでございます。先ほどの質問にもありましたように、村の基幹産業である農業をはじめとする農商、そういったものに関して使えるものについて、あるいは、これまで使っていたものについては、引き続き使っていきたいと思っておりますし、そのほかに前回の答弁の中ではありませんでしたが、こちらの事業の中には、村がこれまで行っておりましたサポート事業といいまして、地方創生のことを目的とした補助金制度等もございますので、そういったものについても引き続き活用を図ってまいりたいと思っております。

また、かなり数多くの項目がこのプロジェクトの中には重点事業として示されております。その中には市町村の取組に対して一定程度支援や補助を行う制度があったり、あるいは県が独自にそれぞれ持っている大学やイノベーション・コースト構想で整備をした施設等を使って展開する事業、さらには県民を対象とした技能向上、課題解決のためのセミナー等、様々な職種の事業が盛り込まれておりますので、適宜その辺り、おっしゃるように、関連するものもたくさんございますので、活用の有無、可否、そういったものを見極めながら、使ってまいりたいと考えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 最後に、これもどのような捉え方をされるのか分かりませんが、食料自給率の向上を真っ先に掲げて取り組む課題であることは、日本国内の各自治体に課せられた最重要課題であるの言うまでもない事実であります。この観点から、行政

として避難地域等復興加速化、どのような具体的かつ現実的な自給率100%を目指した視点に立ち、また、農業者の誇れるプライドづくりは、自治体の成長戦略的にも非常に重要不可欠な課題でありますから、行政としてどのような強い信念と政策を持って挑まれるのかを最後にお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 県の8点の重点施策等にも農業分野、いろいろな商工分野のメニューがたくさんございます。国でも新年度予算について、そのようないろんな分野、事業を準備しているようでございますので、村としては、村に効果のある事業を選択して、効果的に村民の福祉向上のために新年度についても引き続き継続してまいります。

6番（高橋和幸君） 最後に、行政、議会ともにさらなる資質向上を強く求めまして、私の一般質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時40分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 続いて、3番 長正利一君の発言を許します。

3番（長正利一君） 令和3年度の第1回の定例議会に際して、一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。今日は、思い起こせば、本当にあの10年前の大震災、そして原発、本当に月日の経つのは早い。自分は、あの当時55歳で、忘れもしない、55歳のときにその災害に遭って、自分としては、これから飯館で頑張ろうということで、飯館に拜命を受けてやる気満々でいた矢先の出来事で、本当にあれから10年かなと。本当に今日は被災に遭った方、さらには、まだ見つからない方、我が議員の中には、お兄さんが亡くなられた方もありまして、本当に謹んで哀悼の意を表する一人でございます。

そうした中で飯館は、一部長泥を除きますけれども、帰村宣言して、本当に見違えるような、あの当時自衛隊、さらには日が進むにつれて田畑にはあのような異様なコンバックが置いてあって、果たしてここで生活ができるんだろうかという不安感を持ちながら今日まで来たのかなと。しかし、やはり日本に生まれてよかったなと感じるのは、やはりこの復旧・復興に向けて、スピーディーに前に進むという部分については、やはり日本人、日本独特の体制なのかなと、日本に生まれてよかったと幸せ感も感じる。

そうした中で帰村宣言がされまして、村民が1人戻り、2人戻り、おかえりなさい助成金も含めて戻ってきた。相当の数が戻ってきて、あの震災当時に直近するような飯館村が出来上がるであろうと私も夢見ておりましたが、いかんせん、私、議員になって感じることは、あなたが戻らないで誰が戻るんだと、ここまでおっしゃった方がおります。なるほどな。やっぱり飯館に骨を埋める。飯館村をなくしてはいけない。飯館村の長男に生まれて、これから我が孫、末代まで、親、祖先がつくり上げた農地も守りながら伝えていかなければいけないなという、私は思いを持って、今日も来ていましたけれども、

議員になってもはやあと半年しかございませんけれども、そういう中では偽りない、全くのど素人の政治に関心がない私が、3年半にわたりこのバッチをつけさせていただいて、やはり村民の声を行政に届けて、いち早い村づくりをしていただこうというような気持ちでやってきましたので、いろいろ一般質問すればいいものではございませんけれども、せめてこのような声を届けてくださいと、村の職員一人で頑張ってつくり上げる、村長だけが村づくりをできるわけではございません。村長、さらに職員、村民、我々議会とが一丸となって村づくりを進めていかないと、この飯舘村が沈没してしまう。でありますから、一つでも多く声を届けてくださいと、できるものはできる、できないものはできないと。ただ、この議会が時間過ぎして終わってはいけない。なぜならば、飯舘に戻ってきている方については、高齢者なんだと。自分も高齢者の今度一員として参加するわけでございますので、そういう中では、私が一般質問をする中では、意味不明な点もあるのは拡大解釈をしていただいて、それなりの回答をいただけるように、そういう観点から、私は今回4点の質問をさせていただきます。

第1点目は、24年続いた菅野前村長から、今度は若さあふれる44歳、杉岡村長に替わって、やはりわくわくする、ドキドキする、この村づくりに命を懸けるという姿勢に対して、本当に村民は期待する一存で、予算の状況、帰村に対してどのような予算編成をいただいているのか、分かりやすく聞いてくれないかという声の一つあります。

もう一つは、2月13日、これは本当に聞いて私もびっくりしましたけれども、あの10年前の地震の余震の一つだということで、福島県、さらには宮城県、太平洋近辺の市町村については、これからまだまだ続くというようなニュースも耳にしました。やはり2月13日、あの地震。私も本当にどんな夜が来るんだろうなと思ひまして、一気に立ち上がることはできませんでしたが、多少の災害はあっても、飯舘村についてはそう大きな震災もなく、低度なものについての災害だった。しかしながら、これだけの除染も終わり、再開に向けた飯舘村、さらには役場の公共施設等も増えていっている。新しくなっている。飯舘の村のシンボルとしての建屋は、どうなのかなという観点から、やっぱり地震にどの程度村として備えているのか。防災センターも間もなく出来上がりますけれども、そういう関係では、地震の被害について、大ざっぱに質問していますけれども、これからの取組についてのお伺いをしたいなど。

我々同僚議員からも新型コロナウイルス等について質問がありましたけれども、やはり予防接種には期待をしています。これは義務ではございませんので、そういう中では、いつ自分が受けられるのか。そして、どこで受けられるか。そういう中では、帰村している一人世帯もいろいろ含めて、どのような、やはり希望者全員が落ちこぼれないような対策を取ってほしいなという声が聞かれていますので、その点について、お伺いしたいなど思っています。

最後になりますけれども、農業基盤整備事業、これについては、本当にやる気のある行政とやる気のある農民にとっては、本当にいち早くお願いしたい。なぜなら、自分がそこでなりわいを、農業に命を懸けていくんだという中で、その進捗状況、それについてはいろいろな条件があって、測量から始まっているいろいろあるかと思ひますけれども、

工事の発注、さらには業者に対する要件とか、さらにはどのような進捗状況なのか。それによって落札はしたが、まだまだ予定どおりにいつているか、いつていないか。そういう話がある方からも出ています。その点も分かりやすくひとつお願いしたいなと思います。皆さんお疲れでしょうが、やはりこれからの村づくり、みんなで作る。みんなで飯館を守っていくんだという観点の意味合いから、言葉足らずかもしれませんが、ひとつ分かりやすい説明で、簡単に結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 3番 長正利一議員のご質問4点のうち1点目、令和3年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度予算は、本庁施策方針、飯館村第6次総合振興計画、いいたてまでいな復興計画第5版、さらには新型コロナウイルス感染症対策の4つの柱を総合的に勘案し、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとを築き上げる予算」を基本理念に編成しております。

まず、本庁施策方針としては、生きがいと生業の力強い再生と発展のために「ふるさとの担い手スタートアップ補助金」や「生きがい農業ステップアップ事業補助金」を新設し、村や地域の活性化、あるいは、なりわい農業へのステップアップに向けて前向きに取り組むふるさとの担い手を支援する予算を計上しております。また、健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくりや情報通信技術の推進、ふるさと資源のフル活用、生き生きとした学びの場を育むの区分でも、まずは、村民の方が主役となった明日が待ち遠しくなるようなふるさとの再生復興を基本理念に編成をしたつもりであります。

飯館村第6次総合振興計画については、令和3年度より着手し、令和7年度までの5年間が計画期間です。村民の生きがいの再生を村民同士の交流を図るために各講座を実施する、時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業など、事業展開を図ってまいります。

さらに、いいたてまでいな復興計画については、震災から10年を迎え、復興再生の次の段階に入っており、新たなステップに力強く歩み出すために移住定住、交流の推進や営農や事業の展開に向けた取組を加速したいと考えております。

また、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策は、村民の命と健康を守るのはもちろん、社会経済活動の維持と回復の両立のため、ワクチン接種に向けた体制の強化など、感染拡大防止に引き続き努めてまいります。これら、主要施策の裏づけとなる財源についても国や県との連携を密にし、創造的復興、未来志向型の取組の着実な実現に向け、最大限確保できるよう努力してまいります。

他のご質問については、担当よりお答え申し上げます。

総務課長（高橋正文君） 私からは、長正利一議員の2の2月13日の地震について、お答えをさせていただきます。

まず、2月13日深夜23時08分、飯館村においても震度5強の激しい揺れに見舞われた地震の対応ですが、翌2月14日、日曜日になりますが、深夜0時25分に飯館村災害対策本部を立ち上げまして、被災地状況の把握、村民の安否確認等に迅速に対応してきたところでございます。この結果、5回目の災害対策本部会議まで、独居老人126戸だけが人

等のいないこと、安否確認を終えたということでございます。あとは道路上への散乱物については、ほぼ撤去が済んだこと、また、村営住宅14戸でテレビが見られない等の被害もございました。ただ、引き続きそれらの被害について復旧を行うなどを確認いたしまして、14日の正午をもって災害対策本部を解散して、引き続き特別警戒態勢に庁内の体制を移して対策をしてきたところでございます。

その後、行政区長、当課で報告を含めて取りまとめた被害の状況でございますが、公共建物、公共施設ですが5棟、住家、一般の住宅被害が9棟、非住家被害、一般の住宅で人が現在住んでいない住宅、これが17棟、その他の被害が11件等で、これら全てはおおむね軽微な被害という状況ではございました。ただその中で、公共建物、宿泊体験館きこりについては、宿泊棟の天井及び壁、給湯施設、これは給湯タンクになりますが、この損傷が激しく、現在営業を休止せざるを得ない状況が続いているということでございます。また、役場本庁舎の屋根瓦、これもまた損傷を受けたということでございます。

今後については、現在も進めておりますが、罹災証明書の発行事務、そして、施設の復旧、修繕について、できるだけ速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、3、新型コロナウイルス予防接種についての質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の責任で各市町村が主体となり、接種を行います。ワクチンにつきましては、国から都道府県を経由し、市町村に配分される計画となっております。県内の状況に目を向けますと、国から県への配分につきましては、4月中旬頃を予定しておりますが、県から市町村への配分につきましては、3月初旬の現段階ではまだ分かっておりません。村といたしましては、福島市と協議を重ね、村民のうち、村内居住者と福島市内に避難している村民の方は、福島市内での接種が可能となったこととあります。そのほかの市町村に避難している村民につきましては、国、県の発表どおり、その避難先で接種することを想定しております。

なお、ワクチンの確保の状況により、また、市町村ごとに接種の日程や場所が異なりますので、近隣市町村の情報収集に努め、接種が可能になり次第、逐次対象の皆様にお知らせしてまいります。

最後に、これまで村からの相談にご対応いただきました相馬地方の関係機関の皆様、社会医療法人秀公会、何より今回の協力要請を快くお引き受けいただきました福島市にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、最後の質問であります4番の入札方法と入札参加者への要件及び落札された基盤整備工事の進捗状況について、お答えいたします。

農業基盤整備工事の入札方法と入札参加者への要件については、工事の工種や設計金額により、業者のランク付けがなされております。その都度開催している指名委員会で決定されています。農業基盤整備工事の工事は、地権者との協議や地区の特殊性を考慮しなければ進めることができませんので、村内業者を指名し、進めているところであります。

す。また、工事に伴う測量設計業務は、営農再開する地権者の要望を受けて平成29年度から着手してまいりました。現在帰還困難区域と蕨平地区、県営の佐須地区を除く17行政区で測量設計業務を発注しており、令和3年度にはおおむね完了する見込みとなっております。その後の工事につきましては、令和元年度から測量設計が完了した地区から随時工事を発注しており、現在7行政区に着手しているところであります。今後、測量設計が完了すれば、大規模に工事を発注する必要があるため、入札参加者の選定、入札方法について検討を進め、早急な基盤整備工事の完了に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

3番（長正利一君） ありがとうございます。再質問させていただきたいと思っておりますけれども、十分に分かったつもりですが、多少の質問をお願いしたいと思います。

まず、1点目の予算についてでございます。村長公約がいろいろあって、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、本当に期待度が高く、やはりこれからの村づくりには皆さんが今まで以上に注目している部分がありますので、簡単でという言葉は、私、口癖でありますけれども、村長がうたっているふるさと担い手スタートアップ補助金や生きがい農業ステップアップ事業補助金の新設が来年度予算にありますけれども、大きなもので結構ですので、例えば、ほかにどのようなものがあるのか、お願いしたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 来年度の重点事業の内容ということでございますが、最重要というよりは、全て重要な事業と認識して予算編成させていただいております。

主なものを申し上げますと、村長の答弁にあったようなふるさと担い手スタートアップ事業、生きがい農業ステップアップがありますが、何点か申し上げますと、みがきあげよう！ふるさと事業、これは前の地域づくり事業をリニューアルしたものでございます。あとはやはり農業分野の営農再開支援事業、基盤整備事業も大切な事業と考えております。あとは現在のコロナ禍ということでございますので、新型コロナウイルス感染症対策の事業、これも重要事業として進めていかなければならないと考えております。

資料ナンバー5の当初予算の概要の後段のほうに様々な重点事業の記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。あとは今度の予算審査特別委員会でもご説明をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしても重点事業については、全て大切な事業という、村で認識を持っておりますので、全ての事業について、これからしっかりと執行できるように庁内横断的に新年度についても事業に当たってまいりたいと考えているところでございます。

3番（長正利一君） 多分私がそちらの席に座って、例えば、同じ質問を受けたときには、そのような回答を多分私もしたのかなと思っておりますけれども、私が申し上げたいのは、村長4年間という任期の中で、これからこのようにわくわくどきどきを含めてやったときに、全ての項目が重要なのは分かりますけれども、杉岡政権として特に新設した、強調したい何か1点、2点示していただきたい。来週から予算審議がありますけれども、一般の村民が、村長が替わってこうなったよ、特に1つか何かあれば、なければならないで結構でございますけれども、全て同じだと、それで結構ですが、再度あれば、村長から何か。

村長（杉岡 誠君） 今、何か特に強いて上げればどれなのかというお話をいただいたのかなと思っております。

先ほど、答弁の中でご説明申し上げた「ふるさとの担い手スタートアップ補助金」というものについては、国が移住定住に大きくかじを振る中において、本村については、新たに村を選び直して住み直す方、あるいは、村の中で新たにやりわいを起こそうとする方は、もともとの村民であったり、村民のご子孫であったり、あるいは移住の方であったり、そういう方々を基本的にといいますか、完全に区別をしないでしっかり予算を取りたいということで設立した補助金であります。移住定住に関しては、国の事業は使えるだろうなと思いますが、それによってもともとの村民の、特に今若い方々については、意欲があるのに、俺らはどうなるんだという話もあるのかなと思っておりますので、村としては全ての方々がこのふるさとの担い手なんだ、そういう意気込みを持ってしっかり村のこのふるさと再生に向かって、あるいは、その先の発展に向かって尽くしてくださる方々にはしっかり支援したい、そういう思いの中でつくらせていただいた事業でありますので、額面にしてはまだ小さい部分があるかもしれませんが、私の思いを込めた事業であります。

以上であります。

3番（長正利一君） 私もこの中で質問しようと思っていたのが、今、村長から出ました移住定住の件。やはり今このような時代の中で飯舘村を検索すれば、こうだよ、ああだよと情報が出てきますが、その中で飯舘に移り住んだという方に最近私もお会いできました。我々は、飯舘村にいるから飯舘のよさはあまり分かりませんが、どうして飯舘村という、問いかけをしましたけれども、やはり県外から見れば一生懸命やっている村で、きれいな環境もあってここで応援したいなという意識の中で夫婦でお見えになった。私はそういう若い方々で飯舘村に住んでみようという方々には、やっぱりどんどんバックアップをしていただいて、村づくりに参加していただき、さらには最終的に定住までしていただくような支援策を講じる予算を取っていただきたいなということで考えてきました。いずれにしても、今村長から話があった部分について、ひとつ特段のお願いをしたいなど。少しでも飯舘村のよさを知って、少しでも村づくりに参加をしていただく、そんな体制づくりをお願いしたいと思います。

村民がさらに期待をしている部分では、私も事あるごとに本当に言っていますけれども、商業施設の中でも食べるもの、特に生鮮品的なもの、これが移住定住も含めてやはりそこが、車があれば川俣でも原町でもそれは行けるんでしょうが、やっぱり身近でそういうものが求められる場所が欲しいなど、村民も多く望んでいる。新年度予算について、やはりそういう取組もしていただいて、少しでも前へ前へと進んでいただいて、生活のラインとインフラの整備をしていただいて、どんどん飯舘に来てくださいというのが普通なのかなと思いますので、その点、何かありましたらお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今、生鮮食料品というお話をいただきまして、私も買物についての充実というんですか、その辺を公約として上げさせていただいている部分であります。私、昨年就任してから、まさしくその部分をしっかり見解を示さなければならぬと思

まして、官民合同チームという国・県の組織がありますけれども、そこにも実は検討をお願いをして、一定程度ある程度のものが見えてきたかなと思っております。

なお、なかなか村の単独の予算でやると1回はできるかもしれないけれども、2年目、3年目が続かないということになると困るものですから、その辺をしっかりと国の予算を活用してということを考えておりますので、今、当初予算にもその部分は、はっきりは出ていないかなと思っております。復興庁あるいは経済産業省等が持っている事業については、新年度に入ってからいろんな調整をしてと国からも言われている部分もありますので、そのようなことでほかの議員の方のご答弁にも申し上げたかと思っておりますけれども、これから補正予算ということも含めて皆様にご上程させていただいて、ご審議賜りたいと、そのように考えているところであります。よろしく願いいたします。

3番（長正利一君）　そういうことで、ぜひ活用できる部分については、やはりそういうのを利用して、村民が一番困るもの、3本指ぐらいのナンバーワンに入っていますので、そんなことでひとつ前向きにご検討していただくということをお願いしたいと思っております。

時間もありますので、次の質問を再質問ということをお願いしたいと思っております。

2月13日未明の地震ということで、本当に皆さんも飯館で体験したか、避難の場所で体験したのか、久しぶりの揺れに本当にびっくりしたのではないかなと思っております。これからは、あまり物は飾っておかないと。もう茶たんすも含めて食器棚には余計なものは入れておかないと。なぜなら、人との交流がないんですね、昔と違って。そういう観点から、私はそのようにあの2月13日から方向転換しました。事あるごとに食器が割れ、さらには置物が割れたりということがあって、本当に地震は予見できないし、発生すれば大変な損害を被る。そうした損害状況を見ますと、個人の農家等々については、大体であれば地震付の保険に入っています。そういう中では、10年前の震災については、農協の共済に入っていれば、全て該当している。ただ、掛け捨てに入った場合には、それは火災のみですから該当しませんでした。本当にあの震災のときは助かった。特に海岸のほうでは、地震に対してそうあまり関心を、持ってはいたんでしょうが、やはり備えとの境であわや片方、掛け捨ての同じ1,000万円で1万2,000円、あわや片方、1,000万円で7万円ぐらいの掛け金でございましたけれども、そういう中では再建できた方、再建できない方、この差がついた。それから、基本からすれば備えあれば憂いなしという部分で、今回の地震では村道も含めて路肩の崩壊とかがいろいろありましたけれども、公共施設等については、いろいろ新しくなって、真新しくなっている部分もありますので、まず、村としてどれぐらいの危険に備えた建物、地震に該当するような共済には入っているのか、入っていないのかをお願いします。

総務課長（高橋正文君）　村の公共施設等につきましては、ほぼ共済の保険には加入はしております。ただ、火災保険が主の共済に加入しているということで、今、長正議員おっしゃったとおり、地震に関してはごく少額の保険にしか下りないということでございます。ですから、役場庁舎等の地震に関する共済金については、額がごく少額しか下りないということでございますので、今議員からのお尋ねもございましたので、新たに更新した新しい公共施設、これには今度の震災で特に被害がございました。役場庁舎やき

こりに若干被害が出たということでございますので、保険の賠償、保険ということの支払いで賄えるような方法があるのかどうか、ちょっと今後保険の掛け方についても検討させていただきたいと思います。

3番（長正利一君） ぜひ、そういう調査をして、どちらがいいのかという部分はありますけれども、やはり10年前の余震がまだまだ続く。私も職場に行くとき、役場の被害を見ますけれども、屋根の瓦がいまだかつてあのようになっている。この前の震災はもっとひどかったわけでございますけれども、2月13日以降、雨も多分降ったと思います。そういう中であの状態で雨漏り等とか、そういう被害はあの状態でも出ないのか伺います。

総務課長（高橋正文君） 雨漏りの件でございますが、一般住宅の木造住宅に乗っている瓦とは若干構造が違いますので、鉄骨コンクリート造りの庁舎でありますので、今のところ雨漏りはしておりません。ただ、モルタルにひび等があれば、雨水が染み込んで雨漏りするおそれもありますので、業者に今検討を依頼しておりますが、雨漏り対策についても努めてやっていきたいと思います。また、修繕についても10年前の地震と同様に同じような被害が瓦屋根に出ておりますので、同じように修繕するのか、今度は耐震の補強をして屋根を修繕するのか、その辺についてもちょっと庁内で検討して、何回も同じような被害に遭わないような直し方をしたいと思います。

3番（長正利一君） 飯館村の庁舎は顔なんです。本当に1か月ぐらい経つんです。やはりあれくらいの屋根瓦の跳ね上がりは、普通であれば、自分のうちであればいかようにしても多分にして並べるんでしょうが、ルールがあって足場を組まないと駄目だとか、いろいろあると思いますけれども、早急に直すことも必要なのかなと思っています。やはりあの瓦が下に落ちてくるか、こないか、分かりませんが、何かあって車に傷をつけたとか、来庁村民、例えばお客さんにけがをさせたなんていうのはまずいでしょうから、早急な修理が必要なのかなと思っています。

これに付け加えて、きこりについて、今休止しているという部分で、唯一の施設でございます。ただ、宿泊棟の被害が大きいということで、これも前の震災同様ぐらいの被害を受けたと聞いていますけれども、やはり修繕するのが必要なのか、そこはもうなかったことで別な建屋を建てていいのかどうか。そういう調査をして、事あるごとに被害がありましたではどうか。もう完全にきこりの宿泊をやめて、人がこれしかいないわけですから、もうやめようとか、いろいろな案が出てくると思います。いずれにしても早急な対応をしていただきたいのと、村民の利用もありますから、いつ営業再開できるのかとか、そういうお客さんの期待もありますので、早急な対応、さらには修復をできるものは修復していただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かコメントがあれば。

総務課長（高橋正文君） 役場ときこりの件であります。役場につきましても原状のとおり直すのであれば、さきの専決等で予算をお願いしてやることも可能ではあったんですが、今お話ししたように、そのまま直すとか、二度とこうならないように直すという、今見積りを取って検討しております。ですから、できるだけ新年度には早急に着手できるようにしたいとは思っておりますが、少し検討させていただきたいと思ひます。

きこりにつきましても、これも3. 11のとき一度修繕をしましたが、その後、震度5強の地震でもう一回同じように壊れて、今回3回目の損害ということでありますので、こちらも長正議員からありましたように、宿泊棟を耐震補強して直すのか、また、解体して建て替えるのか、その辺の検討も必要だということで進めさせていただきたいと思っております。その際はかなりの大規模修繕になりますので、議会の皆様にもご相談させていただいて、その検討内容を議会とともに修繕の方針を決めてまいりたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

3番（長正利一君） ありがとうございます。早急な対応をお願いしたいと思います。

次の新型コロナワクチンの接種について、おさらいも含めて回答をお願いしたいと思っておりますけれども、やはりいつ収束するのかということで、クルーズ船の集団感染から約1年以上と長引いています。幸いにして飯舘村には感染者はおりませんが、昨日あたりのニュースを聞けば変異株という新たな単語が出てきている。ただ、昨日の夕方ぐらいのニュースで聞きましたけれども、結局二十二、三の都道府県で発生している。福島県も多分入っていると思っております。そういう状況の中で、今年はオリンピック、間もなくオリンピックの聖火リレーもやりますけれども、そういう中ではウイルス対策について、いち早く4月12日からワクチンを打てるのではないかと報道されていますけれども、なかなか思うようにはいかない。そういう状況の中では、村として福島市をお願いしているという部分はありますけれども、再度おさらいを含めて、なぜ福島市になったか、ひとつお願いします。

健康福祉課長（細川 亨君） 当初村内での接種も検討していたところであります。一番この接種体制についていろいろ議論する中で、一番に考えてきたことは、村民の安全を第一に考えてきたということで、副反応に対して迅速な対応が必要だということで、最終的に福島市さんへのお願いということに至ったという経過でございます。

3番（長正利一君） 副反応があっては困りますので、理解できる部分かなと。ただ、村民については、やはり飯舘村で、この診療所で打てるのであろうと考えておりました。そうした中では、福島市をお願いして我々は接種できるわけでございますけれども、やはり問題は帰村している方、さらには避難していても独り世帯もありますけれども、そういう方が自力で申し込むこともできないとか、自力で福島市とか、会場に行って接種ができないという部分が、中にはあろうと。これらの対策については、どのような流れで対応するのか、簡単で結構です。

総務課長（高橋正文君） 今、長正議員おっしゃったのは、主に村内の方々だと思いますが、ワクチン接種は任意ということでございますが、ある程度接種が村民の方に進めば、誰が接種した、誰が接種しないというのは、村で把握できると思っております。その内容を見させていただいて、独居老人であったり、高齢者世帯の方がやっていないというのも多分分かってくると思っておりますので、その辺の状況を見て、村から電話なり訪問活動なり、勧奨をさせていただいて、やりたいんだけどできないという方が出ないような対応は、丁寧に進めてまいりたいと思っております。

3番（長正利一君） それをやっぱり十二分にやっていただくということが、やっぱり帰村し

てよかったという部分も感じられるいい点になろうかと思しますので、ぜひともそういうことがスムーズにいくようにお願いしたい。

このワクチン接種の中で、通常であれば、接種できるということになれば、新聞等では65歳云々と見ていますけれども、村はどのような接種の順番を想定しているのか。

健康福祉課長（細川 亨君） こちらについては、もう既に国から示された順位であります、1番には医療従事者、救急隊員、2番目に65歳以上の高齢者、3番目に慢性の心臓疾患や腎臓疾患などの基礎疾患をお持ちの方、4番目に高齢者施設等従事者、5番目に60歳から64歳の方、最後に5番目に入らなかった、16歳未満は、現段階では対象外であります、それ以外の方という接種対象順になっております。

3番（長正利一君） ありがとうございます。私がここでちょっと危惧するのは、やはり飯館村は感染していないという部分では、一番出入りが多いのは、この庁舎、役場関係であると思しますので、やはり役場職員は優先、最初に受けて、安心して来庁してもらえるように、この接種がいつで終わるか分かりませんが、そういうことがあっていいのかなと思って、私、提案するものでございます。これは別に法律的にこうしなさい、どうしなさいというあれは多分ないと思っておりますけれども、それができるのか、できないのか、お願いします。

総務課長（高橋正文君） 接種順を市町村の都合で変えるのはできるかどうか、私、把握しておりませんが、役場職員については、一般質問でもお答えさせていただきましたが、日頃の日常生活、家庭に戻って、あとは休日の際とか、出張のときとか、かなり細かく感染予防に努めるように指示をしております。県をまたぐ移動のときには届出をしてからとか、そういった規制をきつくしておりますので、ワクチンを先に打つという考えよりは、職員自ら、家族も含めて絶対このウイルスに感染しないというような指示をいたしておりますので、先に接種するというようなことはないのかなという考えをしております。

3番（長正利一君） 現状にそういう規則の中でやっているから大丈夫だと、安全神話はないわけでございますけれども、やはり役場機能が麻痺をしてしまうということになれば、これはどうなのかなという部分で提案いたしましたけれども、やはり飯館村、このように頑張っているという部分からははみ出ることなく、ひとつ今、総務課長から、職員、さらには職員の家族も含めてやっているという安心した回答を聞きましたけれども、そうであればぜひとも役場職員から発生しないように再度粛正に努めていただければと思います。

最後の再質問をさせていただきます。

4番目の農業基盤整備事業ということであります。この事業についてもやはりやる気のある村民、いち早く飯館に戻って元の農業をしたいんだという意欲的に頑張っている方、団体もあります。行政区も本当に頑張っている行政区もあります。そうした中で、一番ネックになっているのは、基盤整備でございます。特に今あちらこちらでやっていますけれども、用排水路の整備やら、暗渠等の事業をやっています。基本的に発注はしたが、全然作業が遅れているという話を伺いました。落札すれば、あとはその業者の都合はい

ろいろあるかと思えますけれども、そのようなことがあるのか、ないのか、お願いします。

副村長（高橋祐一君） 発注はしているが、工事がなかなか進んでいないという状況かと思いますが、当然業者には、ある程度工期を決めて現場を進めてもらっております。ただ、やはり資材が入ってくる部分とか、道具の確保という部分で難航している業者もあります。そういう意味で、ご指摘のとおり、現場については多少遅れている、業者によっては進捗状況が違ふという状況になっているのは確かであります。

あとは、先ほど言った意欲的な農家を優先的にという話がありましたが、地区によって営農の状況が進んでいるところと進んでいないところという形で、本当に申し訳ないんですが、作付している現場については、なかなか作付期間中の工事ができないという現状があります。ですから、収穫後に工事をして、現場を進めるという形もあって、その辺についても現場の遅れの一つの原因になっているのかなと思っています。確かに遅れている部分をこれからどう解決していくかという部分については、業者を含めて、入札制度も含めて令和3年度検討して、本当に早く完了できるような形にしていきたいと思っています。

3番（長正利一君） 多少ならずともそういうのがあるというお話でございますけれども、このような状況で、村としてもなりわい農業を含めて飯舘村おこしであろうという中で、あわや片方は営農計画を組んでこのような作付をして、このような事業として営むんだと。事前に村との話もして、大丈夫だという流れで話は受けた。しかしながら、実際全然工期が遅れている。できなかった。やっぱり死活問題だ。ある人については、もうこんな機械は返すからとか、オーバーに言うと、そんな言葉も出てきます。いずれにしても私、冒頭に申し上げましたが、できるものはできる、できないものはできないと。できないものをやれなんていうのは、そう飯舘の人にはいないと思います。でありますので、やはり制度にのっとって落札をした、入札に参加して落札をしたということであれば、工期内に仕上げさせていただくのが契約行為なのかなと私は思っています。そういう観点から、村としてもその注意喚起をしていただかないと、この事業量によって基本的には村の業者さんにと、私はそれには大賛成です。しかしながら、時間との戦いをしているときに、落札はしたが、工事は作業員が集まらなくてできなかったでは、これはどうなのかなという問題もあります。今後やはりそういう営農再開に向けては、支障がないように、落札業者にはその心得を持って飯舘村の事業に参加していただくようお願いしたいと思いますけれども、これについてお願いします。

総務課長（高橋正文君） 入札の関係でございますので、基盤整備事業に限らず、発注したものは工期内に完了していただくというのが基本になっておりますので、いずれの工事についても発注業者の業務が過剰であるとか、そういう状況も見て、今後指名も考えていきたいと考えております。

受注して、いろいろな要因によって、天候であるとか、資材が入ってこないとか、そういうもので遅れというのはしようがないと、やむを得ないと思いますが、今年度繰越明許費も多くなっていることでもありますので、その辺を勘案して業者の業務内容なんかも

見させていただきながら発注をかけていきたい。建設課長にも相談して発注、あとは指名委員会を検討させていただきたいと思います。

3番（長正利一君） 参考程度に、例えば、そういう工期が延びた、いろいろな条件は、用件はあろうかと思えますけれども、その遅延的な損害金の徴収はするんですか。違約金みたいなものは、今まで取った経過はあるんですか。

総務課長（高橋正文君） 工期が延びてしまって違約金を取ったという事例はございません。通常は、先ほど申し上げましたように、天候であるとか、様々な要件で繰越明許になっておりますので、過料等を取ったということはありません。

3番（長正利一君） いずれにしてもいろいろご回答いただきましたけれども、これからの復興・創生期間が5年間延長されましたけれども、それに向けていち早く5年満了まで何とかなるであろうではなくて、一日も早い飯舘村営農再開も含め、さらには一人でも多い住民が帰村できるよう体制づくりをしていただければ、これから夢と希望がある村づくりになるのかなと思います。

ここで一つお願いというのは、移住定住で100名ぐらいいは超えていると飯舘村はありますけれども、役場の皆さんも5年も10年も避難先に浸っていないで、特にここにいる幹部の職員、一人でも多く飯舘村を自分が支えるという気がないと、共に村民と我々を含めて優秀な先輩たちがつくってきた飯舘村の火を消さないように共につくり上げるような雰囲気づくりも含めてお願いしたいなと要望しまして、終わらせていただきます。本当にありがとうございます。ひとつよろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（菅野新一君） 長正利一君の一般質問を終わります。

これで、本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午後2時14分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月11日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 長正 利一

同 会議録署名議員 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

令和3年3月19日

令和3年第1回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和3年第1回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和3年3月19日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年3月19日 午前10時00分				
	閉会	令和3年3月19日 午前11時07分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 高橋和幸		7番 渡邊計		8番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法 第121条の 規定によら ず説明した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	細川亨	○
	産業振興課長	村山宏行	○	建設課長	高橋祐一	○
	教育長	遠藤哲	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	教育課長	佐藤正幸	○	農業委員会 事務局長	村山宏行	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会書記長	高橋正文	○
選挙管理委員 会委員長	伊東利	○	代表監査委員	高橋賢治	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年3月19日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1 号 飯舘村議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 1 号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 5 議案第 2 号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 3 号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 4 号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5 号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 6 号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 7 号 令和3年度飯舘村一般会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 飯舘村地域防災センター設置条例
- 日程第17 議案第14号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第19号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号 飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第24号 飯舘村復興震災記録交流施設土木工事請負契約の変更について
- 日程第28 議案第25号 監査委員の選任について
- 日程第29 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第30 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 日程第31 閉会中の継続調査の件
- 日程第32 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第33 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本日、村長から、その他案件1件、人事案件2件、計3件の追加議案が送付されております。

次に、発委第1号飯館村議会会議規則の一部を改正する規則が議会運営委員長より提出されております。

次に、予算審査特別委員長より令和3年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月17日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員の派遣状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 高橋和幸君、7番 渡邊計君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

飯館村復興震災記録交流施設土木工事請負契約の変更について、仮契約を締結いたしましたので、その承認等を求めるものであります。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第24号は、飯館村復興震災記録交流施設土木工事請負契約の変更についてです。

令和2年8月26日付で関場建設株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から389万700円減額する請負額の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は1億3,470万9,300円です。

議案第25号は、監査委員の選任についてです。

これは、飯樋字前田537番地の高野孝一さんを監査委員に選任したいので、この同意を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてです。

これは、白石字町379番地1の和田憲昌さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものであります。

以上が、提出いたしました追加議案の概要です。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時05分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時15分）

◎日程第3、発委第1号 飯館村議会会議規則の一部を改正する規則

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第1号飯館村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました発委第1号飯館村議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

令和3年2月9日に、町村議会会議規則改正され、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など、議員として活動するに当たって諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

また、会議録署名議員について、議員定数が10人と減数になったこと及び近隣の町村議会における会議録署名議員の数が2名である自治体が多いことから、今回の改正に併せて2名とするものであります。

さらには、町村議会会議規則と文言の整合を図るため、今回の会議規則の一部改正に併せて所要の改正を行うものであります。

以上であります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第1号 令和2年度飯館村一般会計補正予算（第11号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第1号令和2年度飯館村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 次の予算が確定するまでの間、村民生活にとって必要な補正がどうかというところで、確認だけしたいと思います。

まず、補正予算書の63ページにおける役務費の手数料、たしか説明では全体の除染での廃棄物の処理だということでありまして、この量なり、どういう流れで処理されていくのか伺っておきます。

あとは、67ページの営農再開支援事業、予算委員会でもいろいろありましたけれども、ここでのマイナスということ、精査なんだろうけれども、営農再開支援事業のこのマイナスした事項は継続されていくのか、単なる精査なのか、伺っておきます。

69ページにおける林業費の委託料、伐採支障木処理場のイグネの説明がありましたけれども、これはイグネの全ての業務が終わったということ、今後長泥とかそういう部分は入ってこないのか、実態としてはどうなのか確認しておきます。

あとは、73ページにおける広場管理業務、自前でやったので、全額減額ということですが、今回は自前でやったという話でしたが、今後はどのようにしていくものなのか。

83ページにおける教育総務費のスクールバス運転業務、これも精査なんだろうけれども、今後の児童の関係やスクールバス運転に係る課題の中で、どのように運営されて、減額していくのか、伺っておきたいと思います。

産業振興課長（村山宏行君） まず、63ページの廃棄物処理ですね。こちらについてなんですが、量的な部分を把握しておりませんでした。見積書でいただいていたことだったので、この分把握しておりません。調べましてご報告申し上げます。

67ページ、営農再開支援事業、今回3,800万円ほど減額するわけですが、内訳としましては、深耕作業が2,300万円、それから畦畔の部分で1,000万円という減額が主立ったところがございます。次年度はどうなんだというところがございますけれども、基本的には深耕それから畦畔、それぞれの圃場で余分があればできるというふうになって

ございますので、この事業、来年度についてもメニュー化されておりますのでご利用いただけるということでございます。

それから、69ページ、伐採支障木の関係でございます。こちらについての全ての実績ということで、一応蕨平の減容化施設、もう終わってしまいましたのでこの量が全てという形になります。こちらの精査という形になります。長泥の部分はどうなるということでもありますけれども、こちらについては環境省のほうでしかるべく処理をすることになってございます。

総務課長（高橋正文君） 私のほうからは、73ページの風の子広場の広場管理業務。今回470万円ほど落としております。今年度については、職員等で対応した部分もございましたので、470万円ほど落としております。来年度につきましては、当初予算で管理費として240万円計上させていただいております。

教育課長（佐藤正幸君） 私から、83ページ、スクールバス運転業務についてであります。スクールバスにつきましては、春先のコロナ関係での学校の休業、またコロナ対策としまして土曜日の部活を自粛して来たという部分もあって、かなり運行日数が減ってきたということで、今回減額という精査になったところでございます。

今後につきましては、通常の学校運営ということになりますので、その部分でしっかり当初予算の対策を立てさせていただいておりますが、状況に応じて、しっかりと運行を守っていきたいと考えております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第2号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第2号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第3号 令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第3号令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第4号 令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第4号令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第5号 令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第5号令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第6号 令和2年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第6号令和2年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第7号 令和3年度飯館村一般会計予算

日程第11、議案第8号 令和3年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第12、議案第9号 令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第13、議案第10号 令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第14、議案第11号 令和3年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第15、議案第12号 令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長(菅野新一君) 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第10、議案第7号令和3年度飯館村一般会計予算について、日程第11、議案第8号令和3年度飯館村国民健康保険特別会計予算について、日程第12、議案第9号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計予算について、日程第13、議案第10号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算について、日程第14、議案第11号令和3年度飯館村介護保険特別会計予算について、日程第15、議案第12号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果については、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（相良 弘君） ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託されました議案第7号から議案第12号までの令和3年度飯舘村一般会計予算外5つの特別会計予算、計6議案について、提出された予算書等に基づき、3月15日から17日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等より事務、事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和3年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書等の資料を基に事業計画執行に対する基本方針等について、村長はじめ各担当課長等にいたしました。

審査の案件は、原発事故によって、全村避難から10年が経過し、一部を除き避難指示解除となつて4年目の状況下にあつて、1つにはいまだ避難状況が続く村民の福祉向上のための事業内容であるか、2つには村に安心して戻り安全・安心な生活環境が確保できるような事業内容であるか、3つには村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか等について審査を行いました。

質疑では、村民の健康管理を含め、日常生活の安心等に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業など、多くの事務事業についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計ともに村民が安全で安心な村民生活が営めるよう、村内環境の整備のための数多くの事業が、予算執行段階においては、より村民一人一人に寄り添った丁寧な事業を実施されるよう望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第7号令和3年度飯舘村一般会計予算、議案第8号令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第9号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算、議案第10号令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算、議案第11号令和3年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第12号令和3年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算の6議案について、本委員会は採決の結果、一般会計予算並びに他の5つの特別会計全てについて全会一致で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77条の規定によって、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告いたしました。

なお、委員会での審議の詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありまますので、後ほど会議録によりご確認くださるようお願い申し上げ、審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で、令和3年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第7号から議案第12号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和3年度飯館村一般会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和3年度飯館村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和3年度飯館村介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第13号 飯舘村地域防災センター設置条例

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第13号飯舘村地域防災センター設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 地域防災センター設置というもので、防災の拠点ということでありませうけれども、有事における緊急事態の対応の拠点となり得るためには、運営体制とかマニュアルという基本的なものが大事だと思うんですけども、その点ではどういうふうになっているのか。これから積み上げていくのか分かりませんが、村全体をこう見て、有事の際に、本部そのものはこの間の地震があったときみたいにこの防災センターになるんでしょうけれども、いろいろと体制全体的には、みんなの目に見えるものになるのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 地域防災センターの運営体制等のご質問でございますが、運営体制については、いろいろなやり方が考えられます。まず、村で直営で管理するとか、あとは地域の行政区にお願いをするとか、いろいろな方法があると思いますが、一応7月半ば開始を予定しておりますので、それまでにはいろいろな形で相談をさせていただいて詰めていきたいと考えているところでございます。

あと、地域防災関係のマニュアル等ということでございますが、現在、今年度地域防災計画を策定中でございますので、その中にもいろいろな定めがございます。そういったものを基に、具体的に地域防災センターのマニュアルについても速やかに策定させていただきたいと思っております。

あと、有事の際の本部というお話でございますが、基本本部についてはこの飯舘村の本庁舎が災害の際は本部になる。ただ、1つよりは飯樋も本拠があったほうが良いということで、今後はその災害にもよりますけれども、2拠点の体制で補完していくという考えをしております。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 計画はいつ仕上がるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 地域防災計画については、令和2年度末までに策定をして、全戸配布ということにはなりませんけれども、今年度中に策定を完了するというところでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第14号 飯館村税条例等の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第17、議案第14号飯館村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第15号 飯館村使用料条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第15号飯館村使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第16号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第16号飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 説明資料で見ると、技術が抜けただけという中身ですけれども、従事する職員は技術を抜いたことで、簡易水道事業に対しての差なり、何かあるんでしょうか。

総務課長(高橋正文君) ここに記載してある技術というのは、水道管理者の資格を持ってい

る方、職員の中に現在1人おりますが、そういう方には特殊勤務手当を支給していたということがございました。ただ、実際、水道業務に夜間等も当たっている職員は資格のない職員が今現在当たっているということで、そういった職員にも資格はないんですけれども特殊勤務手当を支給できるように改正したいということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第17号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第17号飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第18号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第18号飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第19号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第19号飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第20号 飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第20号飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第21号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第21号飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第22号 飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について

議長(菅野新一君) 日程第25、議案第22号飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第23号 飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について

議長(菅野新一君) 日程第26、議案第23号飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第24号 飯舘村復興震災記録交流施設土木工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第24号飯舘村復興震災記録交流施設土木工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） ここでは工事そのものの変更があつてということでありましてけれども、昨年の中でどうも大型大規模工事の中で、当初落札して、その後追加で大体増額という請負契約が多かったように思います。今会津のほうで警察が入るぐらいの問題が起きていますけれども、どうも入札において競争が働かなくて、落札率95%、98%、ひどいのは99%を超えるようなこともあるという流れなんです。村民の中では飯舘も比率がずっと95%以上じゃないかという声もありますので、この入札全体について、今はこんな状況でされていて、こういうふうになるんだということ、村民に誤解されないように、説明いただけるとありがたいなと思って質問するものであります。

総務課長（高橋正文君） 先頃、入札の報道で話題になっている件でございますが、まず、落札率というのがございますが、これについては、予定価格に対する落札額の率ということでございます。落札率は90%を上回っているという市町村がほぼ大部分でございます。これは、特に土木工事などでは、その市町村の設計額と請負業者の積算額というのは、いろいろな単価等も分かっておりますのでほぼ近くなるということで、落札率が9割を上回るということは特に問題視はしていないところであります。

近頃の話題となっておりますのは、予定価格ではなくて、最低制限価格制度というのを導入している市町村がございます。これは、ある一定程度の工事等の質を担保するという事で、昔、1円入札とかがございましたので、そういうことで設けられた制度でございます。最低制限価格制度については、各市町村で導入しているところでも、積算式や算定式は公表しておりませんので、幾らが最低価格なのかというのはほぼ業者さんのほうでも分かりません。算定式もいろいろな算定式でやっておりますので。そこに限りなく近いとか、同額になるということは、これは問題があると思います。偶然一致するという場合もある可能性もあるんですが、同額になるというのはかなり問題視されることだと思います。飯舘村においてはその最低制限価格制度は導入しておりませんので、率として出ているのは予定価格に対する落札率でございます。入札については、飯舘村においては、適正に執行しているということはもちろんでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第25号 監査委員の選任について

議長(菅野新一君) 日程第28、議案第25号監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(菅野新一君) 日程第29、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第30、承認第1号 専決処分の承認について

議長(菅野新一君) 日程第30、承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第31、閉会中の継続調査の件

議長（菅野新一君） 日程第31、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎日程第32、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第32、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎日程第33、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおりに派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおりに派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第1回飯館村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまです。

（午前11時07分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野 新一

同 会議録署名議員 高橋 和幸

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎